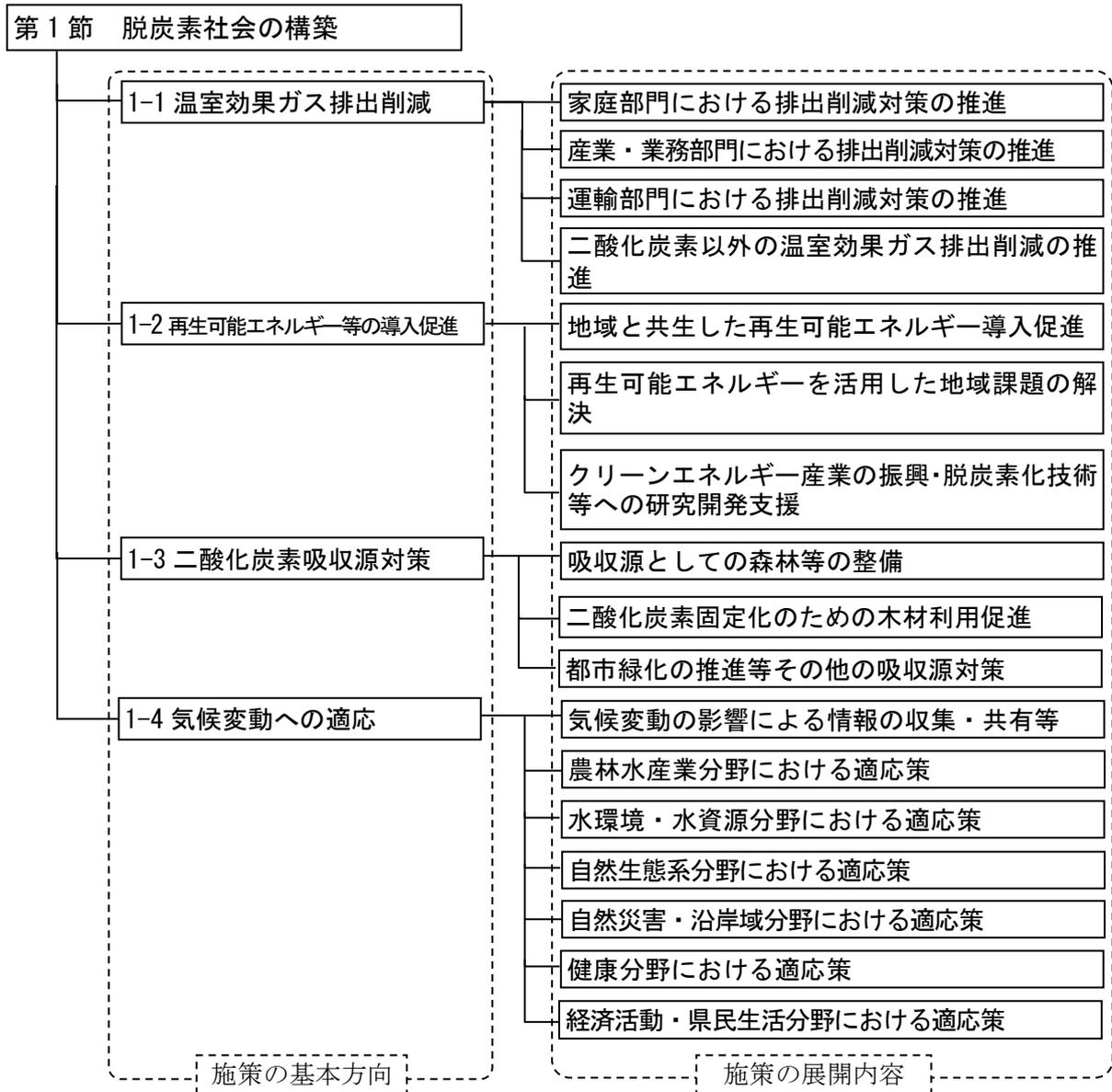
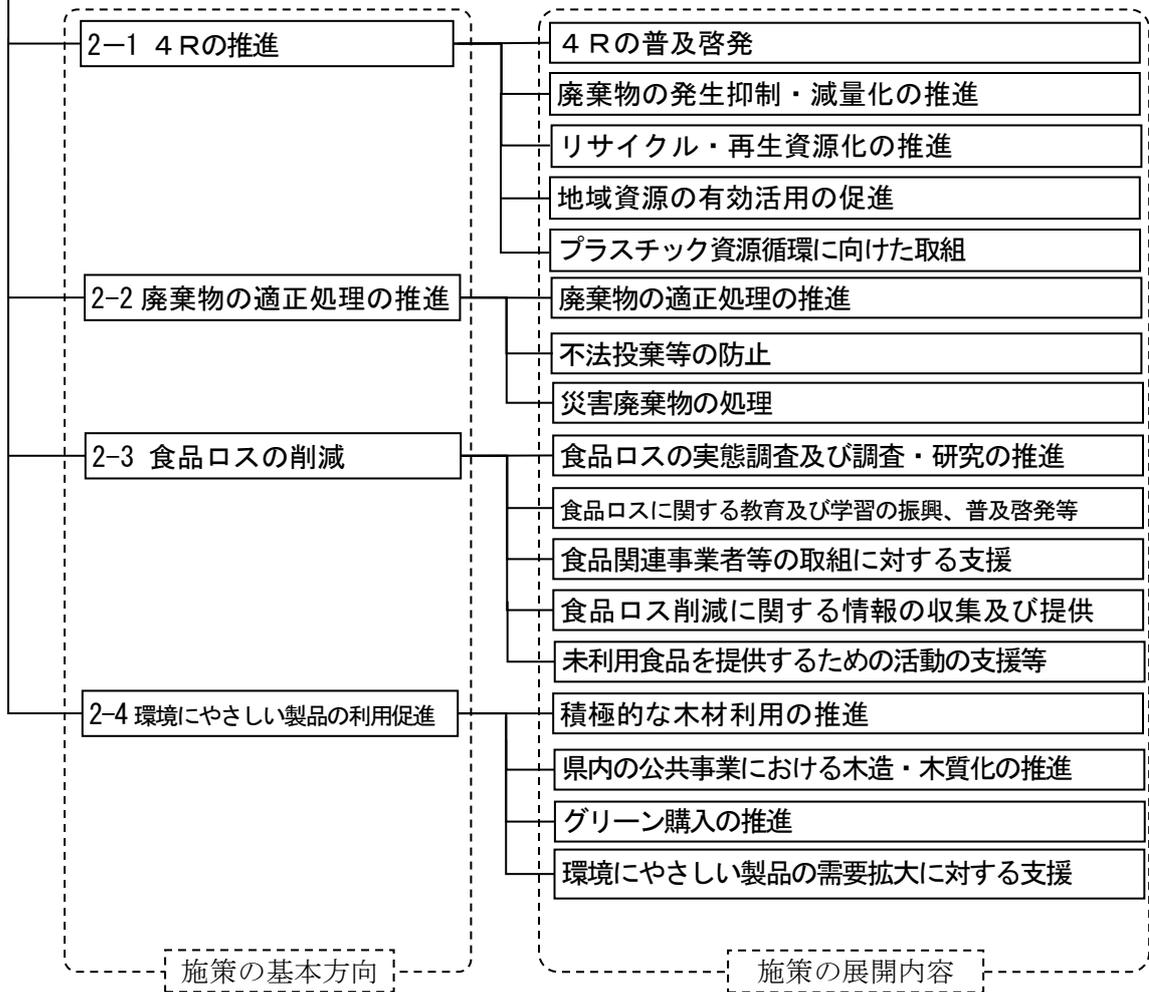


## 第4章 分野別の施策の展開

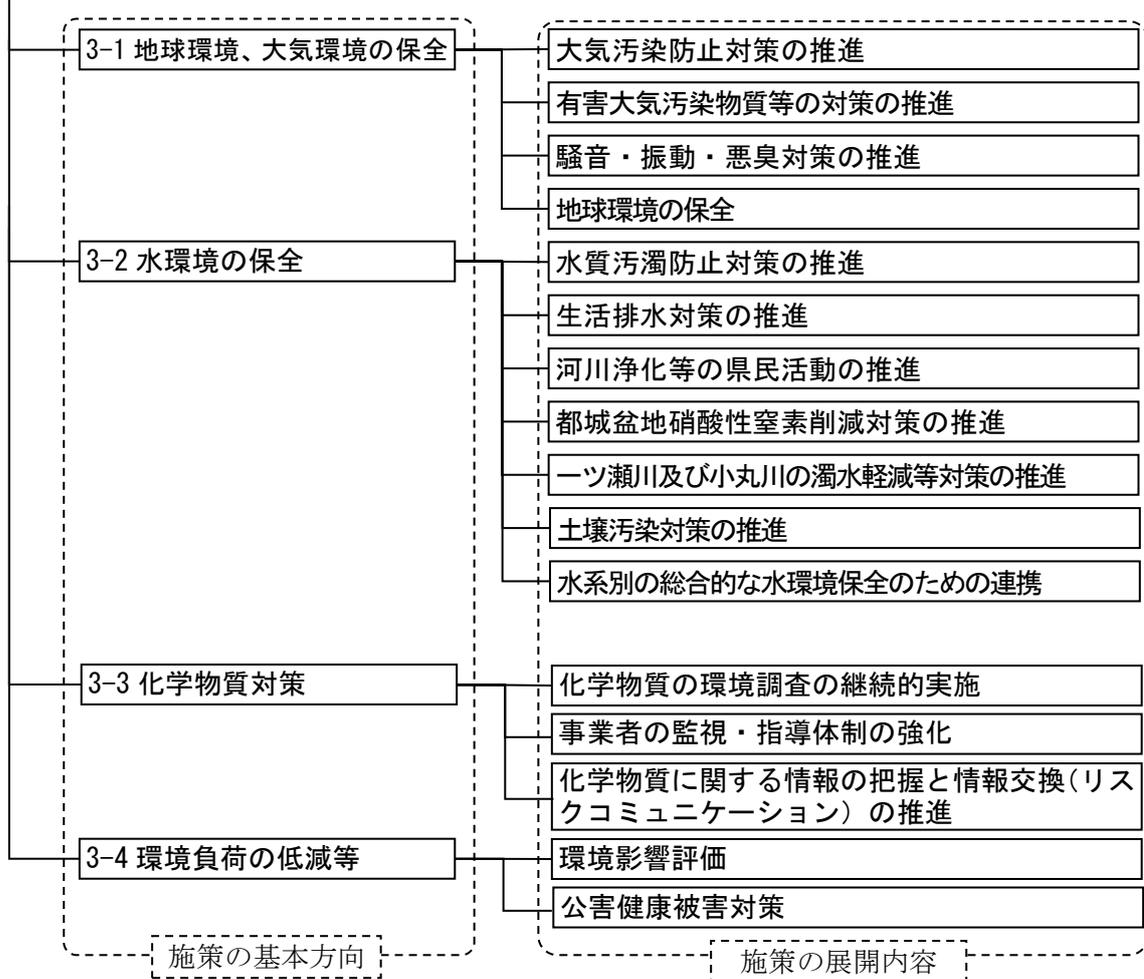
第3章に掲げた目指すべき環境像「ひと・自然・地域がともに輝く持続可能なみやぎ」に向け、次の6つの分野別施策を計画的に展開します。



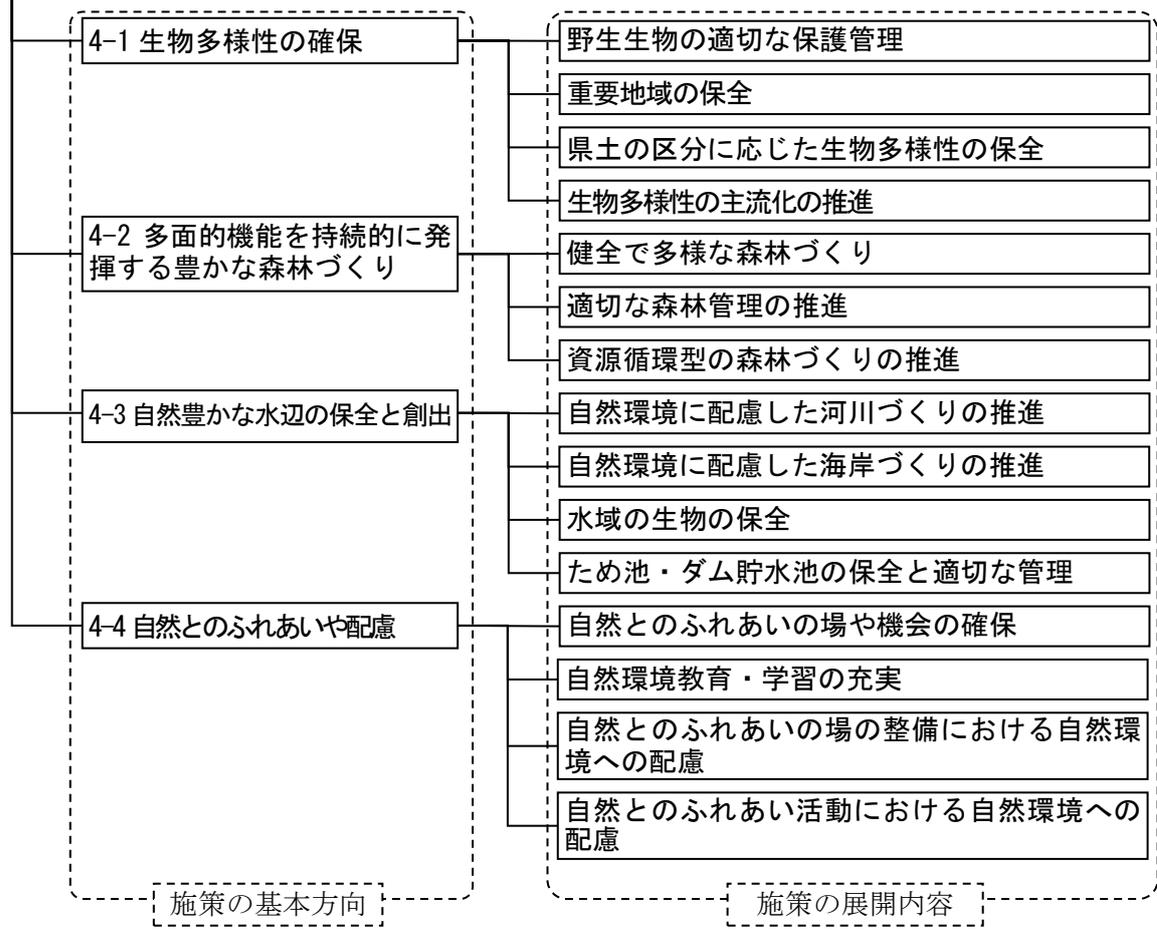
第2節 循環型社会の形成



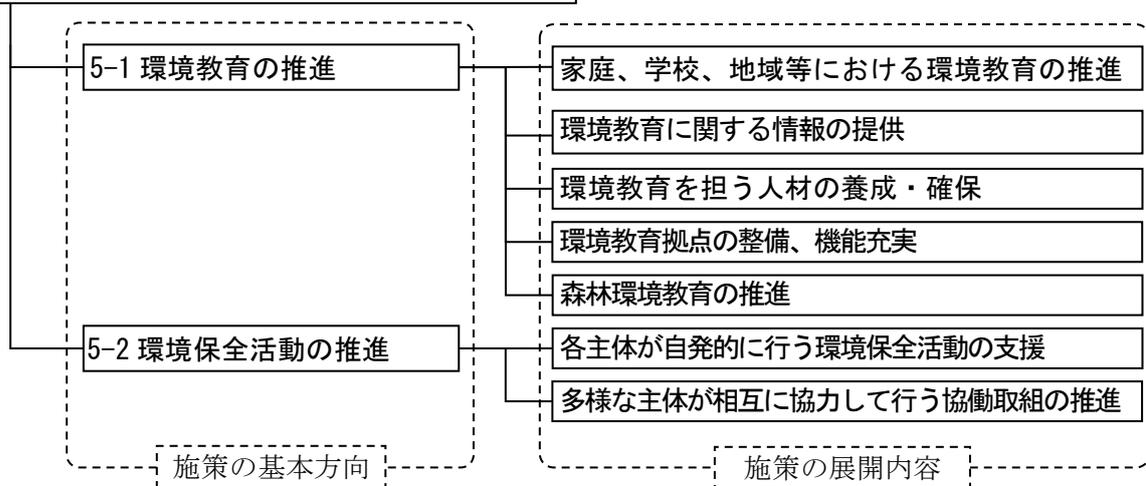
第3節 地球環境、大気・水環境等の保全



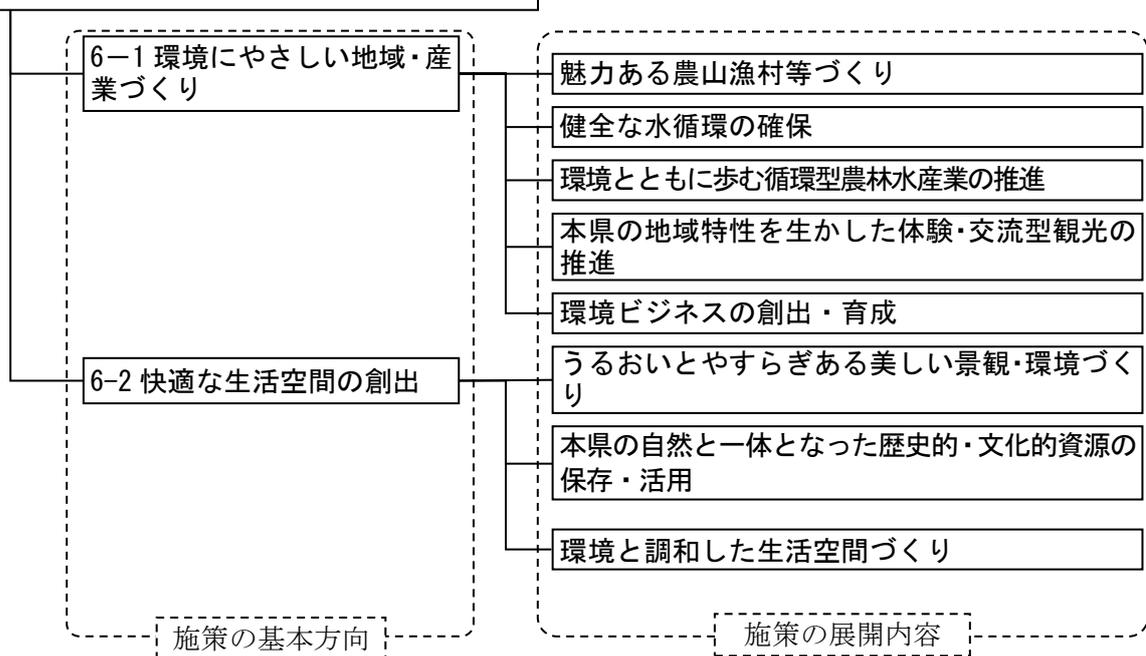
第4節 生物多様性の保全



## 第5節 環境保全のために行動する人づくり



## 第6節 環境と調和した地域・社会づくり



## 第 1 節 脱炭素社会の構築

### 1-1 温室効果ガス排出削減



#### (1) 現状と課題

##### 現 状

○脱炭素社会の構築に向けた国及び本県の動向

- ・我が国では、令和 2 年 10 月に、首相の所信表明演説において、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。
- ・また、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正法が令和 3 年 5 月に成立し、2050 年カーボンニュートラルの基本理念の明確化、地方公共団体実行計画への施策実施に関する目標の追加、地域の再生可能エネルギーを活用し脱炭素化を推進する「促進区域」の市町村による設定努力義務等が定められました。
- ・令和 3 年 10 月には国の地球温暖化対策計画が改定され、2050 年カーボンニュートラル実現に向け、中期目標として令和 12 (2030) 年度に、温室効果ガスを平成 25 (2013) 年度比 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向け挑戦を続けていくことが明記されました。
- ・令和 3 年 6 月に策定された地域脱炭素ロードマップでは、令和 12 (2030) 年度までに集中して行う取組、施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策が示され、今後 5 年間を集中期間として政策を総動員し、令和 12 (2030) 年度までに少なくとも 100 か所の「脱炭素先行地域」をつくるとともに、全国で重点対策を実行していくこととしています。
- ・国の動きに対応し、本県においても、令和 3 年 3 月に 2050 年までに温室効果ガスの排出量を吸収量と均衡させて実質ゼロとする、ゼロカーボンを目指すことを表明しました。
- ・県内においても、脱炭素社会の実現を目指す動きは広がりを見せ、令和 5 年 2 月現在、12 市町が「2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ (ゼロカーボンシティ宣言)」を表明しています。

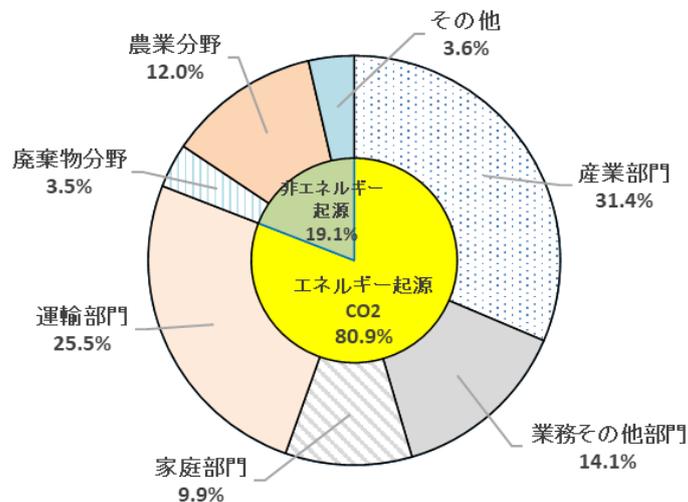
○日本国内の温室効果ガスの排出状況

- ・我が国の令和 2 年度の温室効果ガス総排出量は約 11 億 5,000 万 t-CO<sub>2</sub> と、前年度比で 5.1%減少し、平成 25 年度比で 21.5%減少しています。前年度からの減少要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する製造業の生産量の減少、旅客及び貨物輸送量の減少等に伴うエネルギー消費量の減少等が挙げられます。

○宮崎県内の温室効果ガスの排出状況

- ・本県の令和元年度の温室効果ガス総排出量は 987 万 t-CO<sub>2</sub> で、基準年度である平成 25 年度に比べ 22.4%減少しています。温室効果ガス排出量が減少した主な要因は、電化製品の高効率化や電力の低炭素化（再生可能エネルギーの拡大及び原子力発電所の再稼働）に伴う電力由来の排出量の減少によるものです。
- ・令和元年度に本県から排出された温室効果ガスのうち、約 81%はエネルギー起源の二酸化炭素です。温室効果ガス排出量を部門別に見ると、産業部門が約 31%と最も割合が高く、次に運輸部門が約 26%、業務その他部門が約 14%、家庭部門が約 10%となっており、全国と比較すると、本県は運輸部門に占める割合が高いことが特徴です(全国:運輸部門約 19%(令和元年度))。

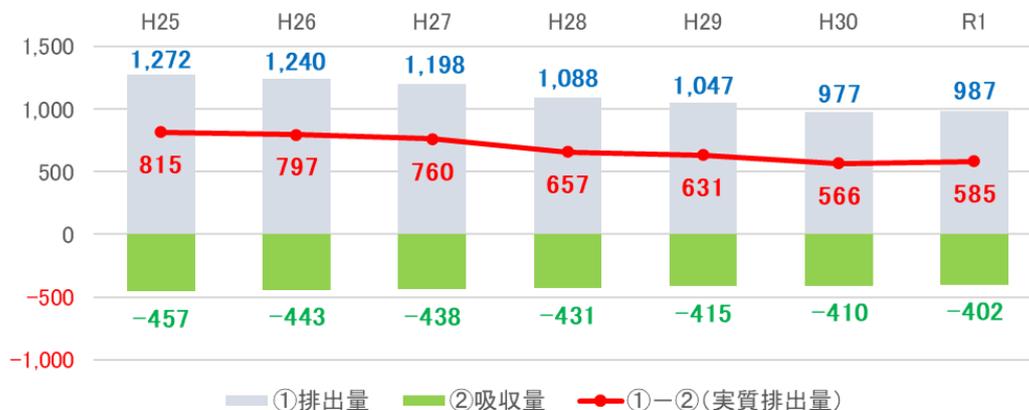
図 14-1 令和元年度の温室効果ガス排出量の部門別割合



※産業部門にはエネルギー転換部門を含む。

※非エネルギー起源…非エネルギー起源の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、代替フロン類(ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>) )

図 14-2 本県における温室効果ガス排出量の推移 (単位: 万 t-CO<sub>2</sub>)



※算定に使用している国の統計データの遡及修正等に伴い、再計算を行っており、過去に公表した数値と異なる場合があります。

#### ○家庭部門における温室効果ガス排出削減の取組

- ・令和元年度の家庭部門における二酸化炭素排出量は 98.1 万 t-CO<sub>2</sub> であり、基準年（平成 25 年度）比で 48.7%減少しています。
- ・家庭から排出される二酸化炭素のうち、約 7 割は家電製品など電気の使用によるものです。
- ・県では、環境みやざき推進協議会や宮崎県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、省エネ・省資源の重要性の PR など地球温暖化防止に関する普及啓発を行っています。
- ・また、令和 3 年度からは九州 7 県で連携してスマートフォンアプリ（九州エコファミリー応援アプリ「エコふぁみ」）を配信し、環境にやさしい行動に対しポイントを付与するなど、家庭における二酸化炭素排出量の削減促進を図っています。

#### ○産業・業務部門における温室効果ガス排出削減の取組

- ・令和元年度の産業部門における二酸化炭素排出量は 310.1 万 t-CO<sub>2</sub> であり、基準年（平成 25 年度）比で 26.0%減少しています。また、業務部門における二酸化炭素排出量は 138.8 万 t-CO<sub>2</sub> であり、基準年（平成 25 年度）比で 29.5%減少しています。
- ・産業部門は、本県の場合、全国に比較して農林水産業の比率が高いことが特徴です。農業は本県における基幹産業の一つであり、特に冬季の温暖多日照な気候を生かした施設園芸は全国でも有数の産地となっています。今後は施設園芸における省エネ設備の導入やエネルギー源の転換など、環境に配慮した農業生産の基盤づくりを進めていくことが大切です。
- ・業務部門は、主に商業やサービス業等の事業所の活動を対象にしています。業務部門における省エネルギーを実現するためには、建物の断熱強化や冷暖房効率の向上、照明等の機器の効率化を行うとともに、更なるエネルギー管理の徹底が必要です。
- ・県では、「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」に基づき、一定量の温室効果ガスを排出する事業者に対して温室効果ガス排出抑制計画書の作成・提出を求めることにより、計画的な温室効果ガスの排出削減対策を推進しています。
- ・県庁においては、事務事業に係る環境負荷を低減させるため、「宮崎県庁地球温暖化対策実行計画」等の取組を推進しています。

#### ○運輸部門における温室効果ガス排出削減の取組

- ・令和元年度の運輸部門における二酸化炭素排出量は 251.8 万 t-CO<sub>2</sub> であり、基準年（平成 25 年度）比で 8.8%減少しています。
- ・運輸部門の温室効果ガス排出量のうち、自動車等によるガソリン及び軽油使用に伴う二酸化炭素排出量が約 9 割を占めています。また、本県の自動車保有台数は、令和 4 年 3 月末で 929,053 台、人口千人当たりの自動車保有台数は全国第 7 位と移動手段として自動車への依存度が高くなっています。
- ・県では、環境みやざき推進協議会と連携し、エコドライブやノーマイカーデー等の取組を推進しています。

- ・国は、令和 17（2035）年までに軽自動車を含む乗用車の新車販売の全てを電動車（電気自動車（EV）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV））とする目標を掲げており、今後、電動車の普及が進むことが予想されます。

○二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の取組

- ・二酸化炭素以外の温室効果ガスとしてフロン類、メタン等がありますが、フロン類については業務用のエアコン及び冷蔵・冷凍機器の管理者や第一種フロン類充填回収業者等に対して指導や立入検査を実施し、フロン類の管理の適正化を図っています。

## 課題

- 本県の温室効果ガス排出量は減少傾向にありますが、令和 12（2030）年度に 平成 25（2013）年度比 50%削減という目標を達成するためには、国、地方自治体、事業者、県民等すべての主体で一層の排出削減の取組が必要です。

- 家庭部門では、脱炭素社会の構築に向けた意識啓発を充実させ、脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進する必要があります。また、新築住宅のZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化や既存住宅の断熱改修など、住宅の省エネ性能を向上させる必要があります。

- 産業・業務部門では、省エネルギーなど地球温暖化対策に関する助言・情報提供を行うなど、環境に配慮した事業活動等の取組を積極的に進めていくことが求められます。

- 運輸部門では、交通環境の整備・改善や公共交通機関の利用促進等の取組を進めていく必要があります。また、EV等の電動車の普及促進及びEV充電施設等のインフラを強化する必要があります。

- 化石燃料（重油、石炭等）の使用は多くの二酸化炭素を排出することから、家庭や産業・業務部門を中心に電力など二酸化炭素の排出量が少ないエネルギー源への転換等、エネルギー利用の効率化を図る必要があります。

- 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の取組としては、温室効果の高いフロン類の管理の適正化を推進し、温暖化対策に資する取組を進めていく必要があります。

## （2）施策の方向

### ①家庭部門における排出削減対策の推進

- 「みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例」に基づき、二酸化炭素等の温室効果ガス排出の現状及び削減目標について周知するとともに、温室効果ガス排出削減のための取組事例やその効果などを県民に示すことにより、効果的な普及啓発を図ります。

- 環境みやぎ推進協議会と連携して、日常生活における省エネルギー活動として、冷暖房時の室温の適正化を図る「クールビズ」や「ウォームビズ」の推進など家庭での取組について普及啓発を行います。

- 九州各県が一体となり、家庭や地域での温室効果ガス排出削減に取り組むため、スマートフォンアプリを活用し、家庭での電気使用量削減などの取組を促進します。
- 宮崎県地球温暖化防止活動推進センターを中心として、環境保全NPO・団体や地球温暖化防止活動推進員等と連携しながら、省エネルギーに対する県民の意識を高め、実践を働きかけるなど地域住民と協働した普及啓発を実施します。
- 地球温暖化防止活動推進員に対する研修や情報提供等、支援を行うことにより、普及啓発スキルの向上を図ります。
- ゼロカーボン社会の実現に向けて、県民や事業者の気運醸成や行動変容を促すため、訴求効果の高いプロモーションを展開します。
- 省エネ家電への買換えやLED照明への切替え等について普及啓発を図り、家庭での省エネ設備・機器等の導入を促進します。
- エネファーム（家庭用燃料電池）の普及促進のため、その特徴について周知を図るとともに、設置者に対する支援を行います。
- 住宅の高断熱化・高气密化や高効率設備の導入及び再生可能エネルギーの活用により年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなるZEHについて普及啓発を図り、導入を促進します。
- 今後新築する県営住宅は可能な限りZEH基準の水準に準拠し整備を行います。
- エネルギーの使用状況を表示して空調、照明等の機器が最適な運転となることを促すHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）の導入を促進します。
- ガス給湯器を電気給湯器に切り替えるなど、家庭部門における化石燃料から電気へのエネルギーシフト（電化）に向けた普及啓発を図り、導入を促進します。
- 県民自らが環境負荷の低減に取り組むという観点から、フードマイレージ（食料の総輸送量・距離）の短い地産地消を推進します。

## **②産業・業務部門における排出削減対策の推進**

- 「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」に基づき、一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者には温室効果ガス排出抑制計画の作成・提出及び排出状況の報告を義務付け、必要に応じて計画の内容等について指導・助言を行うとともに、計画や排出状況を広く県民に公表することで、自主的かつ計画的な温室効果ガス排出削減対策の取組を促進します。
- 事業者向けセミナーの開催等により、事業者の環境負荷低減への取組を促進するとともに、積極的な取組を実施している事業者を表彰し、広く県民にPRすることにより、より一層の取組を促進します。
- 宮崎県地球温暖化防止活動推進センターを中心として、環境保全NPO・団体や地球温暖化防止活動推進員等と連携しながら、事業者の行う省エネルギー活動の取組を支援します。
- 国の補助事業等を活用した、公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入を支援します。
- 事業者としての県庁においては、「宮崎県庁地球温暖化対策実行計画」及び「宮崎県グリーン購入基本方針」に基づき、県有施設においてLED等の省エネ設備や、公用車に電気自動車など

の環境性能に優れている電動車の導入に努めるとともに、高効率設備の導入及び再生可能エネルギーの活用により年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を推進するなど、率先して温室効果ガスの排出削減等の環境負荷の低減に取り組みます。

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく市町村の地方公共団体実行計画の策定や取組の推進のため、技術的助言や情報提供などの支援を行います。
- 事務所・店舗等における高効率機器・設備の導入及び建物のZEB化について普及啓発を図り、導入を促進します。
- 既存建築物の省エネ改修について、普及啓発・導入支援を図ります。
- スマートメーターの設置やBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）、FEMS（ファクトリーエネルギーマネジメントシステム）の導入などによるエネルギーの見える化を促進します。
- 事業所や工場等における空調、ボイラー設備等の電化とともに、バイオマス燃料、天然ガス等の二酸化炭素排出量が少ない燃料や未利用熱の利用などについて、普及啓発を図り、エネルギー利用の効率化を促進します。
- 一般財団法人省エネルギーセンター及び国の採択を受けた省エネルギー支援事業者と連携し、省エネに取り組む自治体及び事業者を支援します。
- 中小企業等を対象とした省エネルギー診断を活用し、現地アドバイスや運用改善支援によるエネルギー使用の無駄を減らし、二酸化炭素削減とコスト削減を図ります。
- 省エネルギー対策に関する取組事例や国・自治体などの助成制度等について、セミナーやホームページ等を通じて情報提供を行います。
- 省エネ・再エネ設備等の導入に取り組む中小企業に対して、信用保証料の負担軽減による資金調達支援などを行います。
- 施設園芸における省エネ資材や省エネ機器の導入、家畜排せつ物など地域の未利用資源を活用したエネルギーの利用などにより、農業における脱炭素化を推進します。
- AI、IoT等のデジタル技術を活用した生産工程の効率化やエネルギー活用の最適化など、省エネ・省資源化にもつながるデジタルトランスフォーメーション（DX）の取組を推進します。
- 脱炭素化に向けた世界の動きを経済成長の機会ととらえ、温室効果ガス排出削減と産業競争力向上の両立を目指すグリーントランスフォーメーション（GX）の取組を推進します。

### **③運輸部門における排出削減対策の推進**

- 「みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例」に基づき、一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者には温室効果ガス排出抑制計画の作成・提出及び排出状況の報告を義務付け、必要に応じて計画の内容等について指導・助言を行うとともに、計画や排出状況を広く県民に公表することで、自主的かつ計画的な温室効果ガス排出削減対策の取組を促進します。（再掲）

- アイドリングストップ、急発進・急加速の抑制など、自動車運転時の環境負荷低減に効果があるエコドライブについて普及啓発を行い、自動車使用における省エネルギーの取組を促進します。
- 地域高規格道路の整備など、渋滞緩和により環境の保全に寄与する道づくりを推進します。
- 交通管制センターや信号機の高度化、道路交通のIT化等により、道路の渋滞緩和を図ります。
- エコ通勤割引制度、ノーマイカーデー、バスレーンの適正化等により公共交通機関の利用を促進するとともに、集約型の都市構造の実現に向けたまちづくりを促進します。
- 宮崎県自転車活用推進計画に基づき、身近な交通手段である自転車の活用推進に努め、環境への負荷の低減はもとより、サイクルツーリズムの推進、県民の健康増進にもつなげます。
- EVやPHEV、FCVなどの電動車に関する普及啓発を図り、導入を促進するとともに、充電施設等のインフラの整備に向けた取組を推進します。
- EV等の導入促進に当たっては、災害による停電時に非常用電源としての有効性についても啓発します。
- 公用車の更新時には、使用目的や費用対効果等を勘案しつつ、電動車化が可能な車両については、率先して電動車を導入します。
- 荷主企業や運送事業者等と連携しながら、トラック輸送から鉄道・船舶による輸送に転換するモーダルシフトや貨客混載など物流の効率化に向けた取組を推進します。
- 共同配送の促進や物流拠点の集約化など効率的な物流の推進により脱炭素化を図るとともに、物流施設における太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用を促進します。
- 重要港湾のカーボンニュートラルポートの形成について、国が示す施策等に関する情報収集を行います。
- タクシー、バス等のEV等への転換について、事業者への普及啓発に努めます。
- 再配達防止の普及啓発を実施し、宅配便の1回受け取りを推進します。

#### **④二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の推進**

- 業務用のエアコン及び冷蔵・冷凍機器からのフロン類の排出を抑制するため、管理者や第一種フロン類充填回収業者等に対して指導や立入検査を実施し、フロン類の管理の適正化を図ります。
- 使用済自動車からのフロン類の排出を抑制するため、事業者に対して必要な指導や助言を実施し、フロン類を適正に回収します。
- グリーン購入の取組などを通じてノンフロン製品の普及を推進します。
- 住民・事業者によるごみの分別を徹底し、メタン、一酸化二窒素の排出抑制を推進します。
- 家畜排せつ物の有効利用や堆肥の適切な利用に努めるなど、環境に優しい農業に取り組みます。

### (3) 各主体に求められる役割

#### 県民・団体

- 住宅の高断熱化・高气密化による住まいの省エネルギー化や家電製品買い換え時に省エネルギー性能の高い商品の購入、エコドライブの実践など日常生活での温室効果ガス排出量の少ないライフスタイルへの転換
- HEMSやスマートメーターの設置による家庭からの温室効果ガス排出量の把握
- 地球温暖化防止に関する講習会や、行政、団体、事業者等の地域の各主体が実施する地球温暖化対策の活動への参加
- 自家用車から公共交通機関の利用や自転車などへの転換、ガソリン車から電気自動車などの環境性能に優れている電動車への買換え

#### 事業者

- 節電、節水やクールビズ、ウォームビズ、環境負荷の少ない製品の購入など省エネ行動の実践
- 温室効果ガス排出量の把握や環境マネジメントシステムによる事業活動の改善
- 省エネ診断の実施やエネルギー管理システムの導入
- 建物の断熱化や高効率機器・設備等の導入による省エネルギー化
- 二酸化炭素排出量が少ない燃料への転換や設備の電化などエネルギー利用の効率化
- 電気自動車など環境性能に優れている電動車の導入や自動車の定期的な点検・管理の徹底、エコドライブの実践、外出時の社用車から公共交通機関等の利用への転換
- 公共交通の運行サービスの向上
- 貨物輸送における大量輸送機関の積極的な活用

#### 市町村

- 行政における事務・事業活動や公共事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の削減
- 公用車に電気自動車などの環境性能に優れている電動車の導入や自動車の定期的な点検・管理の徹底、エコドライブの実践
- 住民や事業者の自主的な地球温暖化対策の実践活動の支援や、各主体が一体となった取組の促進
- 集約型の都市構造の実現に向けたまちづくりの推進
- 省エネルギー性能の高い機器・設備等の率先導入や、国の補助事業等を活用した公共施設の省エネルギー化、再生可能エネルギーの自家消費の推進
- 自動車から様々な交通への転換を図る意識の啓発
- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画の策定や取組の推進

#### (4) 環境指標 (数値目標)

環境指標項目	単位	基準年値 (H25 年度)	現況値 (H29 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)	
						H25 年度比
温室効果ガス総排出量 (CO <sub>2</sub> 換算) ※森林等吸収量を控除後の値	千 t-CO <sub>2</sub>	8,154	6,312	4,881	4,073	-50.0%
産業部門	千 t-CO <sub>2</sub>	4,189	3,281	2,842	2,626	-37.3%
業務部門	千 t-CO <sub>2</sub>	1,969	1,294	1,124	904	-54.1%
家庭部門	千 t-CO <sub>2</sub>	1,913	1,448	778	608	-68.2%
運輸部門	千 t-CO <sub>2</sub>	2,761	2,583	2,181	1,901	-31.1%
その他	千 t-CO <sub>2</sub>	1,888	1,860	1,724	1,589	-15.8%

※ 環境省が令和 4 年 3 月に公表した「地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定・実施マニュアル (算定手法編)」に基づき排出量の推計方法を見直したこと、また、算定に使用している国の統計データの遡及修正等の伴い、再計算を行っているため、過去に公表した数値と異なる場合がある。

※ 産業部門にはエネルギー転換部門を含む。

※ その他は、非エネルギー起源の二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、代替フロン類 (ハイドロフルオロカーボン (HFC<sub>s</sub>)、パーフルオロカーボン (PFC<sub>s</sub>)、六ふっ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)、三ふっ化窒素 (NF<sub>3</sub>) )。

## 1-2 再生可能エネルギー等の導入促進



### (1) 現状と課題

#### 現 状

##### ○再生可能エネルギーに関する国の動向

- ・2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを経済成長の制約でなく成長の機会と捉え、「経済と環境の好循環」を実現するための産業政策「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が令和3年6月に策定されました。グリーン成長戦略では、2050年に向けて成長が期待される重要分野として、洋上風力・太陽光・地熱、水素・燃料アンモニア等14分野を選定し、高い目標を掲げて政策を総動員することが示されています。
- ・令和3年10月に策定された「第6次エネルギー基本計画」では、脱炭素社会を見据え、徹底した省エネの更なる追求とともに、2030年度の電源構成について、再生可能エネルギーの比率を前計画の22～24%から36～38%に引き上げ、火力発電の比率を56%から41%に引き下げることをとしています。

##### ○本県の再生可能エネルギーの導入状況

- ・本県の令和3年度の再生可能エネルギー総出力電力は約269万kWであり、太陽光発電が5割を超えています。
- ・県内の再生可能エネルギーによる年間発電量は、令和2年度時点で約44億kWh（固定買取価格制度及び県外への直接送電分も含む。）と推定され、県内需要電力量の約65%にあたります。

図 15-1 令和3年度の再生可能エネルギー発電分野別の割合

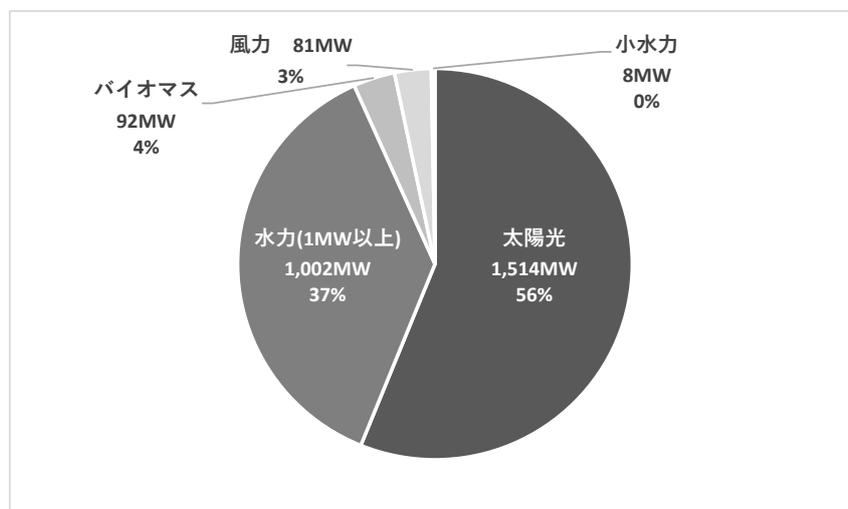


図 15-2 再生可能エネルギー導入の推移（単位：MW）

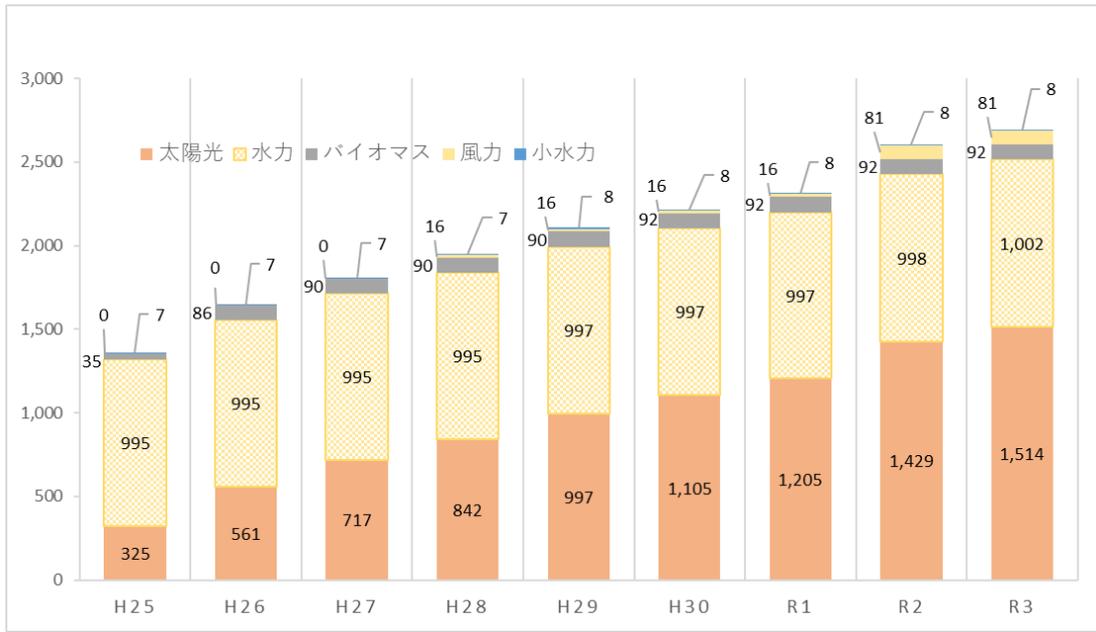


表 3-3 再生可能エネルギー等の利用促進に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	H29年度	H30年度	R1年度
再生可能エネルギー総出力電力	kW	2,107,301	2,217,640	2,317,797

- ・太陽光発電は、固定価格買取制度の影響や日照時間が長いこと、設備の設置に要する期間が他の再生可能エネルギーと比較すると短いこと等が要因となり、平成25年度と比較すると約4.7倍に増加しています。
- ・バイオマス発電は平成26年度に大型木質バイオマス発電所が整備されたこと等から大幅に増加しましたが、近年の伸びは鈍化しています。
- ・風力発電は、平成25年度時点では導入が進んでいませんでしたが、平成28年度、令和2年度にそれぞれ1件ずつ導入されています。
- ・小水力発電の多くは農業用水路や小規模ダムに設置されていますが、初期投資が大きいこと等から伸び悩んでいます。
- ・地熱発電は、適地が限られること、開発コストが高いこと、環境アセスメントが必要であること等から時間を要し、導入は進んでいません。

○再生可能エネルギー等の導入促進

- ・県では、事業を検討する市町村・事業者に対して、専門知識を持つアドバイザーの派遣や、県民や事業者への普及啓発セミナーなどを行っています。
- ・農業用施設を利用した小水力発電に関する可能性調査の実施や、研修会や先進事例の情報共有などを行い、小水力発電の導入を促進しています。

- ・ 再造林の促進とともに木質バイオマス資源である林地残材等の安定的・効率的な供給に向けた支援をしています。
- ・ 再生可能エネルギーを最大限利用する水素社会の実現に向けて、企業や大学等への研究支援や県民への水素利活用の普及啓発を行っています。

#### ○本県の再生可能エネルギー導入見込み

- ・ 太陽光パネルについては、近年、発電効率や設置方法等に関する技術の進展、低価格化が進んでいます。今後は、自家消費型太陽光発電設備の設置拡大などにより、さらに太陽光発電の導入が拡大すると考えられます。
- ・ 今後見込まれる風力発電やバイオマス発電、小水力発電等の再生可能エネルギーの導入量を踏まえると、2030年度には再生可能エネルギー由来の発電容量は約3,600MWとなることが想定されています。
- ・ 地域のエネルギー会社が地域の資源を活用してエネルギーを供給する事例が全国的に増えており、エネルギーの地産地消を促進し、経済を地域内で循環できる取組として期待されています。

### 課題

- 今後も本県の豊かな資源を活用しながら、景観や自然環境に配慮し地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギーの地産地消を推進するため、適地の確保や地域の理解を得るための取組などを促進することが必要です。
- 再生可能エネルギーの導入促進により、エネルギー自給率の向上をはじめ、再生可能エネルギーの地産地消による災害に強い地域づくりなどを進める必要があります。
- 太陽光発電設備の拡大に伴い出力制御による未利用電力が発生していることから、蓄電設備の導入を推進するとともに、自家消費型・地産地消型のエネルギー利用など、発電した電力を有効に活用する取組を推進する必要があります。
- 導入済みの設備について、より長期間の利用が可能となるよう、発電事業者に対し、維持管理に関する情報提供を行う必要があります。
- 発電設備の再利用や処分に関する指導体制を構築する必要があります。
- 産学官連携などによるエネルギー関連産業の活性化や、指導者や技術者の育成を図り、将来に向けた取組を展開する必要があります。
- 使用する電力の再生可能エネルギーへの転換を推進するには、県民や事業者等に対し再生可能エネルギーの利用や導入の促進を図る必要があります。
- 水素は、脱炭素化の重要なエネルギーの一つであるため、本県の地域資源や特性を生かした水素の製造や利活用を促進する必要があります。

## (2) 施策の方向

### ①地域と共生した再生可能エネルギー導入促進

- 再生可能エネルギーの利用を拡大するため、全国でもトップクラスの日照環境や豊かな水、森林等の本県に豊富に存在する多様な地域資源を活用し、地域と共生した太陽光発電や小水力発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 再生可能エネルギーの導入に対する県民・事業者の機運を醸成するため、セミナーの開催や地域で開催する研修会等に対し、環境保全アドバイザーを派遣します。
- 再生可能エネルギーに関する最新の法令等の情報収集を行い、事業者に対する遵守の徹底を図りつつ、自然環境に配慮した再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 市町村が行う、改正地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業の促進区域の指定を支援し、環境と調和した再生可能エネルギー設備の導入を支援します。
- 優良農地の確保を前提に、営農が見込まれない荒廃農地への太陽光発電設備の導入や、営農を継続しながら発電を行う営農型太陽光発電の適正な制度運用と普及を図ります。
- 設備の設置事業者が初期費用を負担し、住宅所有者の負担なしで設置する、いわゆる「ゼロ円ソーラー」の普及啓発や共同購入等の取組について検討を進め、各家庭や事業者への太陽光発電設備の導入を促進します。
- 畜産バイオマスエネルギーの利活用について、鶏ふん燃焼発電施設やメタン発酵発電施設を活用したエネルギー利用の支援や牛ふん等の燃焼技術に関する調査及び検討を行うなど、畜産バイオマス利活用を推進します。
- 木質バイオマスを活用する施設の適切な規模や配置等について、助言や情報提供等を行うとともに、ペレットやチップ等の安定的な供給を目指します。
- 県営水力の電気事業については、スマート保安技術の導入により設備の状態を的確に把握しながら設備の更新（発電効率の向上）計画を策定するとともに、未開発地点の可能性調査を実施し新規開発に取り組みます。また、小水力発電を活用した特色ある地域づくりを行うため、導入可能性調査や実証実験等を行う市町村等を支援します。
- 農業用水利施設等を活用した小水力発電については、発電可能箇所の公表を通じて、事業の参入を促し、また、支援制度や開発事例等の情報を積極的に提供し、導入を推進します。
- 風力・地熱発電については、国が実施したポテンシャル調査の結果について情報提供を行います。
- 温度差熱利用については、熱利用の効果的活用に関する情報の提供を行い、導入を促進します。
- 発電設備を長期間使用するためのO&M（維持管理方法）に関する情報提供を行います。
- 発電設備の処分時における手続き等について情報提供を行います。
- 耐用年数を過ぎた太陽光パネルの大量廃棄に備え、国のガイドラインに基づいた適正処理が確保されるよう排出事業者に対する指導を行います。
- 県内の排出事業者や産業廃棄物処理業者が、資源の循環的利用を目的として廃太陽光パネルなどの産業廃棄物のリサイクル施設を設置する経費の一部を支援します。

- 使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示す「再エネ100宣言 RE Action」など、電力のグリーン化に関する取組について情報提供を行います。
- 公共施設における太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の設置や再生可能エネルギー由来電力の購入など、県が率先して再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 地域の再生可能エネルギーを活用した電力供給会社との電力契約などにより、二酸化炭素排出の少ない電力を選択することができるだけでなく、地域経済へ貢献することを周知し、県民や事業者に対する再エネ電力の利用促進に向けた啓発を行います。

## **②再生可能エネルギーを活用した地域課題の解決**

- 災害等の非常時に備え、再生可能エネルギーの利活用について情報提供を行います。
- 防災拠点や避難所となる施設について、再生可能エネルギーや燃料電池、蓄電池の導入などにより非常時の電力の確保に努めます。
- 地域や企業の抱えている課題解決を図るため、国や県などが実施している再生可能エネルギー導入支援策を地域の経済団体等へ積極的にPRします。
- 再生可能エネルギー施設の開発設置について、関係法令に基づき土砂災害及び水害の防止や環境保全に配慮した許認可に取り組みます。
- 再生可能エネルギーの活用が、災害時のレジリエンス強化や生活の利便性の向上、地域経済の活性化につながることを周知し、地域企業や住民の参画を促進します。
- 住宅や事業所における太陽光発電の導入に当たっては、発電した電力の自家消費を促進するとともに、蓄電池の普及促進を図ります。
- 国の「地域脱炭素ロードマップ」を踏まえた「脱炭素先行地域づくり」など、地域の脱炭素化を目指す市町村を支援します。
- 将来にわたって地域における安定電源を確保するため、再生可能エネルギーを活用した地域の自立分散型エネルギーシステム構築を支援します。

## **③クリーンエネルギー産業の振興・脱炭素化技術等への研究開発支援**

- 再生可能エネルギーを活用した水素製造や、水素と二酸化炭素からのメタン合成など、本県の豊かな資源を生かした脱炭素化エネルギーの研究開発の促進に取り組みます。
- 産学官連携などにより、2050年カーボンニュートラルの実現に資する研究開発や技術開発の取組を支援します。
- 県が主催するエネルギー関連のセミナーを通じて市場動向及び法改正状況等の最新情報を提供し、エネルギー関連産業を支援します。
- 環境産業又はエネルギー産業に関する事業を行う中小企業等に対し、低利な融資を行います。

### (3) 各主体に求められる役割

<p><b>県民・団体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本県の特性である日照時間の長さを生かした太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入と自家消費の推進</li> <li>○再生可能エネルギーの導入の意義、目的についての理解向上と行政等が実施する再生可能エネルギーの普及啓発への協力</li> <li>○蓄電池等を組合せた自家消費による、平時と災害時のエネルギー確保</li> <li>○再生可能エネルギー由来電力の購入</li> </ul>
<p><b>事業者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○景観や自然環境に配慮した再生可能エネルギーの導入</li> <li>○太陽光等の電力のみならずバイオマス等熱利用も含めた使用エネルギーの複合的なグリーン化の検討</li> <li>○事業所や工場等への太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入と自家消費の推進</li> <li>○再生可能エネルギー施設の開発設置における関係法令の遵守及び環境保全への配慮</li> <li>○再生可能エネルギー由来の電力の購入</li> <li>○資金の貸付け等による再生可能エネルギー発電設備等の導入支援</li> <li>○再生可能エネルギーの地産地消や、水素関連産業への参入検討</li> <li>○再生可能エネルギー発電設備の適切な維持管理による長期間使用と廃棄物の抑制</li> </ul>
<p><b>市町村</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光発電、太陽熱、バイオマスエネルギー、風力、小水力等の利用など、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入</li> <li>○国、県、市町村の再生可能エネルギー導入支援策に関する情報の積極的な提供</li> <li>○避難所となる施設への再生可能エネルギーと蓄電池の導入による非常時の電力確保</li> <li>○再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消などの取組支援</li> <li>○関係法令を遵守し、災害の防止や環境保全に配慮した許認可</li> <li>○再生可能エネルギー由来電力の積極的な購入</li> <li>○国の「地域脱炭素ロードマップ」を踏まえた「脱炭素先行地域づくり」の検討</li> </ul>

### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	現況値 (R1 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
再生可能エネルギー総出力電力	MW	2,318	3,098	3,600

## 1-3 二酸化炭素吸収源対策



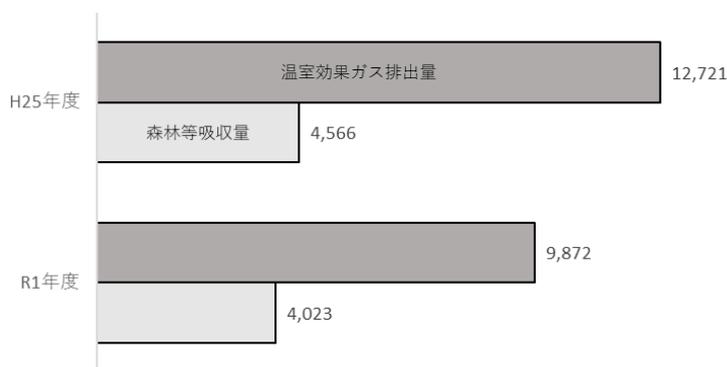
### (1) 現状と課題

#### 現状

○本県の森林等の吸収量

- ・脱炭素社会の実現のためには、高温の熱が必要な産業など再生可能エネルギーへの転換が難しい分野で排出が避けられない二酸化炭素を吸収することが必要です。
- ・令和元年度の森林吸収量は402万 t-CO<sub>2</sub>、都市緑化による吸収量は0.2万 t-CO<sub>2</sub>でした。同年の温室効果ガス総排出量987万 t-CO<sub>2</sub>のうち、40.8%が森林等に吸収されていることになります。

図 16 森林等吸収量と温室効果ガス総排出量の比較（単位：千 t-CO<sub>2</sub>）



※算定に使用している国の統計データの遡及修正等に伴い再計算を行っており、過去に公表した数値と異なる場合がある。

○森林の適切な整備・保全

- ・本県の森林面積は5,857km<sup>2</sup>で県土の76%を占めています。森林は、県民の日常生活に身近な二酸化炭素の吸収源であるとともに、蒸散作用により気温の上昇を抑える効果があり、ヒートアイランド現象の緩和にも有効となるため、森林の適切な整備・保全を図っています。
- ・森林は、成長する過程で大気中の二酸化炭素を吸収・固定しますが、高齢化すると成長量が減少し、1ha当たりの二酸化炭素吸収量も減少します。
- ・このような中、本県の主要樹種であるスギの民有人工林の面積は、収穫期を迎えた36年生以上の割合が78%となっています。

表 4 二酸化炭素吸収源対策に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
間伐実施面積	ha	5,198	4,550	3,209	3,223	2,606

#### ○森林の整備・保全の推進

- ・「森林地理情報システム」(森林GIS)を活用した県民、事業者等への森林資源情報の提供を行っています。
- ・森林づくり活動によって得られた二酸化炭素吸収量を認証するなど、企業の森づくりを推進しています。

#### ○その他の吸収源対策

- ・都市における吸収源対策として、都市公園の整備や道路緑化等により緑地空間を創出し、都市緑化等を推進しています。
- ・新たな吸収源対策として、藻場などのブルーカーボンや農地の炭素貯蔵機能などが注目されています。また、国においては新たな技術として二酸化炭素の回収・有効利用・貯留(CCS)に関する取組が進められています。

### 課題

- 森林吸収量を確保するためには、森林の適切な保全・管理に努めるとともに、伐採して木材として利用し、植え替えることにより、森林資源の循環システムの確立を図る必要があります。
- 森林の有する二酸化炭素の吸収・固定機能を持続的に発揮するには、計画的な伐採や速やかな再造林、適切な間伐による森林の若返り等を推進する必要があります。
- 二酸化炭素を吸収・固定した森林から生産された木材を利用することで、炭素を長期間貯蔵することになるため、森林整備等と併せて、県産材の安定供給や利用拡大を図るとともに、林地残材等の未利用資源の利用などに取り組む必要があります。
- 都市緑化等を推進し、都市における吸収源対策を進める必要があります。
- ブルーカーボンの増加に向けた取組をはじめ、農地の炭素貯蔵機能の発揮など、森林以外のその他の吸収源対策もあわせて推進する必要があります。

## (2) 施策の方向

### ①吸収源としての森林等の整備

- 適切な間伐の実施により、二酸化炭素吸収・固定機能の高い健全な森林づくりを推進します。
- 計画的な伐採や速やかな再造林を実施して、伐採量の平準化や主伐林齢の多様化によりバランスのとれた齢級構成に誘導し、「伐って、使って、すぐ植える」といった資源循環型林業を確立します。
- 森林の保安林への指定促進、保安林の適正な整備・保全に努めます。
- 「森林地理情報システム」(森林GIS)の活用等による森林資源情報の提供による森林所有者の適正な森林整備・保全を促進します。
- 公益的機能の高い森林の公有化や保安林整備事業の実施など、公的関与による森林の適正な整備・保全に努めます。
- 初期成長の早いエリートツリーなど品種が明確な優良苗木や、活着が良く、通年植栽が可能な

コンテナ苗の生産拡大を図り、安定供給体制の整備に取り組みます。

- 森林の公益的機能を回復させるため、公益性が高いにも関わらず、所有者自ら整備することが困難な荒廃森林の再生を推進します。
- 森林の無秩序な開発を防ぐ林地開発許可制度や伐採・造林届出制度を適切に運用します。
- カーボン・オフセット制度を活用し、二酸化炭素の吸収及び削減効果に経済的価値を与えることによる森林整備の推進に努めるとともに、制度の情報提供等を行います。
- 森林情報管理の基盤となる森林クラウドシステムの構築やデジタル高精度森林情報の整備と活用支援などのプラットフォームの強化により、森林分野のDXを促進します。
- 森林経営管理制度や森林環境譲与税による市町村が行う森林管理・整備の円滑な実施を支援します。
- 林業への新規就業を促進するとともに、就業者の知識や技術・技能の習得を支援し、林業技術者の確保及び育成を図ります。
- 県民の理解促進のための森林・林業に関する広報・情報発信や、関連イベントを通じた普及啓発、県民・企業等による森林ボランティア活動への支援を行います。
- 森林づくり活動によって得られた二酸化炭素吸収量を認証するなど、企業の森づくりを推進します。

## **②二酸化炭素固定化のための木材利用促進**

- 炭素を貯蔵し、他の材料に比べ加工に要するエネルギーが少なく、再生産が可能な木質資源の利用を促進します
- 長期間の炭素固定に貢献するため、住宅等の民間建築物や公共建築物において県産材による木造化、木質化を推進します。

## **③都市緑化の推進等その他の吸収源対策**

- 市町村と連携を図りながら、都市公園の整備等、都市の緑化を進めます。
- 国県道における緑地空間や街路樹の良好な維持管理等に取り組みます。
- 新たな吸収源対策として期待されるブルーカーボンに関する技術革新に注視しつつ、算定方法に関する情報収集やブルーカーボン生態系の造成等の取組を推進します。
- たい肥等の有機物を投入した土づくりを推進することにより、農地土壌による炭素貯留を促進し、二酸化炭素の排出抑制に寄与します。
- 二酸化炭素回収・有効利用・貯留（CCS）等の技術開発等の情報収集に取り組みます。

### (3) 各主体に求められる役割

<p><b>県民・団体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○二酸化炭素を吸収・固定し、地球温暖化の緩和に貢献している森林の役割についての知識向上と、森林の整備・保全活動への自主的・積極的な参加</li> <li>○森林所有者等による植栽や間伐などの適切な森林施業の実施</li> <li>○県産材を用いた住宅等の建設・購入とリフォームの実施</li> </ul>
<p><b>事業者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○二酸化炭素を吸収・固定し、地球温暖化の緩和に貢献している森林の役割についての知識向上と、森林の整備・保全活動への自主的・積極的な参加</li> <li>○効率的な間伐、下刈り等の実施や人材の育成</li> <li>○カーボン・オフセット制度の活用など、温室効果ガス排出削減に寄与する取組の推進</li> <li>○非住宅建築物等における県産材利用の促進</li> </ul>
<p><b>市町村</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○森林の保全や育成のための林業の振興</li> <li>○森林所有者やボランティア等が行う森林整備の支援</li> <li>○公益的機能の高い森林の公有化</li> <li>○公共施設の木造化・木質化の推進</li> <li>○公共事業等における県産材利用の推進</li> </ul>

### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	現況値 (R1 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
森林等の二酸化炭素吸収量(CO <sub>2</sub> 換算)	千 t-CO <sub>2</sub>	4,154 [H29]	3,768	3,555
間伐実施面積	ha	2,606	6,000	6,000

※ 環境省が令和4年3月に公表した「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき排出量の推計方法を見直したこと、また、算定に使用している国の統計データの遡及修正等の伴い、再計算を行っているため、過去に公表した数値と異なる場合がある。

## 1-4 気候変動への適応



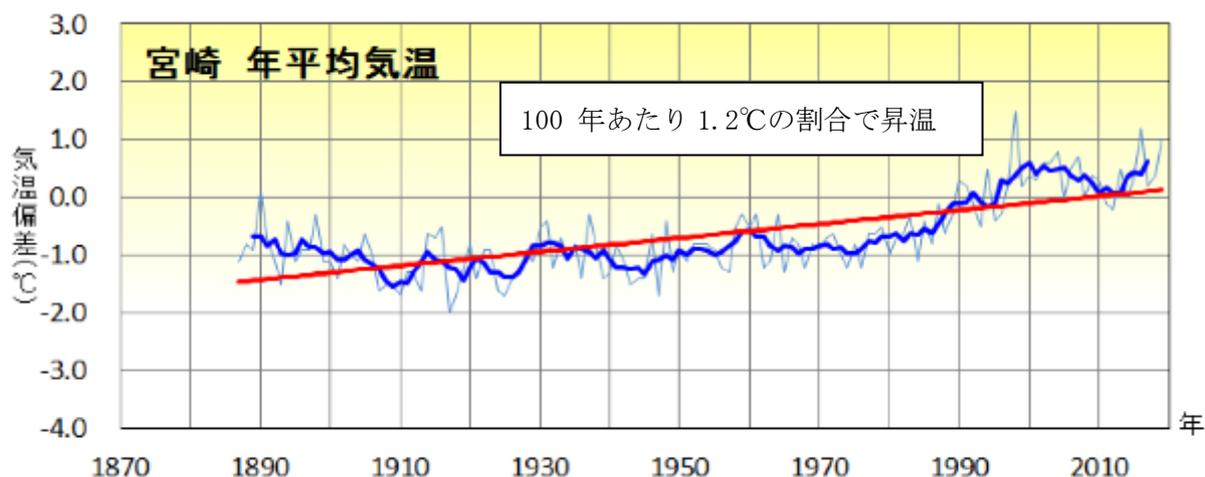
### (1) 現状と課題

#### 現状

##### ○気候変動の現状

- 世界的に温室効果ガスの排出削減対策に取り組んでいるところですが、2013年に公表された国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書によると、今後、世界の平均気温は、現状を上回る温室効果ガスの排出削減をとらなかった場合、21世紀末には20世紀末頃と比較して2.6℃～4.8℃、できる限りの対策を講じ、温室効果ガスの排出を抑制したとしても0.3℃～1.7℃上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。また、IPCCが2018年に公表した1.5℃特別報告書によると、世界の平均気温は、パリ協定で各国が示した温暖化対策の効果を考慮しても、2030年から2052年の間に産業革命前と比較し1.5℃上昇する可能性が高いとの予測が示されています。
- すでに近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や農作物の品質低下、熱中症の搬送者数の増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。
- 本県においても、宮崎市の気温は100年あたり1.2℃の割合で昇温しています。
- 宮崎県の1時間降水量50mm以上（滝のように降る雨）の年間発生回数は、1976年から1985年の平均回数（約0.45回）と比べて、2010年から2019年の平均回数（約0.70回）は約1.5倍に増加しています。

図17 宮崎市の年平均気温の経年変化



<出典：福岡管区気象台「九州・山口県の気候変動監視レポート2019」を基に作成>

### ○気候変動の将来予測

- ・現状を上回る温室効果ガスの排出削減をとらなかった場合、21世紀末の宮崎県の平均気温は20世紀末と比べて約4.0℃程度上昇すると予想されており、季節別には冬の上昇が最も大きい傾向がみられます。(福岡管区气象台「九州・山口県の地球温暖化予測情報第2巻」)
- ・21世紀末の宮崎県の真夏日は20世紀末と比べて年間約66日増加、猛暑日は約28日増加、熱帯夜は約64日増加、冬日は約26日減少すると予想されています。(同上)

### ○各分野における気候変動の影響と将来予測

- ・農林水産業分野では、すでに気候変動の影響による農作物の生育障害や品質低下が一部において見られます。今後も、農作物の生育障害や品質低下、病害虫の発生増加や害虫の種類の変化等による農作物被害の増加、拡大が懸念されます。
- ・水環境・水資源分野では、公共用水域の水温上昇による水質の悪化が懸念されます。また、少雨化・降水量の変動幅の増大により、渇水の深刻化が懸念されます。
- ・自然生態系分野では、気候変動との直接の因果関係等は明らかではありませんが、宮崎県版レッドデータブック(2010年度改訂版)には絶滅のおそれのあるものとして約900種が掲載されており、生物多様性が損なわれる危機を迎えています。今後、気候変動の進行に伴い、植生や野生生物の生育・生息域の分布の変化等が懸念されます。
- ・自然災害・沿岸域分野では、近年、全国各地で局所的な大雨が頻発しており、今後、大雨や短時間強雨の頻度の増加による河川氾濫、土砂災害、台風の強度の増加による高潮災害等が懸念されます。

表5 気候変動への適応に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画を策定している市町村の割合(累計)	%	-	3.8	7.7	7.7	7.7
河川改修が必要な区間の河川整備率	%	48.8	49.0	49.3	49.5	49.7

- ・健康分野では、本県でも熱中症により多くの方が救急搬送されています。今後も気温上昇に伴い熱中症リスクの増大や、蚊が媒介するデング熱等の動物由来感染症への影響が懸念されます。
- ・経済活動・県民生活分野では、気温上昇による夏季の冷房需要の拡大に伴い、電力供給のピーク負荷の増加が懸念されます。また、風水害によるライフラインの機能低下や旅行者への影響、気温上昇に伴うヒートアイランド現象の進行が懸念されます。

### ○適応策の推進

- ・気候変動適応法第12条に基づき、気候変動適応を一層推進するために必要な情報を取り扱う拠点として、「宮崎県気候変動適応センター」を環境森林課内に設置し、県内の気候変動の影響や適応に関する情報の収集・整理・分析や事業者、県民等への情報提供等を行っています。

- ・気候変動適応九州・沖縄広域協議会に参加し、分科会における共同調査や、自治体職員を対象とした研修会の開催など普及啓発活動を行っています。
- ・宮崎県農水産業温暖化研究センターや林業技術センターにおいて、気候変動が農林水産業に及ぼす影響について調査しています。

## 課題

- 県民や市町村等に対する普及啓発を通じて、適応策への理解の浸透を図る必要があります。
- 各分野において、気候変動影響に関する情報の把握・検証・評価を行い、気候変動影響の現状や将来予測を踏まえた適応策を実施する必要があります。

## (2) 施策の方向

### ①気候変動の影響による情報の収集・共有等

- 宮崎県気候変動適応センターにおいて、県内の気候変動影響や適応策に関する情報の収集を行うとともに、収集した情報をホームページ等で県民に積極的に発信します。
- 宮崎県気候変動適応センターを中心に、本県における将来的な気候変化やそれによる影響を把握し、庁内関係部局において情報の共有や連携を図り、変化する影響を踏まえた順応的な適応策の見直しや新たな適応策について検討します。
- 市町村に対して技術的助言、情報提供などを行い、気候変動適応法に基づく市町村の計画の策定や取組を促進します。
- 気候変動予測や影響評価においては様々な不確実性（将来の温室効果ガス排出量の不確実性、気候変動予測の不確実性等）があることを前提に適応策を進めるとともに、最新の科学的知見の収集に努め、社会・環境の変化に順応しながら取り組みます。
- 宮崎県農水産業温暖化研究センターや林業技術センターによる、農林水産業における気候変動の影響調査等を継続的に実施します。

### ②農林水産業分野における適応策

- 温暖化に対応した新品種の育成並びに新品目の導入、気候変動に対応した農作物栽培管理技術の開発・普及及び新奇病害虫に対する防除技術の開発等を進めます。
- 暑熱ストレスを軽減する畜舎環境及び飼養管理技術の開発と普及に努めます。
- 環境変化に適応する水産動植物の種苗生産・養殖技術の開発・普及や増殖を推進します。
- 地球温暖化に対応したスギの育種に取り組むとともに、遮光や散水管理等によるシイタケの栽培方法の検討や病害虫対策を推進します。

### ③水環境・水資源分野における適応策

- 公共用水域における水質の常時監視、水質の把握、汚濁原因等の調査に取り組みます。
- 渇水による取水制限を極力回避するため、水資源の確保に向けた電力会社、土地改良区、水道

事業者などの利害関係者との適宜適切な調整を行います。

- 水資源の大切さについて理解を深めてもらうため、県民に対する啓発活動等により節水の取組を推進します。
- 植栽や除・間伐などの森林整備事業により水源地域の森林の整備と保全を推進し、水源涵養機能を高めます。

#### **④自然生態系分野における適応策**

- 県内の動植物について広範囲な調査を継続的に実施し、生息状況等の把握に努めるとともに、特に保護の必要がある種の捕獲・採取規制の対策を講じます。
- 気候変動の影響により生息が可能となった外来生物に関する発見情報を収集し、必要に応じ関係機関と連携して対策を進めるとともに、適切な対応を県民に周知します。

#### **⑤自然災害・沿岸域分野における適応策**

- 洪水・土砂災害ハザードマップの策定・見直し及び住民への周知を促進します。
- 洪水、高潮、津波などによる被害を防止、軽減するため、河川・海岸・港などの施設整備を推進します。
- ハード・ソフト対策の両面から、総合的な土砂災害対策を推進します。
- 防災知識の普及及び防災意識の啓発に努め、自助・共助による防災・減災対策を推進します。
- 避難場所、避難所、避難経路の確保及び住民への周知や避難訓練の実施等の取組を促進します。
- 気象警報などの気象情報や、避難指示などの防災情報を多様な媒体を通じて、適時適切に県民に提供します。

#### **⑥健康分野における適応策**

- 熱中症の予防策、対処法等の情報発信や普及啓発を推進するとともに、新しい生活様式を取り入れつつ、クールビズやエアコンの適正利用等、温暖化に適応したライフスタイルを推進します。特に、熱中症に注意が必要な高齢者や子どもへの熱中症予防の普及啓発等の推進に取り組みます。
- 住宅や事業所等において、高断熱化・高气密化を促進することで建築物の省エネルギー化を図るとともに、気候変動にも適応した健康で快適な暮らしの普及啓発等の推進に取り組みます。
- 蚊が媒介するデング熱などの動物由来感染症に関する正しい知識や予防対策について、情報発信や普及啓発を行うとともに、感染症発生時における感染源探索やまん延防止対策を実施します。

#### **⑦経済活動・県民生活分野における適応策**

- 夏季の冷房需要の増大に対応するため、家庭や事業所における省エネ活動の推進に取り組み、電力のピークカットを促進します。

- 自然災害時の電源確保の観点から、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 都市の緑化によるヒートアイランド対策に取り組みます。
- クールビズの実施など、個人のライフスタイルを変えることによる熱ストレス軽減対策に取り組みます。

### (3) 各主体に求められる役割

<p><b>県民・団体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○気候変動への適応の重要性に対する関心・理解の促進</li> <li>○日頃の節水、雨水利用設備の導入</li> <li>○食料や飲料水の備蓄、非常持出品の準備、避難所や避難経路の確認等の災害に対する備えの実践</li> <li>○こまめな水分・塩分補給、扇風機やエアコンの利用等による熱中症予防と高齢者、障がい者（児）、小児等に対する見守りの実践</li> <li>○蚊の幼虫が発生しないよう水たまりをなくすなど、自宅等での蚊の発生源対策や蚊が発生しにくい環境づくりの推進</li> <li>○緑のカーテン、クールビズ等、温暖化に適応したライフスタイルへの転換</li> </ul>
<p><b>事業者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐暑性品種の利用及び栽培技術の改良促進</li> <li>○気候変動に対応した畜舎等の環境管理の実践</li> <li>○災害発生時に備え、BCP（事業継続計画）の策定や定期的な防災訓練の実施</li> <li>○蚊媒介感染症に罹患する仕組みを理解し、蚊が発生しにくい環境づくりの実践</li> <li>○暑熱環境下の従業員に対する熱中症対策</li> <li>○適応に関する技術・製品・サービスの提供等、新たなビジネス機会の開拓</li> <li>○事業活動の内容に即した気候変動への適応策の検討・実施</li> </ul>
<p><b>市町村</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民に対する「適応策」の啓発</li> <li>○気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画の策定</li> <li>○気候変動による生態系への影響把握</li> <li>○ハザードマップの策定及び住民への周知、災害時における住民の円滑かつ安全な避難の確保</li> <li>○蚊などの発生抑制対策や感染予防策についての住民への啓発</li> <li>○気候変動に適応したライフスタイルの普及促進</li> </ul>

**(4) 環境指標 (数値目標)**

環境指標項目	単位	現況値 (R1 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
気候変動適応法に基づく地域気候変動 適応計画を策定している市町村の割合 (累計)	%	7.7	30.0	50.0
河川改修が必要な区間の河川整備率	%	49.7	50.9	51.9

## 第2節 循環型社会の形成

### 2-1 4Rの推進



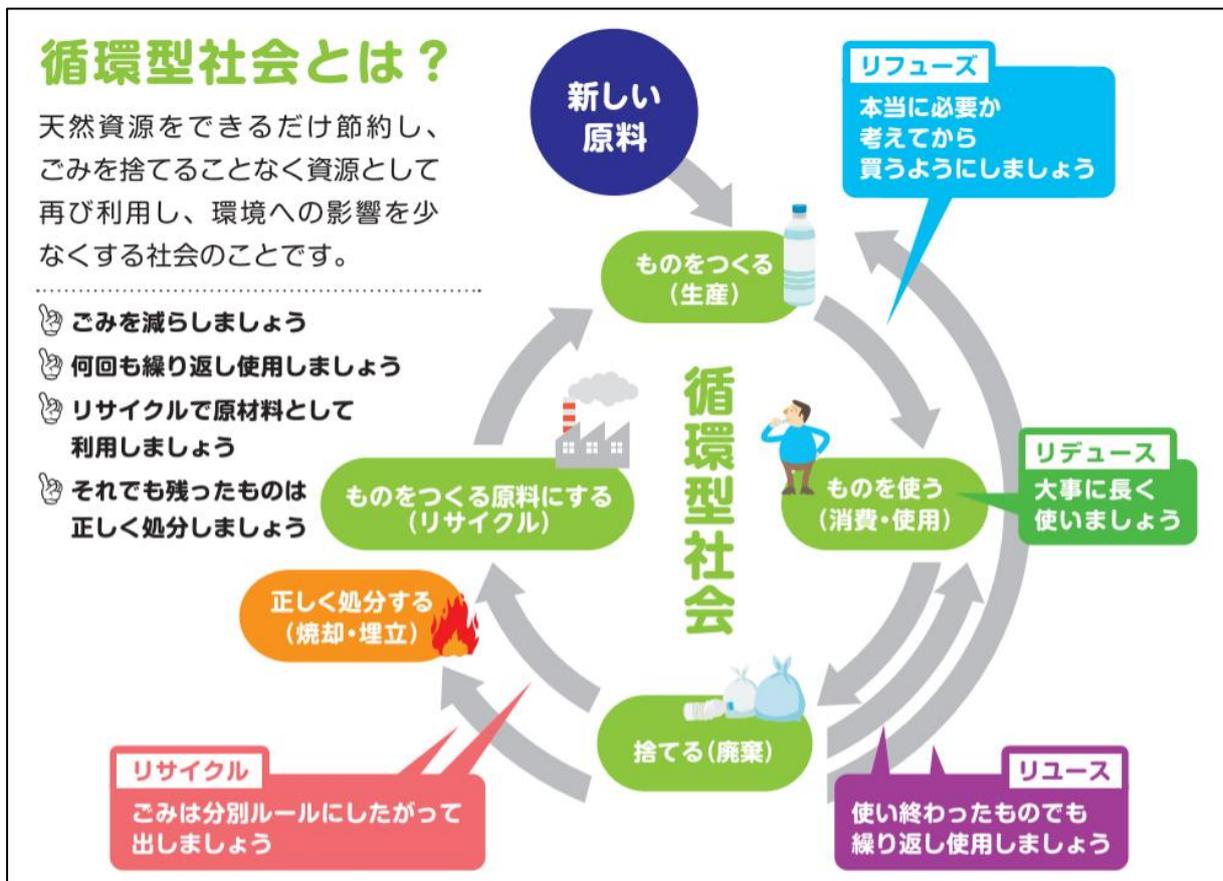
#### (1) 現状と課題

##### 現状

##### ○4Rの推進

- ・本県では、国が推進するリデュース（廃棄物の量を減らす）、リユース（修理などをして繰り返し使う）、リサイクル（再生できるものは資源として再生利用する）の3Rに、リフューズ（ごみになるものは買わない、断る）を加えた4Rを推進し、循環型社会の形成に向けて取り組んでいます。

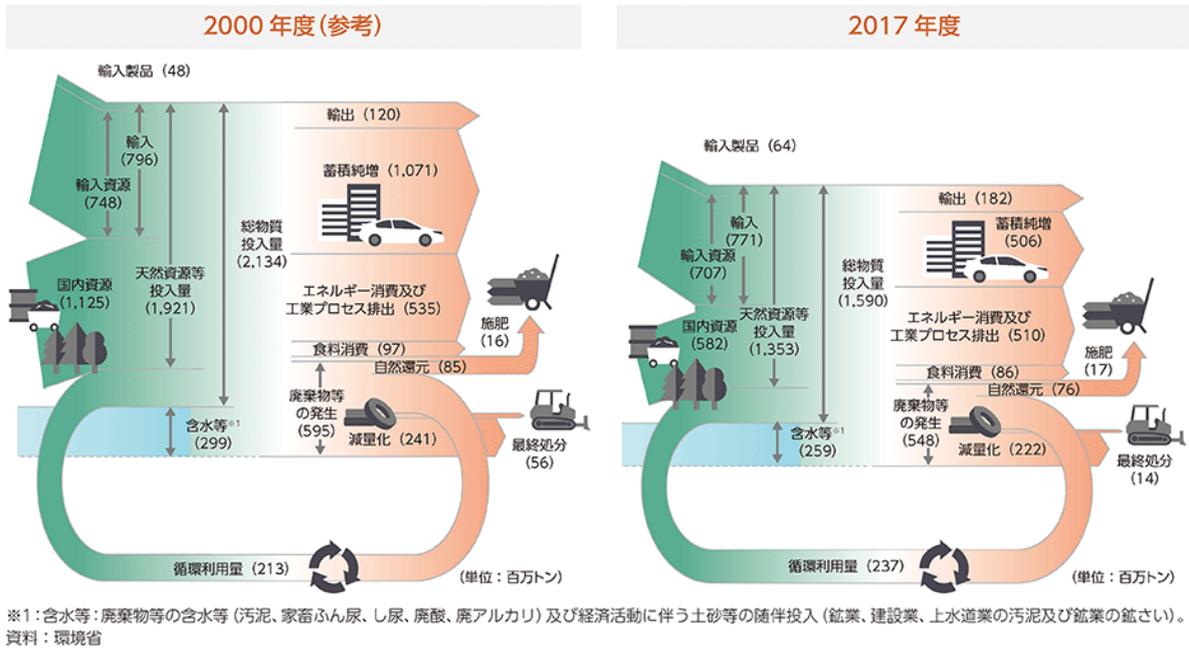
図18 循環型社会の概念図



○国内の物質フロー

- ・物質フローとは、どれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかを表した指標です。平成 29 年度の国内における物質フローは次のとおりとなっています。

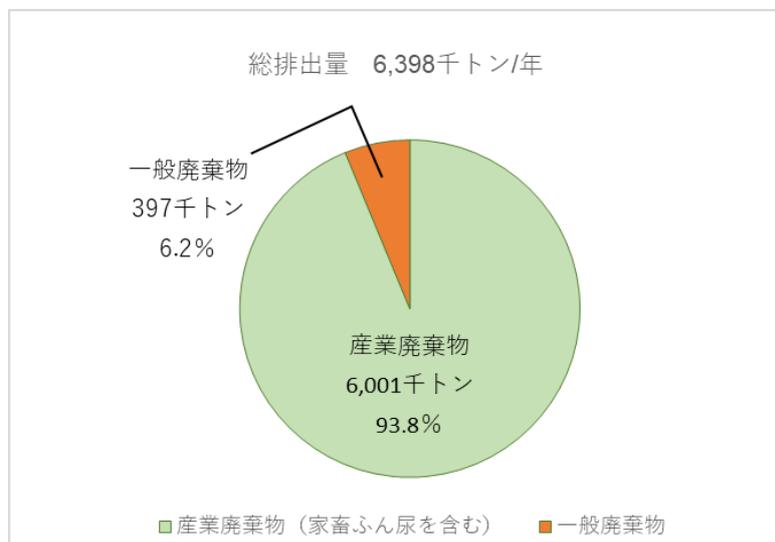
図 19 国内の物質フロー（平成 29 年度）



○廃棄物の排出状況

- ・平成 30 年度に県内で排出された廃棄物は 6,398 千トンで、事業活動に伴って排出される産業廃棄物が 6,001 千トン、家庭などから排出される一般廃棄物が 397 千トンとなっています。

図 20 県内における平成 30 年度の廃棄物の総排出量



○産業廃棄物の状況

- ・平成30年度の産業廃棄物（家畜ふん尿を含む。）排出量は、6,001千トンとなっています。

図21 産業廃棄物の総排出量の推移



- ・排出量を種類別にみると、家畜ふん尿が3,786千トン（63.1%）と最も多く、以下、汚泥930千トン（15.5%）、がれき類484千トン（8.1%）の順となっています。
- ・排出元を業種別にみると、農業が3,802千トン（63.4%）と最も多く、以下、製造業988千トン（16.5%）、建設業580千トン（9.7%）、電気・水道業578千トン（9.6%）の順となっています。

図22 産業廃棄物の種類別排出量

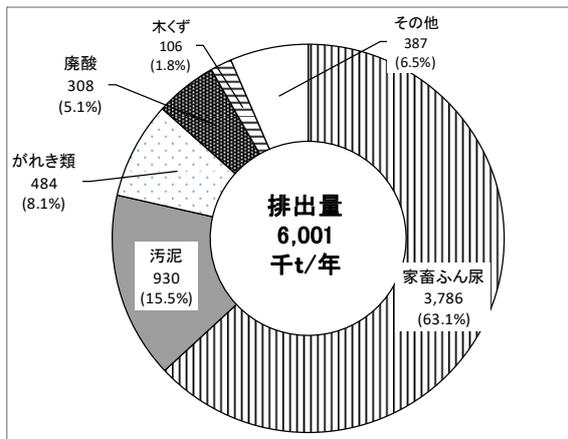
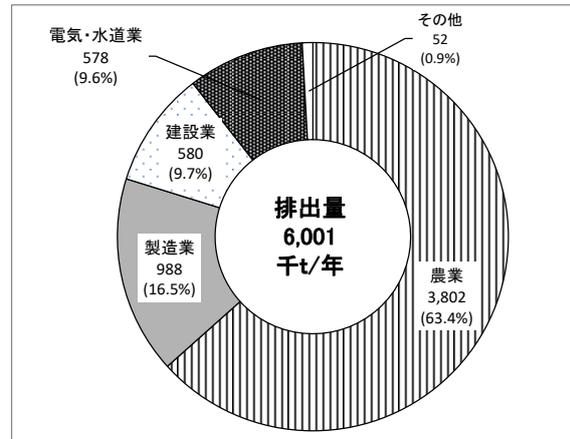
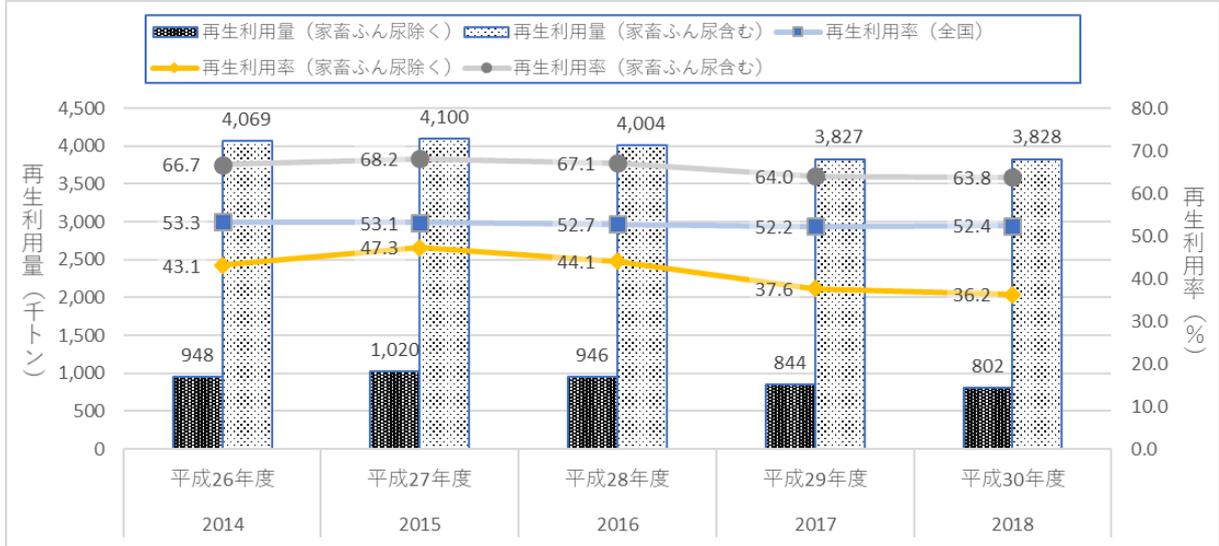


図23 産業廃棄物の業種別排出量



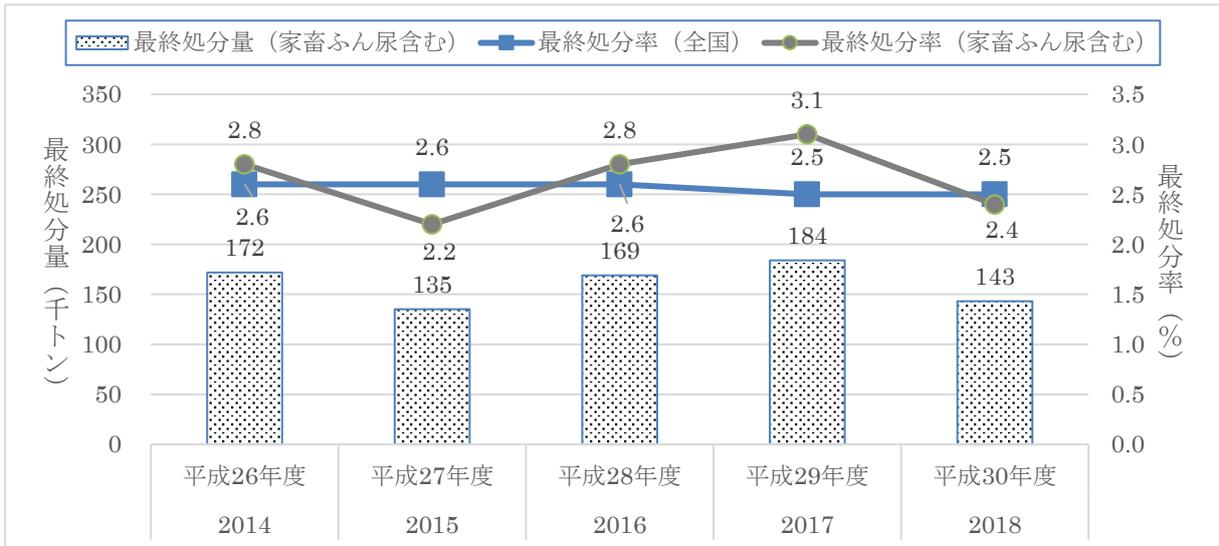
- ・平成30年度の産業廃棄物（家畜ふん尿を含む。）の再生利用率は63.8%で、全国平均（52.4%）を上回っています。

図24 産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移



- ・平成30年度の産業廃棄物（家畜ふん尿を含む。）の最終処分量は143千トンで、最終処分率は2.4%となっています。

図25 産業廃棄物の最終処分量及び最終処分率の推移



- 平成 30 年度の業種別の処理状況をみると、再生利用率の高い業種は、建設業（83.8%）、農業（79.8%）、卸・小売業（64.3%）で、脱水や焼却等の中間処理による減量化率の高い業種は、電気・水道業（93.8%）と製造業（68.2%）となっており、最終処分率の高い業種は、卸・小売業（21.4%）、建設業（11.0%）、製造業（6.8%）となっています。

表 6 産業廃棄物の業種別処理状況

単位：千トン

業種	区分	排出量	再生利用量		中間処理による減量化量		最終処分量	
				割合(%)		割合(%)		割合(%)
農業		3,802	3,034	79.8	769	20.2	0	0.0
製造業		988	246	24.9	674	68.2	67	6.8
建設業		580	486	83.8	31	5.3	64	11.0
電気・水道業		578	35	6.1	542	93.8	1	0.2
卸・小売業		28	18	64.3	4	14.3	6	21.4
その他業種		24	9	37.5	11	45.8	4	16.7
合計		6,001	3,828	63.8	2,031	33.8	143	2.4

※割合(%)は、排出量に対する割合

※その他業種とは、林業、漁業、運輸・郵便業、医療・福祉、サービス業等

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

- 平成 30 年度の種類の処理状況をみると、再生利用率の高い種類は、がれき類（94.4%）と家畜ふん尿（79.9%）で、中間処理による減量化率の高い種類は、汚泥（91.3%）と廃酸（70.5%）となっており、最終処分率の高い種類は、ガラスくず等（38.0%）と廃プラスチック類（22.6%）となっています。

表 7 産業廃棄物の種類別処理状況

単位：千トン

種類	区分	排出量	再生利用量		中間処理による減量化量		最終処分量	
				割合(%)		割合(%)		割合(%)
家畜ふん尿		3,786	3,026	79.9	760	20.1	0	0.0
汚泥		930	59	6.3	849	91.3	22	2.4
がれき類		484	457	94.4	7	1.4	20	4.1
廃酸		308	91	29.5	217	70.5	0	0.0
木くず		106	48	45.3	55	51.9	3	2.8
廃プラスチック類		53	26	49.1	15	28.3	12	22.6
ガラスくず等		50	29	58.0	2	4.0	19	38.0
その他種類		284	92	32.4	126	44.4	67	23.6
合計		6,001	3,828	63.8	2,031	33.8	143	2.4

※割合(%)は、排出量に対する割合

※その他種類とは、廃油、廃アルカリ、動植物性残さ等

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

○一般廃棄物の状況

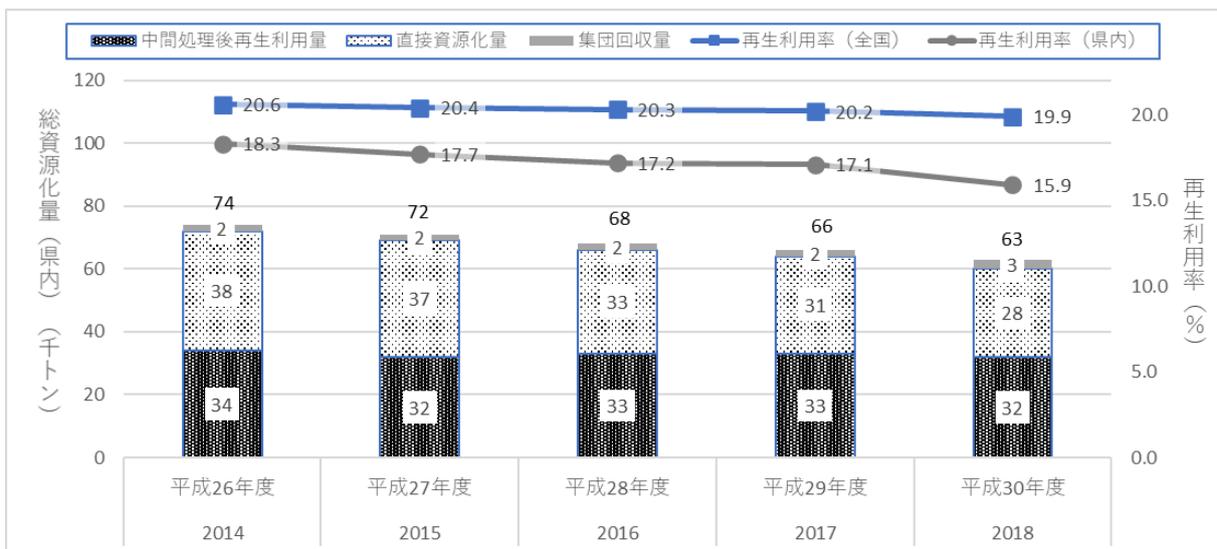
- ・平成30年度の一般廃棄物排出量は397千トンとなっています。

図26 一般廃棄物の排出量の推移



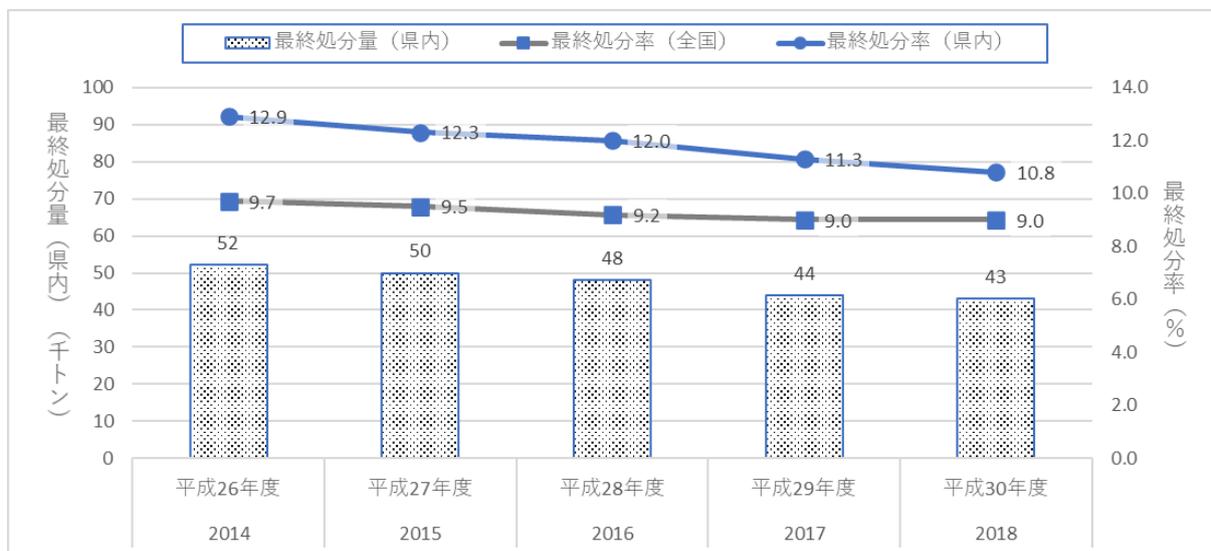
- ・平成30年度の一般廃棄物の再生利用率は15.9%で、全国平均(19.9%)を下回っています。

図27 一般廃棄物の再生利用量・再生利用率の推移



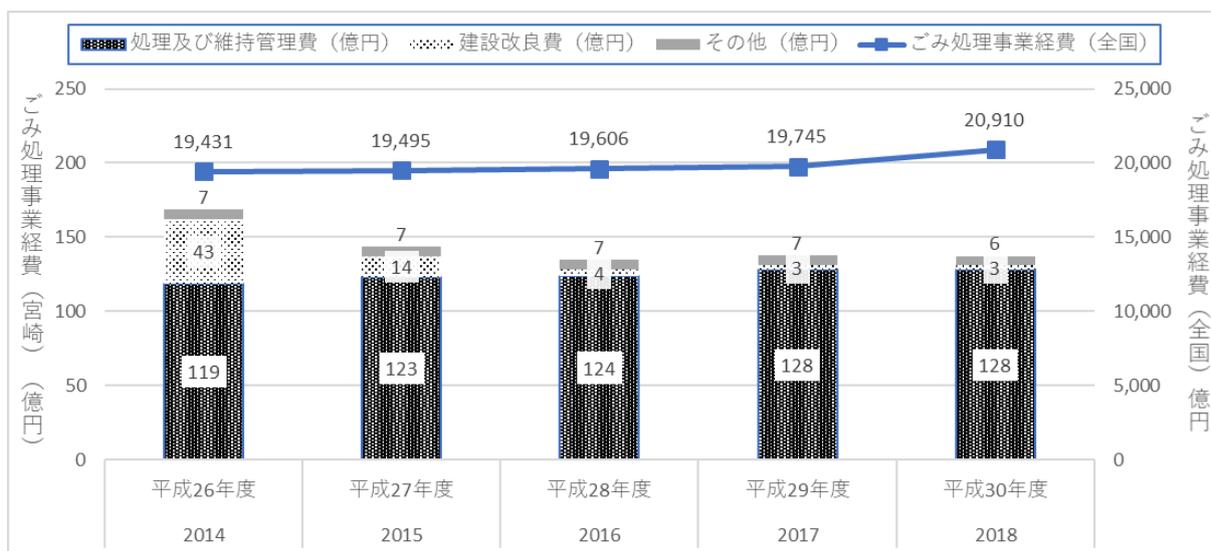
- ・平成30年度の一般廃棄物の最終処分量は43千トンで、最終処分率は10.8%となっています。

図28 一般廃棄物の最終処分量の推移



- ・平成30年度の市町村及び一部事務組合等のごみ処理に要する経費のうち、処理及び維持管理に係る経費は約128億円となっています。

図29 市町村等のごみ処理経費の推移



## 課題

- 循環型社会を形成するためには、リサイクルだけでなくリフューズ、リデュース、リユースに取り組み、これらの4 Rの推進を効率的・効果的に展開するためには、民間団体、事業者、行政など多様な主体が一体となって組織的に行う必要があります。
- 産業廃棄物については、最終処分率の高いガラスくずや廃プラスチック類などの再資源化に向けた取組を重点的に支援する必要があります。
- 一般廃棄物については、再生利用率の向上に向けて取り組んでいく必要があります。

## (2) 施策の方向

### ① 4 Rの普及啓発

- 4 Rを推進するため、NPO等の民間団体、事業者、行政など多様な主体で構成する「宮崎県4 R推進協議会」と連携し、普及啓発等の施策を展開します。
- 4 Rについて、イベントの実施やテレビ・ラジオ、新聞、インターネット等を効果的に活用し、県民に分かりやすく周知するとともに、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対する意識啓発を実施します。
- 民間団体等が自主的に行う実践活動など4 Rに関する取組を支援します。
- 廃棄物の発生抑制の観点から、県民に繰り返し使用できるマイバッグやマイボトルなどの利用を促します。
- 生活環境の保全を目的として、産業廃棄物の適正処理、再生利用、資源循環等の事業を行う一般社団法人宮崎県産業資源循環協会と連携し、循環型社会の形成に取り組みます。
- 市町村における一般廃棄物処理が円滑に実施されるよう、市町村職員等を対象とした研修の実施などの技術的支援を行います。
- 市町村の分別収集計画に基づき、ごみの分別収集が円滑に実施されるよう、市町村に技術的支援を行います。
- 産業廃棄物の排出抑制及び再生利用の促進、その他適正な処理の推進のため、産業廃棄物税を適切に活用します。

### ② 廃棄物の発生抑制・減量化の推進

- 4 Rについて、イベントの実施やテレビ・ラジオ、新聞、インターネット等を効果的に活用し、県民に分かりやすく周知するとともに、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対する意識啓発を実施します。（再掲）
- リデュースの一環として食品ロスの削減に取り組みます（2-3で詳述します）。
- 廃棄物の発生抑制の観点から、県民に繰り返し使用できるマイバッグやマイボトルなどの利用を促します。（再掲）
- 市町村における一般廃棄物処理が円滑に実施されるよう、市町村職員等を対象とした研修の実施などの技術的支援を行います。（再掲）

### **③リサイクル・再生資源化の推進**

- 県内の排出事業者や産業廃棄物処理業者が、資源の循環的利用を目的として産業廃棄物のリサイクル施設を設置する経費の一部を支援します。
- 知事が認定する「みやざきリサイクル製品」の充実を図り、その利用拡大に向けて取り組みます。
- 市町村の分別収集計画に基づき、ごみの分別収集が円滑に実施されるよう、市町村に技術的支援を行います。（再掲）
- 家電リサイクル法、自動車リサイクル法などのリサイクル関連各法で定める役割分担に基づき、適正処理を推進します。

### **④地域資源の有効活用の促進**

- し尿や浄化槽汚泥を生ごみなどの有機性廃棄物と併せて処理することで堆肥化等を促進し、できる限り資源化を図ります。
- 食料品製造業者などの事業所から排出される食品残さを飼肥料化して、地域の農業での活用等を推進します。
- 林地残材等の木質バイオマスを有効に活用するため、発電等のエネルギー利用や畜産敷料等のマテリアル利用を推進します。
- 堆肥の利用・流通促進を図るため、耕種農家のニーズに対応した高品質の堆肥生産支援や、家畜ふん尿等のエネルギー利用を推進します。また、農林水産業の盛んな本県の特性を生かし、家畜ふん尿や木質資源等を地域で有効利用するためのシステムづくりやリサイクル施設の整備を推進します。
- 農業用廃プラスチックの適正処理・リサイクルを推進します。
- 公共工事で発生する建設発生土の有効利用の促進、再資源化施設や建設リサイクルに関する新技術の情報提供を行うほか、民間の建設工事におけるリサイクル意識の啓発を図ります。
- 県内の廃棄物等の効率的な循環を実現するため、その実態把握に努め、他の地域のモデルとなるような優良事例をホームページなどで情報提供します。
- 県試験研究機関や大学等が連携し、県内中小企業による廃棄物の焼却残さの有効活用技術など各種リサイクル技術や排出抑制に関する研究開発を支援します。
- 県内の排出事業者や産業廃棄物処理業者が、資源の循環的利用を目的として産業廃棄物のリサイクル施設を設置する経費の一部を支援します。（再掲）

### **⑤プラスチック資源循環に向けた取組**

- 国が策定したプラスチック資源循環戦略に基づく国の動向を踏まえながら、プラスチック資源の循環に向けた取組を推進します。
- プラスチックごみの発生抑制の観点から、県民に繰り返し使用できるマイバッグやマイボトル

などの利用を促します。

- 家庭や事業者から排出されるプラスチック製容器包装・製品がリサイクルされるよう、市町村や事業者に対して必要な情報提供を行います。
- プラスチックの排出抑制に積極的な事業者との連携により、普及啓発などに取り組みます。
- 農業用廃プラスチックの適正処理・リサイクルを推進します。（再掲）
- 漁業者等が実施する漂流ごみや海底に堆積したプラスチックごみなどの回収に関する活動に対して支援します。
- 家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクルについて、市町村での分別回収が推進されるよう技術的支援を行います。
- 市町村や関係団体と連携し、プラスチックごみなど海岸漂着物の発生抑制や円滑な処理に向けた対策を推進します。

### (3) 各主体に求められる役割

#### 県民・団体

- マイバッグの持参によるレジ袋の削減、マイボトルの持参、簡易包装への協力
- ごみの分別の徹底、ポイ捨ての禁止
- 食品ロスの削減や水分量の多い生ごみの水切りの徹底、コンポスト化の推進
- ごみの適正処理や環境に係る学習会等の開催・参加
- 環境に配慮した製品の購入による資源の再生利用や修理等での再使用
- 各種リサイクル法に基づいた廃棄物の適正処理の遵守
- みやざきリサイクル製品など環境にやさしい製品の利用

#### 事業者

- ごみ減量化の推進と排出者責任の徹底
- 簡易包装の実施やレジ袋有料化に伴う売上金の有効活用、再利用可能な容器への転換
- 耐久性に優れた商品の製造、販売の推進
- みやざきリサイクル製品など環境にやさしい製品の利用
- 【排出事業者】
- 排出量の削減
- 廃棄物の適正処理に関する社内の研修体制やチェック体制の整備
- 自ら排出する廃棄物の積極的な再資源化、リサイクル製品の開発、提供
- 【処理業者】
- 適正処理の徹底と信頼性の確保
- 処理施設の安定的確保と維持管理の徹底
- 処理体制の整備
- 長期的視点に立った計画的な事業経営及び経営基盤の強化

## 市町村

- 一般廃棄物処理計画に基づくごみの減量化や再生利用の推進、地域住民に対する分別方法の周知等による一般廃棄物の適正処理の推進
- 一般廃棄物の安定的な処理体制の確保
- 分別回収したごみの再資源化に向けた取組の推進やごみ処理費用等の削減
- 4Rの推進やごみの適正処理等に関し、広報での周知や環境学習会等の開催
- 増加傾向にある事業系廃棄物の減量化のための働きかけや事業者への情報提供
- 消費者に対するマイバッグの利用、簡易包装の呼びかけ及び事業者に対するレジ袋削減や販売方法見直しの働きかけ
- 生ごみの堆肥化など再生利用の推進
- ポイ捨てや廃家電の不法投棄を未然に防止するための監視や普及啓発の実施
- 庁内や公共事業におけるみやざきリサイクル製品など環境にやさしい製品の利用、消費者への普及・啓発

### (4) 環境指標 (数値目標)

環境指標項目	単位	現況値 (R1 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
最終処分量	千 t	186	172	165
産業廃棄物(家畜ふん尿を含む)の排出量	千 t	6,001	5,938	5,946
〃 の再生利用量 (率)	千 t (%)	3,828 (63.8%)	4,037 (68.0%)	4,102 (69.0%)
〃 の最終処分量 (率)	千 t (%)	143 (2.4%)	136 (2.3%)	136 (2.3%)
産業廃棄物(家畜ふん尿を除く)の排出量	千 t	2,216	2,131	2,131
〃 の再生利用量 (率)	千 t (%)	802 (36.2%)	831 (39.0%)	874 (41.0%)
一般廃棄物の排出量	千 t	397	356	327
1人1日当たりの一般廃棄物の排出量 (うち生活系ごみ)	g/人・日	987 (669)	952 (654)	918 (638)
一般廃棄物の再生利用量 (率)	千 t (%)	63 (15.9%)	71 (20.0%)	82 (25.0%)
〃 の最終処分量 (率)	千 t (%)	43 (10.8%)	36 (10.0%)	29 (9.0%)

※ 上記において現況値は平成30年度の数値。

## 2-2 廃棄物の適正処理の推進



### (1) 現状と課題

#### 現 状

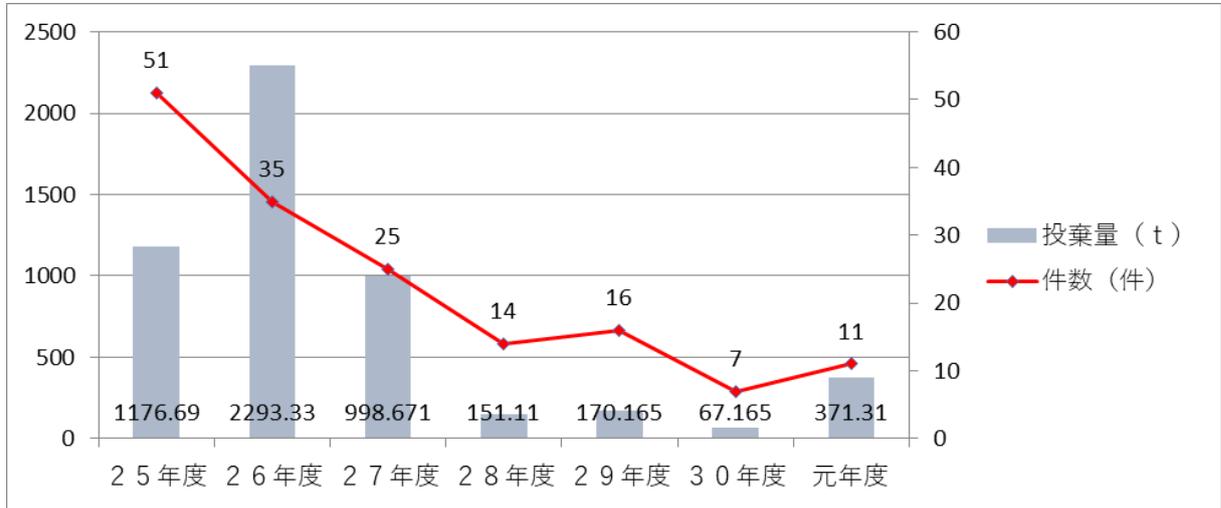
##### ○産業廃棄物の適正処理の推進

- ・令和元年度末現在の産業廃棄物処理業の許可件数は、産業廃棄物処理業が 1,730 件、特別管理産業廃棄物処理業が 223 件となっています。このうち、産業廃棄物収集運搬業が 1,503 件、特別管理産業廃棄物収集運搬業が 211 件となっており、収集運搬業が全体の約 88%を占めています。
- ・令和元年度末現在の産業廃棄物の中間処理施設の設置許可数は、271 施設となっており、その内訳は破碎施設（木くず、がれき類）が 192 施設、汚泥の脱水施設が 36 施設、破碎施設（廃プラスチック類）が 21 施設、焼却施設が 13 施設などとなっています。同じく、最終処分場の設置許可数は 52 施設で、その内訳は安定型最終処分場が 43 施設、管理型最終処分場が 9 施設となっています。
- ・県外からの産業廃棄物の搬入は、原則として認めていませんが、九州内で排出された産業廃棄物であって、排出される県において処理する施設がない場合や処理能力が不足している場合など、真にやむを得ない場合に限り、搬入を認めています。
- ・産業廃棄物の適正処理の確保と健全な最終処分業者育成の観点から、当分の間、新たな産業廃棄物最終処分場の設置を抑制しています。
- ・産業廃棄物の処理の適正化を図るため、優良産廃処理業者認定制度の周知などに取り組んでいます。
- ・PCB廃棄物については、「PCB廃棄物処理計画」に基づき、県外の高濃度PCB廃棄物処理施設や無害化処理認定施設で処理されています。

○産業廃棄物の不適正処理の現状

- ・令和元年度の不法投棄量は371.3トンとなっています。

図 30 産業廃棄物の不法投棄量及び不法投棄件数の推移



- ・産業廃棄物の不適正処理に対応するため、本庁及び中央、都城両保健所の出向警察官と本庁及び7保健所の廃棄物監視員により、排出事業者や産業廃棄物処理業者への立入検査、監視パトロールを行っています。
- ・「廃棄物の不法投棄の情報提供に関する協定」を締結した団体等や県民からの通報に基づき、不法投棄等への迅速な対応を図っています。

○公共関与の推進

- ・公益財団法人宮崎県環境整備公社が運営する「エコクリーンプラザみやざき」において、産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、廃棄物の排出抑制やリサイクルに関する環境学習・情報提供に取り組んでいます。

○一般廃棄物の適正処理の推進

- ・最終処分場の確保、リサイクルの推進、ダイオキシン類対策等の高度な環境保全対策など、適正なごみ処理を推進するため策定した「宮崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村のごみ処理の広域化を進めています。
- ・市町村のインフラ長寿命化計画の策定や計画に基づく施設の的確な維持管理・更新等に対して技術的支援を行っています。

○大規模災害時における災害廃棄物処理体制

- ・豪雨など頻発する大規模災害によって発生した災害廃棄物の迅速な処理ができるよう、平時から市町村や民間団体との協力体制の維持・確立に取り組んでいます。

## 課題

- 産業廃棄物の不適正処理が依然として後を絶たない状況にあることから、監視活動や通報体制を充実させることで、不法投棄等の早期発見・早期原状回復を図り、警察等と連携して厳正に対処することが必要です。併せて、排出事業者や処理業者を対象とした講習会などを通じて法令等を周知し、遵守させることが求められます。
- 災害廃棄物について、迅速かつ適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための体制を構築し、事前に備える必要があります。

## (2) 施策の方向

### ①廃棄物の適正処理の推進

- 廃棄物の不適正処理を防止するため、出向警察官や廃棄物監視員による廃棄物処理業者や処理施設等への立入検査等を適切に実施し、保管基準、処理基準及び維持管理基準に沿った適正処理を指導するとともに、悪質な不適正処理については、行政処分により厳正に対処します。
- 焼却施設の排出ガスや最終処分場の浸透水等について、ダイオキシン類等の検査を適切に実施することにより、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対して環境基準の遵守を徹底します。
- 排出事業者や産業廃棄物処理業者に対して、講習会や企業訪問、各種広報による啓発活動を通じ、法令等を周知し、廃棄物の適正処理の推進に努めます。
- PCB廃棄物については、保管中又は使用中の事業者に対する適切な情報提供や指導を行い、処理期限までの適正な処理を促進します。
- 感染性廃棄物をはじめとする特別管理産業廃棄物については、排出事業者に対する講習会を通じ、分別や保管基準を周知するとともに、特別管理産業廃棄物処理業者による適正処理がなされるよう監視指導を徹底します。
- 農業用廃プラスチックの適正処理・リサイクルを推進します。（再掲）
- 県外からの産業廃棄物の搬入は、原則として認めないこととします。ただし、九州内で排出された産業廃棄物であって、排出される県において処理する施設がない場合や処理能力が不足している場合など、真にやむを得ない場合に限り搬入を認めることとし、その場合には、事前協議等を適切に運用することにより、県内における適正処理体制の確保に努めます。
- 産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、関係地域における生活環境が保全されるよう市町村と連携しながら対応していきます。
- 産業廃棄物の処理の適正化を図るため、優良産廃処理業者認定制度の周知などに取り組みます。
- 生活環境の保全を目的として、産業廃棄物の適正処理、再生利用、資源循環等の事業を行う一般社団法人宮崎県産業資源循環協会と連携し、循環型社会の形成に取り組みます。（再掲）
- ごみ処理の効率化、適正化のために市町村等が整備する広域的な廃棄物処理施設について、交付金等の有効な活用による施設整備を促し、「宮崎県ごみ処理広域化計画」の推進を図ります。
- 市町村の一般廃棄物処理施設におけるインフラ長寿命化計画の策定や維持管理・更新等に向け

た取組に対し、情報提供などの技術的支援を行います。

- 宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、市町村、関係団体等と連携しながら、海岸漂着物の円滑な処理に取り組みます。
- 家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクルについて、市町村での分別回収が推進されるよう技術的支援を行います。（再掲）
- 産業廃棄物の排出抑制及び再生利用の促進、その他適正な処理の推進のため、産業廃棄物税を適切に活用します。（再掲）

## ②不法投棄等の防止

- 県民や事業者を対象とした広報活動等を通じて、不法投棄防止への関心を高めます。
- 講習会や立入検査を通じて、事業者に対する電子マニフェスト導入メリットの周知を図り、その利用を促進します。
- 不法投棄に関する協定を締結している団体等や県民からの情報提供に対して、迅速に対応し、生活環境の悪化を防止します。
- 産業廃棄物の不法投棄等については、行為者に対して早期の原状回復を強く指導するとともに、悪質な事案については、警察等と連携して厳正に対処します。

## ③災害廃棄物の処理

- 市町村の災害廃棄物処理計画をより実効あるものにするため、技術的支援や広域処理に向けた体制づくりを推進します。
- 廃棄物関係団体など民間団体と連携し、大量の災害廃棄物が広域で発生した場合でも迅速に対応できる広域処理体制づくりに努めます。

### (3) 各主体に求められる役割

#### 県民・団体

- ごみの散乱や不法投棄のない地域社会づくりの推進
- ごみの適正処理や環境に係る学習会等の開催・参加
- 廃棄物の不適正処理や不法投棄を発見した場合の行政への速やかな通報

#### 事業者

##### 【排出事業者】

- 自ら排出する廃棄物の適正な処理
- 廃棄物の適正処理に関する事業所内の研修体制やチェック体制の整備

##### 【処理業者】

- 適正処理の実施と信頼性の確保
- 処理施設の安定的確保と維持管理の徹底
- 処理体制の整備
- 長期的視点に立った計画的な事業経営及び経営基盤の強化

市町村

- ポイ捨てや廃家電の不法投棄を未然に防止するための監視や普及啓発の実施
- 自ら排出する廃棄物の適正な処理

(4) 環境指標 (数値目標)

環境指標項目	単位	現況値 (R1 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
最終処分量	千 t	186	172	165
産業廃棄物(家畜ふん尿を含む)の排出量	千 t	6,001	5,938	5,946
〃 の再生利用量 (率)	千 t (%)	3,828 (63.8%)	4,037 (68.0%)	4,102 (69.0%)
〃 の最終処分量 (率)	千 t (%)	143 (2.4%)	136 (2.3%)	136 (2.3%)
産業廃棄物(家畜ふん尿を除く)の排出量	千 t	2,216	2,131	2,131
〃 の再生利用量 (率)	千 t (%)	802 (36.2%)	831 (39.0%)	874 (41.0%)
一般廃棄物の排出量	千 t	397	356	327
1 人 1 日当たりの一般廃棄物の排出量 (うち生活系ごみ)	g/人・日	987 (669)	952 (654)	918 (638)
一般廃棄物の再生利用量 (率)	千 t (%)	63 (15.9%)	71 (20.0%)	82 (25.0%)
〃 の最終処分量 (率)	千 t (%)	43 (10.8%)	36 (10.0%)	29 (9.0%)

※ 上記において現況値は平成 30 年度の数値。

## 2-3 食品ロスの削減



### (1) 現状と課題

#### 現状

##### ○食品ロスの発生状況

- ・農林水産省及び環境省の推計によると、平成 29 年度の国内の食品廃棄物発生量は 2,550 万トンで、そのうち本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」は 612 万トンとなっています。
- ・世界の一部地域では人口が急増し、深刻な飢えや栄養不良の問題が存在する一方、我が国では食料を海外からの輸入に大きく依存しているにもかかわらず、大量の食品が廃棄されています。
- ・本県の発生状況については、平成 28 年度に実施した家庭系可燃ごみの組成調査で、食品ロスの発生量は約 31,100 トンと推計されています。
- ・食品ロスの削減により、家計負担や廃棄物処理に係る市町村の財政支出の軽減、CO<sub>2</sub>排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることや、生物多様性の損失を抑えることも期待できるため、食品ロス削減を一人ひとりが自分自身の課題だと捉え、行動を変革していくことが求められています。
- ・国民運動として食品ロスの削減を推進するため、国では「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定し、都道府県に「都道府県食品ロス削減推進計画」の策定を求めています。

##### ○食品ロスの削減対策

- ・テレビCMの放映や、フォーラム・各種イベント等の開催を通じて県民向けの普及啓発を行う「食べきり宣言プロジェクト」を推進しており、食品の生産から加工、流通、消費に至る様々な状況で発生する食品ロスを削減するため、「宮崎県食品ロス削減対策協議会」で食品関連事業者や消費者がそれぞれの立場における食品ロスの現状について情報を共有し、その発生抑制や各分野が連携した対策の検討を進めています。
- ・家庭で使いきれない食品や、企業が生産する食品のうち、通常の販売は難しいがまだ食べられる食品等を回収し、子ども食堂等へ提供する活動について、各種団体や県民が行う取組を支援しています。

#### 課題

- 食品ロスが発生する原因とその量を調査し、原因に応じた対応策を講じることが求められます。
- 食品ロス削減には市町村の積極的な取組も必要であり、今後は、県と市町村による情報共有・意見交換の場を設け、地域における実情を踏まえつつ、それぞれの市町村における食品ロス削

減の取組を推進・支援する必要があります。

## **(2) 施策の方向**

### **①食品ロスの実態調査及び調査・研究の推進**

○ごみの組成調査やアンケート調査を通じて食品ロス発生量を把握し、さらに食品ロスの内容や発生要因を分析し、「宮崎県4R推進協議会」と連携を図りながら、原因に応じた対策を講じます。

### **②食品ロスに関する教育及び学習の振興、普及啓発等**

- 「みやざき食べきり宣言プロジェクト」や、「残さず食べよう！30・10運動」の推進を図り、10月の「食品ロス削減月間」や飲食の機会が増える年末年始の時期を中心として全県的な普及啓発を行います。
- 県内各地において、学校や自治会等で食品ロスに関する出前講座を行います。
- 5月の消費者月間等において消費者向け普及啓発資材を活用し、周知を図ります。
- 食育及び地産地消の推進と連動した、幅広い世代向けの食品ロスに関する普及啓発を行います。
- 国内及び世界の食品ロスの現状・課題等について、家庭科の授業で取り扱います。また、調理実習において食品ロス削減に取り組みます。
- 児童生徒が、環境保全や食品ロスの視点も含めて、感謝の気持ちや食べ物を大事にする心を育むことができるよう、食に関する指導の手引に基づいた指導の充実を図るよう各学校に働きかけます。

### **③食品関連事業者等の取組に対する支援**

- 食品ロス削減は4Rの「リデュース」に当たることから、「宮崎県4R推進協議会」と連携を図りながら食品関連事業者、消費者及び行政がそれぞれの立場における食品ロスの現状について情報を共有し、その発生抑制や各分野が連携した対策の検討を進めます。
- 食品ロス削減に取り組む食品販売店や飲食店等を「食べきり協力店」として登録し、ホームページで公表します。食べきり協力店にポスターやPOP等を提供し、食品ロスに配慮した店舗であることが消費者にPRできるよう支援します。
- 飲食店における「基本は食べきり。余ってしまったら自己責任で持ち帰り。」の意識を定着させるため、飲食店・消費者双方に食べ残しの持ち帰りに関する留意事項を周知し、飲食店における食品ロス削減を進めます。
- 消費者、食品事業者を対象とした講習会等での食品ロス削減の周知や、関係団体へ情報提供を行います。

### **④食品ロス削減に関する情報の収集及び提供**

- 食品ロス削減は4Rの「リデュース」に当たることから、「宮崎県4R推進協議会」と連携を

図りながら食品関連事業者、消費者及び行政がそれぞれの立場における食品ロスの現状について情報を共有し、その発生抑制や各分野が連携した対策の検討を進めます。（再掲）

### ⑤未利用食品を提供するための活動の支援等

- 「宮崎県4R推進協議会」において、規格外の農産物や未利用食品をフードバンク等へ円滑に提供する仕組みづくりを進めます。
- 環境担当部局、福祉部局、農政部局が連携し、フードバンクや生産者、食品関連事業者等に必要情報を適切に提供できる体制を整えます。
- フードバンクに食品を寄贈する取組である「フードドライブ」を市町村や学校、自治体、サークル等で実施してもらうため作成したフードドライブ実施マニュアルの普及に努めます。
- 県内で活動する民間団体等のフードバンクの取組を支援します。
- 地域において支援が必要な世帯に対するアウトリーチ型のフードバンクの取組を支援します。

### (3) 各主体に求められる役割

<b>県民・団体</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについての理解・把握</li> <li>○県民一人ひとりの身近な食品ロス削減のための行動の実践</li> <li>○自治会等の小さな単位での、未利用食品の譲合いやフードバンクへの寄贈等</li> </ul>
<b>事業者</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○食品ロス削減の必要性について理解促進</li> <li>○消費者に対する、自らの取組に関する情報提供や啓発の実施</li> <li>○県や市町村が実施する食品ロス削減に関する施策への積極的な関与</li> </ul>
<b>市町村</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の基本方針及び本計画を踏まえた、「市町村食品ロス削減推進計画」の策定</li> <li>○地域住民や地元企業・団体に対する食品ロス削減に関する普及啓発や各種施策の実施</li> <li>○地域住民や地元企業・団体の取組に対する積極的な支援</li> </ul>

### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	現況値 (R1年度)	中間目標値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
食品ロス量（家庭系）	t	-	20,200	17,700
食品ロス量（事業系）	t	-	25,300	23,000

※ 現況値は調査を行っていないため不明。

目標値（R12年度）は、国の目標値に本県の人口割合を掛けて算出したもの。

中間目標値（R7年度）は、県で独自に算出した国の中間目標値（平成29年度の食品ロス量（最新データ）から令和12年度の最終目標値に向けて一定の割合で減少するものと仮定した場合の令和7年度時点での数値）に本県の人口割合を掛けて算出したもの。

事業系については、本県における食品関連産業の割合が全国平均に比べて高いことを反映した数値となっている。

## 2-4 環境にやさしい製品の利用促進



### (1) 現状と課題

#### 現 状

##### ○県産材の利用促進

- ・木材は、製造過程において地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、炭素を長期間にわたって貯蔵することから、地球温暖化の緩和に効果があります。また、木材は再利用・再生産可能な資源であり、循環型社会の形成を実現する環境にやさしい素材です。
- ・本県では、公共事業において積極的な木材利用に努めておりますが、公共建築物における木造率は令和元年度で 24.7%となっています。
- ・県内では、団体、事業者、行政などが連携し、県産材への理解や消費拡大に向けた普及啓発などの取組により、令和元年度 1 年間の新築住宅着工に占める木造住宅の割合が約 69.92%と全国 (57.82%) に比べ高くなっています。

##### ○環境への負荷の少ない製品の利用促進

- ・持続可能な社会を構築するため、製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選ぶ「グリーン購入」の促進が重要となっています。
- ・県では、「宮崎県グリーン購入基本方針」に基づき、県自ら環境への負担の少ない製品やサービスの優先的な購入を推進しています。
- ・廃棄物などを資源として有効利用して作られた製品のうち、安全安心なものを知事が「みやざきリサイクル製品」として認定しています。認定された製品は展示会への出展やパンフレット等により県民や事業者にも周知しています。

表 8 環境にやさしい製品の利用促進に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
公共建築物における木造率	%	29.7	25.5	26.8	16.3	24.7
グリーン購入実施率(県庁)	%	94.6	94.3	92.5	92.0	92.4
みやざきリサイクル製品認定数	品目	61	56	61	61	101

#### 課 題

- 人口減少を迎え、新設住宅着工戸数の減少が見込まれる中で、これまで、あまり木材が使われてこなかった中高層や非住宅建築物への木材需要を拡大する必要があります。

- 団体、事業者、行政などが連携し、県産材への理解や消費拡大に向けた普及啓発などの取組により、県民生活のあらゆる場面での県産材の積極的な利用を促す必要があります。
- 本県では公共土木事業において積極的な木材利用に努めていますが、今後とも継続的な取組が求められており、木材の耐久性の検証、利用工法の検討・開発など、県産材の利用促進のための環境整備に取り組む必要があります。
- 県が率先してグリーン購入の推進や公共事業におけるみやざきリサイクル製品の利用を進めるとともに、県民や事業者に対し、環境にやさしい製品やサービスの購入を促進するための普及啓発を行う必要があります。

## **(2) 施策の方向**

### **①積極的な木材利用の推進**

- 建築物の木造・木質化の拡大に向け、木造建築物の設計スキル等を有する技術者の育成を推進します。
- 木材の良さや木材利用による環境保全効果に関する情報提供、消費拡大に向けたPR等の取組など、官民一体の県産材利用促進の普及啓発を推進します。
- 環境に優しく温もりのある木製品の開発や普及を推進します。
- 子どもたちを中心に、多くの県民に木に触れ親しむ機会を提供し、木材の良さや森林・林業の大切さについてわかりやすく伝えることを目的に、県産材を活用した木育空間の整備や木製おもちゃの導入等による継続的な木育活動を推進します。

### **②県内の公共事業における木造・木質化の推進**

- 公共事業に関し、「県産材利用推進に関する基本方針」における明確な判断基準等に基づき木材利用を推進します。
- 県有施設の木造化や内装の木質化を図るとともに、市町村等が整備する公共施設等の木造・木質化を推進し、県産材の利用を促進します。
- 県の公共土木工事において木材利用を積極的に進めるとともに、その工法等について広く市町村や民間事業者等へ情報を発信し、官民あげて土木分野における木材利用を推進します。

### **③グリーン購入の推進**

- 「宮崎県グリーン購入基本方針」に基づき、県自ら環境への負担の少ない製品やサービスの優先的な購入を推進します。
- 県民や事業者に対しグリーン購入に関する普及啓発を進め、環境負荷低減に資する製品・サービスの調達を促進します。

#### ④環境にやさしい製品の需要拡大に対する支援

- 知事が認定する「みやざきリサイクル製品」の充実を図り、公共事業などでの利用拡大に向けて取り組みます。(再掲)
- 建築物省エネ法に対応した建築物や低炭素建築物・長期優良住宅など環境にやさしい建築物の普及に努めます。

### (3) 各主体に求められる役割

#### 県民・団体

- 住宅建築の際、地域の気候・風土・慣習などを考慮するとともに、環境への負荷を低減した木材を利用する環境配慮型住宅を選択するなど、木のある暮らしの実現
- 木材を利用した公共施設等の有効活用や、木材への関心の向上、木材の利用を通じた森林づくりの重要性の認識
- 地域の「木育」活動に積極的に参加し、森林や木の大切さを学ぶことによる、木のある暮らしの実現と健全な森林づくりへの協力
- より信頼できる製品の供給を求め、県内企業等の技術力向上への協力
- 廃木材・チップを用いたリサイクルやリサイクル製品の利用
- みやざきリサイクル製品やグリーン購入など環境にやさしい製品やサービスの利用

#### 事業者

- 【環境にやさしい製品を利用する企業】
  - みやざきリサイクル製品やグリーン購入など環境にやさしい製品やサービスの利用
- 【環境にやさしい製品を供給する企業】
  - 自ら排出する廃棄物の積極的な再資源化、リサイクル製品の開発、提供
- 【木材を利用する企業等】
  - 消費者の県産材利用を支援するため、県産材を利用した環境配慮型商品の開発・製品カタログの作成・品揃えなど消費者の利便性の向上
  - 木造住宅建設等における伐採届出制度に基づく合法性、持続可能性が確保された木材の利用
  - 公共施設等の建設における木材利用に関する技術等の習得、必要に応じた積極的な利用の提案
- 【木材を供給する企業等】
  - 廃木材・チップを利用した取組事例発表会の開催、消費者に対するリサイクルやリサイクル製品のPR活動
  - 木材の強度的性質や耐久性能等の向上に向けた技術向上、その成果等を着実に地域産業へと結びつけることによる木材製品の規格・品質の向上

## 市町村

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく各市町村の方針による県産材の積極的な利用
- 県産材を一般消費者に普及させるための供給体制の整備、一般消費者に対するグリーン購入法（合法性、持続可能性の証明）に関する普及啓発、消費者への木材利用に対する理解の向上
- グリーン購入調達方針に基づく、公共事業の資材として木材の優先的利用
- 名札、テーブル、椅子、案内板の設置等、庁用物品等の調達における環境配慮型製品の利用
- 間伐材パルプを含んだ紙製品の導入
- 廃木材・チップを用いたリサイクルやリサイクル製品の積極的な情報発信
- 庁内や公共事業におけるみやざきリサイクル製品やグリーン購入など環境にやさしい製品やサービスの利用、消費者への普及・啓発

### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	現況値 (R1 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
公共建築物における木造率	%	24.7	30.0	35.0
グリーン購入実施率（県庁）	%	92.4	100	100
みやざきリサイクル製品認定数	品目	101	150	200

## 第3節 地球環境、大気・水環境等の保全

### 3-1 地球環境、大気環境の保全



#### (1) 現状と課題

##### 現 状

###### ○大気汚染の状況

- ・本県では、環境基準が定められている物質のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）及び一酸化炭素の6項目について、24時間、通年の常時監視を行っています。
- ・監視測定体制としては、一般環境測定局16局、自動車排出ガス測定局5局、発生源監視局5局を設置し、これらの測定結果は、テレメータシステムにより常時監視を行っています。
- ・一般環境大気測定局等における常時監視の結果、本県の大気環境はおおむね良好な状況が続いています。
- ・一方、光化学オキシダントについては、大陸からの影響を受けていると考えられ、近年、春季に注意報発令基準に近い濃度が観測されており、令和元年5月には本県で初めて注意報を発令しました。
- ・大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設及び水銀排出施設等に対する立入検査等の監視・指導を行っています。

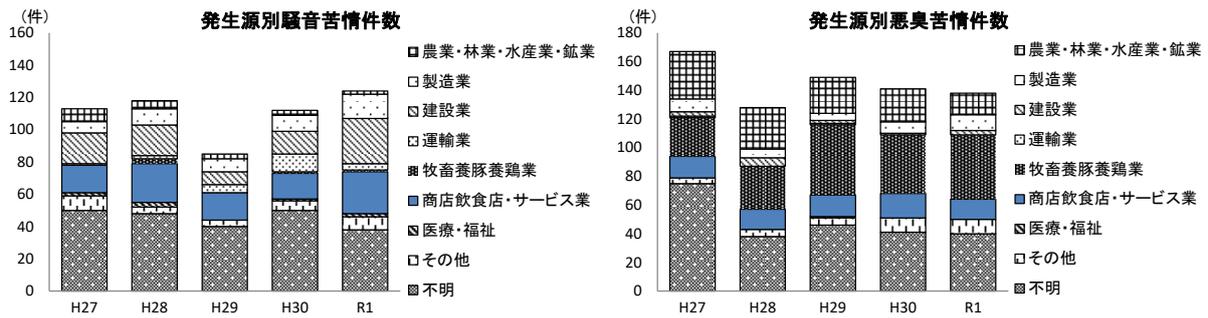
###### ○有害大気汚染物質等の状況

- ・人の健康に有害な影響をもたらすおそれのある有害大気汚染物質のうち、環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、毎月1回の常時監視を行っており、令和元年度は全ての測定地点で環境基準を達成しています。
- ・有害大気汚染物質等の監視、排出事業者に対する立入検査による指導を行っています。

###### ○騒音・振動・悪臭の状況

- ・令和元年度の騒音苦情件数は124件で、発生源が明らかな苦情の中では建設業に起因するものが22.6%と最も多くなっています。
- ・令和元年度の振動苦情件数は4件で、発生源が明らかな苦情の中では建設業が50.0%と最も多くなっています。
- ・令和元年度の悪臭苦情件数は138件で、発生源が明らかな苦情の中では牧畜養豚養鶏業に起因するものが32.6%と最も多くなっています。
- ・これらの公害苦情に対しては、市町村と連携して対応しています。

図 31 発生源別苦情件数（騒音・悪臭）



資料：宮崎県環境白書

○オゾン層保護

- ・フロン類によるオゾン層の破壊及び地球温暖化を防止するため、第一種フロン類充填回収業者等に対して指導や立入検査を実施し、フロン類の管理の適正化を図っています。

○酸性雨に関する取組

- ・酸性雨モニタリング調査として、平成3年度から酸性雨の実態調査を実施しており、令和元年度の結果は、平成30年度の全国の平均値と同じレベルでした。

○その他生活環境に関する取組

- ・その他生活環境の保全を図るため、本県では条例で、光害について、投光器を特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用してはならないと規定しています。

表 9 地球環境、大気環境の保全に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
大気環境基準達成率						
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	%	94.4	97.2	93.9	93.9	88.2
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	%	100	100	100	100	100
光化学オキシダント(O <sub>x</sub> )	%	11.8	18.8	0	0	0
浮遊粒子状物質(SPM)	%	93.9	100	93.3	96.7	100
微小粒子状物質(PM <sub>2.5</sub> )	%	95.0	96.0	96.2	89.3	100
一酸化炭素(CO)	%	100	100	100	100	100
有害大気汚染物質の環境基準達成率						
ベンゼン	%	100	100	100	100	100
トリクロロエチレン	%	100	100	100	100	100
テトラクロロエチレン	%	100	100	100	100	100
ジクロロメタン	%	100	100	100	100	100
自動車騒音の環境基準達成率 面的評価	%	98.8	97.3	87.9	90.0	95.9
航空機騒音の環境基準達成率	%	40.0	20.0	20.0	20.0	20.0

## 課 題

- 大陸からの影響が懸念される光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）を引き続き常時監視するとともに、光化学オキシダント等の原因物質である揮発性有機化合物等の排出事業者に対して立入検査等の監視・指導を行う必要があります。
- 建築物等の解体等工事における石綿（アスベスト）の飛散を防止するため、特定粉じん排出等作業に対して立入検査等による監視・指導を行う必要があります。
- 人の健康に有害な影響をもたらすおそれのあるベンゼン等の有害大気汚染物質の監視を引き続き行っていく必要があります。
- 騒音・振動・悪臭は日常生活に最も関係が深い公害であり、県民の健康的で快適な日常生活を維持するため、引き続き市町村と連携して対応していく必要があります。
- 引き続きオゾン層の破壊物質である特定フロン回収を進めるとともに、酸性雨についてはモニタリングを継続する必要があります。

## （２）施策の方向

### ①大気汚染防止対策の推進

- 大気汚染の常時監視体制を維持し、常時監視を行います。
- 光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）などについては、高濃度時に注意報等を発令し、県民に注意を呼びかけます。
- テレメータシステムにより大気汚染の状況をホームページで情報提供します。
- 大気汚染物質の排出源となるばい煙発生施設、一般粉じん発生施設及び水銀排出施設に対して立入検査等による監視・指導を行います。
- 光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の原因物質である揮発性有機化合物を排出する施設に対して立入検査等による監視・指導を行います。
- 建築物等の解体等工事における石綿（アスベスト）の飛散を防止するため、特定粉じん排出等作業に対して立入検査等による監視・指導を行います。
- 路線バスなどの公共交通機関の利用やエコドライブ等の実践、電気自動車や燃料電池自動車を含む低公害車の導入等の啓発を通じて、自動車交通による大気汚染の防止に努めます。

### ②有害大気汚染物質等の対策の推進

- 人の健康に有害な影響をもたらすおそれのあるベンゼン等の有害大気汚染物質を監視するとともに、排出事業者に対して立入検査による指導を行います。

### ③騒音・振動・悪臭対策の推進

- 自動車交通騒音及び航空機騒音の継続的な監視を行います。
- 騒音の環境基準の地域類型指定や土地利用状況の変化等に応じた騒音等の規制区域等の見直しを行います。

#### ④地球環境の保全

- 業務用のエアコン及び冷蔵・冷凍機器からのフロン類の排出を抑制するため、管理者や第一種フロン類充填回収業者等に対して指導や立入検査を実施し、フロン類の管理の適正化を図ります。
- 使用済自動車からのフロン類の排出を抑制するため、事業者に対して必要な指導や助言を実施し、フロン類を適正に回収します。
- グリーン購入の取組などを通じてノンフロン製品の普及を推進します。
- 酸性雨のモニタリングを継続的に実施します。

### (3) 各主体に求められる役割

#### 県民・団体

- 公共交通機関の利用促進や低公害車の購入、アイドリングストップなどエコドライブの実践による自動車からの排出ガスの抑制
- 日常生活における騒音・振動・悪臭の発生防止
- フロン類を含まない機器・製品の使用
- 家電リサイクル法等に基づく使用済のエアコン、冷蔵・冷凍機器、自動車等の適正処理

#### 事業者

- ばい煙等の大気汚染物質の削減や、工場・事業場からの騒音・振動・悪臭防止のための管理の徹底
- 低公害車の導入やアイドリングストップなどエコドライブの実践による、自動車からの排出ガスの抑制
- 建築物等の解体等工事における石綿（アスベスト）の飛散防止
- 業務用のエアコン及び冷蔵・冷凍機器のフロン類の漏えい防止のための適正管理
- フロン類を使用しない機器・製品の使用
- 廃棄等を行おうとするエアコン、冷蔵・冷凍機器、使用済自動車等のフロン排出抑制法等に基づく適正処理

市町村

- 光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）などの注意報発令等の緊急時における住民、学校等への注意喚起
- 公共事業の実施に伴う大気汚染や騒音・振動・悪臭対策
- 低公害車の導入やアイドリングストップなどエコドライブの実践による、自動車からの排出ガスの抑制
- 低騒音舗装や沿道における緩衝緑地、緩衝工作物など騒音防止設備の整備
- 騒音・振動・悪臭の発生源となる工場等に対する指導等の実施
- オゾン層保護に関する普及啓発
- 業務用のエアコン及び冷蔵・冷凍機器のフロン類の漏えい防止のための適正管理
- フロン類を使用しない機器・製品の率先使用
- フロン排出抑制法等に基づく廃棄等を行おうとするエアコン、冷蔵・冷凍機器、使用済自動車等の適正処理

**（４）環境指標（数値目標）**

環境指標項目	単位	現況値 (R1 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
大気環境基準達成率				
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	%	88.2	100	100
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	%	100	100	100
光化学オキシダント(Ox)	%	0	100	100
浮遊粒子状物質(SPM)	%	100	100	100
微小粒子状物質(PM <sub>2.5</sub> )	%	100	100	100
一酸化炭素(CO)	%	100	100	100
有害大気汚染物質の環境基準達成率				
ベンゼン	%	100	100	100
トリクロロエチレン	%	100	100	100
テトラクロロエチレン	%	100	100	100
ジクロロメタン	%	100	100	100
自動車騒音の環境基準達成率 面的評価	%	95.9	100	100
航空機騒音の環境基準達成率	%	20.0	100	100

## 3-2 水環境の保全



### (1) 現状と課題

#### 現状

##### ○水質の状況

- ・河川、海域などの公共用水域の水質の状況を確認するため、常時監視を行っており、本県の水質は、おおむね良好な状況にあります。
- ・令和元年度における河川、海域等の公共用水域の環境基準の達成状況について、生活環境項目（河川：BOD（生物化学的酸素要求量）、海域：COD（化学的酸素要求量））は、環境基準類型のあてはめられた89水域（河川79、海域10）のうち3水域で環境基準を未達成でした。
- ・カドミウム等の健康項目については、令和元年度に83地点で測定を実施し、2地点で砒素が環境基準を未達成でした。
- ・地下水については、令和元年度に調査した井戸では新たな汚染はありませんでしたが、過去に汚染が判明している一部の井戸で砒素やふっ素、揮発性有機化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しています。
- ・公共用水域の水質保全のため、工場及び事業場（畜産業を営む事業場を含む）への定期的な立入検査等により排出水の監視や事業者に対する指導等を行っています。

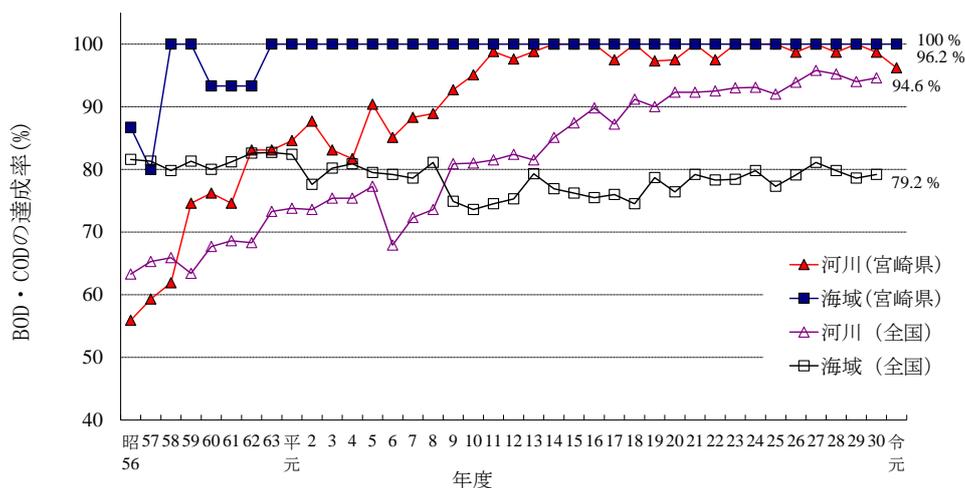


図 32 本県及び全国の水質汚濁に係る環境基準達成率の推移

##### ○生活排水対策

- ・河川等の公共用水域における水質汚濁の主な要因の一つは、家庭の台所や浴室等からの未処理のまま排出される生活雑排水であることから、市町村と連携して公共下水道、浄化槽等の生活排水処理施設の整備を計画的に進めています。

○県民による河川浄化等の取組

- ・県民に身近な川への理解を深め、河川浄化保全活動に取り組めるよう、わかりやすく実感しやすい本県独自の水辺環境指標を活用した河川環境の評価を行っています。

○都城盆地硝酸性窒素削減対策

- ・都城盆地の良質な地下水を保全するため、継続的な地下水のモニタリングを実施するとともに、家畜排せつ物対策や施肥対策などの硝酸性窒素削減対策に、関係機関が一体となって計画的に取り組んでいます。

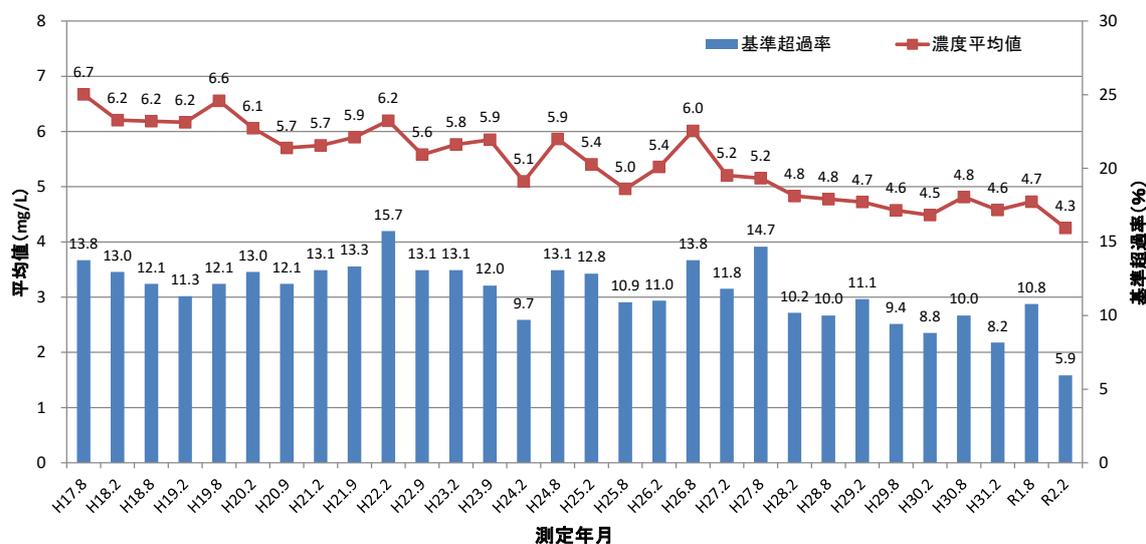


図 33 都城盆地地下水の硝酸性窒素濃度の基準超過測定割合及び平均濃度値の経年変化

○一ツ瀬川及び小丸川の濁水軽減等対策

- ・一ツ瀬川及び小丸川の濁水の長期化を軽減するため、関係機関が一体となって、計画的に対策に取り組んでいます。

○土壌汚染対策

- ・令和元年度末現在、県内で土壌汚染対策法に基づく特定有害物質に汚染されている地域として指定された地域は 15 か所あります。

○水系別の総合的な水環境保全対策

- ・公共用水域水質の環境基準が未達成の水域が確認された場合には、汚濁原因等についての調査を行い、その詳細な把握を行っています。
- ・大淀川上流域においては、国や関係機関と一体となって、河川浄化のための対策に計画的に取り組んでいます。

表 10 水環境の保全に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
水質環境基準達成率						
生物化学的酸素要求量(BOD)	%	100	98.7	100	98.7	96.2
化学的酸素要求量(COD)	%	100	100	100	100	100
地下水における環境基準達成率	%	84.8	87.2	86.8	87.0	87.9
生活排水処理率						
公共下水道	%	51.4	52.4	53.1	53.8	54.7
合併処理浄化槽	%	22.4	22.8	22.6	23.1	23.6
農(漁)業集落排水施設	%	3.8	3.7	3.6	3.6	3.7
浄化槽法定検査受検率						
7 条検査(設置後の検査)	%	100	100	100	100	100
11 条検査(年に 1 回の定期検査)	%	53.5	53.9	55.6	54.8	55.6

**課題**

- 県内の公共用水域水質は、全体としておおむね良好であるものの、一部で環境基準が未達成となっており、引き続き監視していく必要があります。
- 工場及び事業場からの排水水について、今後とも継続して計画的に監視・指導を行う必要があります。
- 本県の生活排水処理率は年々向上しているものの、全国平均を下回っていることから公共下水道、浄化槽等の生活排水処理施設を一層整備していく必要があります。また、浄化槽については、河川等の水質悪化の原因とならないよう、維持管理を適切に行うとともに、生活排水全体を処理できる合併処理浄化槽への転換を図る必要があります。
- 県民一人ひとりが自主的・積極的な河川浄化・保全活動に取り組むよう身近な川への理解を一層深める必要があります。
- 都城盆地の地下水について、硝酸性窒素を削減するには長期間を要することから、引き続き関係機関が一体となって対策を講ずる必要があります。
- 一ツ瀬川及び小丸川の濁水の長期化を軽減するため、引き続き関係機関が一体となって計画的に取り組む必要があります。
- 土壤汚染対策法において義務づけられている一定規模以上の土地の形質の変更に係る届出等について、事業者等への周知及び徹底を図る必要があります。

## **(2) 施策の方向**

### **①水質汚濁防止対策の推進**

- 良好な水質を保全するため、河川や海域等の公共用水域や地下水の水質測定を実施します。また、測定項目や測定地点を適宜見直すなど、監視体制の充実を図ります。
- 河川や海域等の公共用水域における水質汚濁、利水の状況及び水生生物の生息状況の適応性に応じて、水域ごとに適用される類型指定の見直しを行うなど、適切かつより良好な水質環境の保全に努めます。
- 水質汚濁物質の排出源となる工場や事業場に対して、立入検査による指導を行います。
- 水質の監視結果をホームページに掲載するなど、水環境に関する情報提供を行います。

### **②生活排水対策の推進**

- 「第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画」に基づき、市町村との連携による地域の特性に応じた公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備及び適切な維持管理など総合的・計画的な生活排水対策を推進します。
- 浄化槽の整備については、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進します。
- 市町村が設置主体となって合併処理浄化槽を計画的に整備し、維持管理を行う公共浄化槽等整備推進事業の導入を促進します。
- 浄化槽設置者講習会等の開催や法定検査未受検者に対する受検啓発、「浄化槽適正管理推進月間」を中心とした関係機関の連携による適正管理啓発活動等の取組により、浄化槽の適正な維持管理を推進します。
- 家庭でできる生活排水対策の実践を促進するため、啓発イベントの実施や県民への情報提供等による県民意識の向上を図ります。

### **③河川浄化等の県民活動の推進**

- 宮崎県独自の水辺環境指標を使った河川環境の評価により、県民が身近な川への理解を深めることで、さらに美しい川づくりの取組を推進します。
- 「大淀川サミット」などの流域単位の取組やNPO、ボランティア団体等の河川浄化活動の支援、県民に対する河川浄化等の意識啓発に努めます。

### **④都城盆地硝酸性窒素削減対策の推進**

- 家畜排せつ物の適正処理、農地における適正施肥、生活排水対策など、総合的な硝酸性窒素削減対策を推進します。

### **⑤一ツ瀬川及び小丸川の濁水軽減等対策の推進**

- 適切な間伐や山腹崩壊地の復旧の実施など、健全な森林の整備・保全に努めるとともに、一ツ瀬川及び小丸川流域における「環境保全の森林（もり）整備事業」に取り組むなど、濁水の長

期化の抑止に努めます。

- 電気事業者に対して、濁水を早期排除するダム貯水池の運用や新たな放流設備の設置・運用など、より効果的な濁水軽減対策に関する指導・助言を行います。

### ⑥土壌汚染対策の推進

- 土壌汚染対策法に基づき、一定規模以上の土地の形質の変更届出、土壌汚染状況調査の実施、汚染の除去等の措置及び汚染土壌の適正処理等の適切な実施を指導・推進し、土壌汚染による健康被害の防止に努めます。

### ⑦水系別の総合的な水環境保全のための連携

- 公共用水域の水質の環境基準が未達成の水域が確認された場合には、水質汚濁の原因等について詳細な調査を実施し、その結果を踏まえ、原因者に対する指導を強化するなど、効果的な対策を実施します。
- 国が進める「清流ルネッサンスⅡ」と連携して、関係機関が一体となって大淀川上流域の河川浄化対策を一層推進します。

## (3) 各主体に求められる役割

### 県民・団体

- 生活排水による水質汚濁の現状を理解し、公共下水道や農業・漁業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽の設置とその適正管理を行うなど、家庭から出る生活排水の浄化
- 身近な河川の浄化活動や森林保全活動など、良好な河川・森林環境づくりへの積極的な参加

### 事業者

- 工場・事業場における排水処理設備の整備や適正管理など、事業活動に伴い発生する汚水等の浄化
- 節水や雨水の利用などによる水資源の有効活用
- 身近な河川の浄化活動や森林保全活動など、良好な河川・森林環境づくりへの積極的な参加
- 農業における農薬の適正な使用のほか、適正な施肥や家畜排せつ物の適正処理などによる硝酸性窒素の削減
- 適正な森林施業やダム貯水池運用などによる濁水長期化の軽減

市町村

- 公共事業の実施に伴う水質汚濁や土壌汚染の対策
- 関係機関・団体と連携した河川、海域、地下水等の水質保全
- 公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備や住民などに対する生活排水対策に関する普及啓発
- 農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の推進
- 住民と実施する水辺環境調査などによる、美しい川づくりの推進

(4) 環境指標 (数値目標)

環境指標項目	単位	現況値 (R1 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
水質環境基準達成率				
生物化学的酸素要求量(BOD)	%	96.2	100	100
化学的酸素要求量(COD)	%	100	100	100
地下水における環境基準達成率	%	87.9	100	100
生活排水処理率				
公共下水道	%	54.7	59.1	62.2
合併処理浄化槽	%	23.6	25.0	26.4
農(漁)業集落排水施設	%	3.7	3.6	3.2
浄化槽法定検査受検率				
7 条検査(設置後の検査)	%	100	100	100
11 条検査(年に 1 回の定期検査)	%	55.6	66.0	75.0

### 3-3 化学物質対策



#### (1) 現状と課題

##### 現 状

##### ○ダイオキシン類対策

- ・ダイオキシン類の環境中の実態把握を行うため、大気、水質、地下水、底質、土壌等について調査を行っており、令和元年度における結果では、全ての測定地点において環境基準を達成しています。
- ・ダイオキシン類の発生源対策として、工場・事業場における排出基準の遵守徹底を図るため、届出の審査及び立入検査により指導を行っています。

表 11 環境中ダイオキシン類濃度実態調査結果（令和元年度）

環境媒体		調査地点数	平均	最小値	最大値	単位
大気	宮崎県	5	0.0063	0.0040	0.011	pg-TEQ/m <sup>3</sup>
	全国	619	0.018	0.0032	0.17	
公共用水域水質	宮崎県	17	0.069	0.022	0.46	pg-TEQ/L
	全国	1,431	0.18	0.0084	4.1	
公共用水域底質	宮崎県	15	0.69	0.12	3.1	pg-TEQ/g
	全国	1,187	5.9	0.0083	430	

資料：令和元年度ダイオキシン類調査結果 宮崎県  
平成30年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果 環境省

##### ○その他の化学物質対策

- ・事業者の監視・指導體制の強化を推進していくため、P R T R制度において、特定化学物質の排出状況の把握、事業者の化学物質対策についての監視・指導を行っています。

##### ○化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

- ・県民の化学物質への関心は高く、化学物質の製造・使用・廃棄等の実態と環境や人への影響などの情報把握、環境リスクの低減に向けた情報交換（リスクコミュニケーション）の推進に努めています。

表 12 化学物質対策に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
ダイオキシン類に係る環境基準の達成率						
大気	%	100	100	100	100	100
公共用水域水質	%	100	100	100	100	100
公共用水域底質	%	100	100	100	100	100
地下水	%	100	100	100	100	100
土壌	%	100	100	100	100	100

### 課題

- 本県の良好な環境の状況を維持するため、ダイオキシン類については、特定施設等に対する監視や施設の適切な維持管理の指導等による排出防止対策を引き続き行うとともに、環境調査を継続する必要があります。
- その他の化学物質については、P R T R制度に基づき、排出等の状況を把握し、事業者の化学物質対策について監視・指導を行う必要があります。
- 化学物質の製造・使用・廃棄等の実態や人の健康又は生活環境への影響等の情報を県民へ提供するため、引き続き事業者から積極的な情報提供や、県民・行政・事業者が一体となった化学物質に関する情報交換（リスクコミュニケーション）に努める必要があります。

## (2) 施策の方向

### ①化学物質の環境調査の継続的实施

- ダイオキシン類等について継続して環境調査を行うなど、化学物質の継続的な実態把握に努めます。

### ②事業者の監視・指導體制の強化

- ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境中のダイオキシン類濃度の監視を行うとともに、工場・事業場における排出基準の遵守徹底を図るため、届出の審査及び立入検査により指導を行います。
- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）」に基づき、特定化学物質の排出等の状況を把握し、事業者の化学物質対策について監視・指導を行います。

### ③化学物質に関する情報の把握と情報交換（リスクコミュニケーション）の推進

- 化学物質の製造・使用・廃棄等の実態や人の健康又は生活環境への影響などの情報を把握するとともに、環境リスクの低減に向けて、化学物質の正しい理解に基づいた適切な対策が図られるような情報交換（リスクコミュニケーション）を推進します。

### (3) 各主体に求められる役割

<b>県民・団体</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物の適正処理によるダイオキシン類等の発生抑制</li> <li>○化学物質に関する説明会や意見交換会への参加など、化学物質の性質や人の健康や環境に及ぼす影響等に関する正しい理解の習得</li> </ul>	
<b>事業者</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○化学物質の適正な処理や排出防止対策の実践など、化学物質の適正管理</li> <li>○廃棄物処理施設等の適切な維持管理など、ダイオキシン類等の発生抑制</li> <li>○事業活動で使用する化学物質の情報公開や、地域住民・行政など地域が一体となった化学物質に関する情報交換（リスクコミュニケーション）の推進</li> </ul>	
<b>市町村</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理施設等の適切な維持管理など、ダイオキシン類等の発生抑制</li> <li>○事業者への説明会や意見交換会の開催を要請するなど、住民、団体、事業者、行政等が連携した化学物質に関する情報交換（リスクコミュニケーション）の推進</li> </ul>	

### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	現況値 (R1 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
ダイオキシン類に係る環境基準の達成率				
大気	%	100	100	100
公共用水域水質	%	100	100	100
公共用水域底質	%	100	100	100
地下水	%	100	100	100
土壌	%	100	100	100

## 3-4 環境負荷の低減等



### (1) 現状と課題

#### 現 状

##### ○環境影響評価

- ・本県では、平成12年に制定した「宮崎県環境影響評価条例」により、「環境影響評価法」の対象外となる事業についても別途基準を定め、幅広く評価の対象としています。

環境影響評価手続を経て開始された風力発電事業（串間市）



##### ○公害健康被害対策

- ・本県では、高千穂町土呂久地区にかつてあった鉱山の操業に起因した公害健康被害の対策として、毎年、健康観察検診等を行っています。

#### 課 題

- 環境影響評価制度の周知に引き続き努めるとともに、近年、導入が進む再生可能エネルギーの大規模開発事業についても、自然環境に配慮した形での事業実施を促進していく必要があります。
- 土呂久公害の公害健康被害対策としての検診対象者が高齢化していることから、より負担が少なく効率的な検診を実施していく必要があります。

### (2) 施策の方向

#### ①環境影響評価

- 環境を取り巻く動向に配慮しながら環境影響評価制度を適切に運用し、開発事業による環境への影響の回避・低減を図ります。
- 本県が実施する公共事業（土木工事、建築工事）については、「環境影響評価法」や「宮崎県環境影響評価条例」の対象外の事案についても、以下のような「環境配慮事項」に基づき、環境への影響ができる限り回避・低減されるよう、適切な対策を実施します。

■環境配慮事項の対象となる公共事業

区分	内容
土木工事	道路整備事業、港湾・漁港整備事業、土地区画整理事業、工業団地造成事業、住宅団地整備事業、河川・ダム整備事業、砂防工事事業、ほ場整備事業、公園整備事業
建築工事	公共建築物・施設整備事業、水道施設整備事業、下水処理施設整備事業、廃棄物処理施設整備事業

■環境配慮項目とその内容

環境配慮項目	内容
大気汚染	大気汚染防止・大気浄化への配慮
水質汚濁	水質汚濁防止・水質浄化への配慮
土壌地下水汚染	土壌地下水汚染の防止・改善効果、地下水涵養 <sup>かん</sup> 効果への配慮
騒音	騒音防止・防音効果への配慮
振動	振動防止・防振効果への配慮
悪臭	悪臭防止効果への配慮
生態系への影響	動植物、地形・地質等の保全、保護効果への配慮
廃棄物の排出	廃棄物の削減効果
資源の枯渇	省資源効果
地球温暖化	燃料、電気等の省エネ効果、代替フロン <sup>フロン</sup> の回収・分解
酸性雨	窒素酸化物、硫黄酸化物等の削減効果
オゾン層の破壊	フロン <sup>フロン</sup> の回収、分解

②公害健康被害対策

- 高千穂町土呂久地区の公害健康被害者の救済と住民の健康保持を図るため、「公害健康被害の補償等に関する法律」の適切な運用と保健指導を行います。
- 土呂久地区は、国内でも数少ない砒素<sup>び</sup>による公害健康被害地域であり、同種公害の未然防止に資するため、研究成果や記録を次世代に継承していきます。
- 公害は健康被害や環境破壊など地域に甚大な影響を及ぼすものであり、その未然防止のため、大気環境や水環境等の保全に関する施策を着実に推進していきます。

### (3) 各主体に求められる役割

<b>県民・団体</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境保全への関心に基づいた積極的な情報収集と提供</li> <li>○公害の未然防止や環境に配慮した開発事業の重要性に対する理解の向上</li> </ul>
<b>事業者</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の一員としての意識を持ち、環境面で県民にアピールができるような事業の計画及び実施</li> <li>○地域住民、関係者等へのきめ細かな説明と活発な情報交流の促進</li> </ul>
<b>市町村</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境情報の収集・提供及び環境保全に関する制度等の普及啓発</li> <li>○環境に配慮した公共事業の実施</li> </ul>

### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	現況値 (R1 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
大気環境基準達成率（再掲）				
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	%	88.2	100	100
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	%	100	100	100
光化学オキシダント(Ox)	%	0	100	100
浮遊粒子状物質(SPM)	%	100	100	100
微小粒子状物質(PM <sub>2.5</sub> )	%	100	100	100
一酸化炭素(CO)	%	100	100	100
水質環境基準達成率（再掲）				
生物化学的酸素要求量(BOD)	%	96.2	100	100
化学的酸素要求量(COD)	%	100	100	100

## 第4節 生物多様性の保全

### 4-1 生物多様性の確保



#### (1) 現状と課題

##### 現 状

##### ○生物多様性の重要性

- ・生態系が維持され、生物多様性が保全されることにより、空気、水など全ての生命の存続基盤である環境は成立していますが、開発や乱獲などの人間活動、生活様式の変化による里地里山の荒廃、外来生物による生態系の攪乱<sup>かくらん</sup>などにより、生物多様性の損失が進んでいます。
- ・生物資源を将来にわたって持続的に活用するためには、生態系及びそれを取り巻く環境を適切に保全・管理する必要があるため、本県では、平成27年3月に「みやざき自然との共生プラン（生物多様性みやざき戦略）」を策定し、生物多様性の保全を推進しています。

##### ○希少野生動植物

- ・本県には、豊かな自然環境の中に約1万種といわれる多くの野生動植物が生息又は生育していますが、近年、人間の活動等によって大きな影響を受けており、絶滅のおそれが生じている野生動植物もあります。
- ・県では、野生生物の実態を把握し、その保全を広く県民に呼びかけるために、絶滅のおそれがある野生生物をリスト化した上で、宮崎県版レッドデータブックとして公表しています。2010年度改訂版レッドデータブックでは、絶滅のおそれのあるもの（絶滅危惧Ⅰ類及び絶滅危惧Ⅱ類）として約900種が掲載されており、その種類数はリストを見直す度に増加しています。
- ・また、本県では「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」に基づき、指定希少野生動植物種を指定しており、令和元年度現在、植物40種、哺乳類2種、鳥類2種、両生類1種、魚類1種、陸淡水産貝類1種、昆虫類2種の計49種が指定されています。
- ・本県の野生動植物を保護するため、その重要な生息地を「重要生息地」として指定し、地域住民が中心となって保護に取り組んでいます。重要生息地は現在11か所となっています。

##### ○外来種

- ・飼育していた動物の放棄などにより生じた外来種の増加は、生態系への影響ばかりでなく、農業や生活にも問題を生じさせています。
- ・県内に生息・生育する外来生物法に指定されている特定外来生物を含む外来種の防除等について幅広く県民に周知する必要があります。

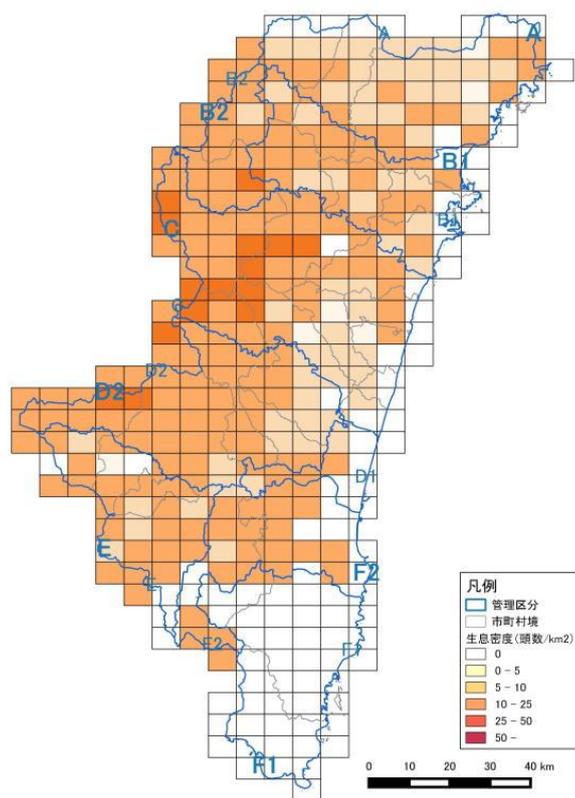
- ・特にアライグマについては、県内での農林作物等の被害は確認されていませんが、目撃、捕獲等がなされていることから、「宮崎県アライグマ防除実施計画」を策定しています。

#### ○野生鳥獣の保護管理

- ・野生鳥獣は、種によっては生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境や農林水産業、生態系に係る被害が深刻になっています。
- ・野生鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区を指定し、区域内において鳥獣の捕獲を禁止するとともに、鳥獣の生育及び繁殖に必要な営巣設置等の保護対策を講じています。
- ・近年、シカ、イノシシ、サル、カワウ等の個体数増加や分布域の拡大により、農林水産業への被害が深刻化しており、令和元年度の野生鳥獣による農作物の被害額は約 4 億 2,600 万円となっています。

中でも、シカによる食害は、希少植物の消失や減少、林床植生の減少、樹木の枯死など、生物多様性の保全に大きな影響を与えています。

図 34 宮崎県におけるシカの分布（平成 30 年度）



#### ○重要地域の保全

- ・自然公園は、景観に優れ、その自然状態を保持すべき地域が多く存在するため、生物多様性の保全には特に重要となる地域です。

- ・県内には「霧島錦江湾国立公園」をはじめとする自然公園が 11 か所、合計 92,024ha（陸域面積 91,919ha）指定されており、県土の面積の約 12%を占めています。また、日南海岸・日豊海岸 国定公園の中で、サンゴなどが生息する海中景観の優れた海域公園が 12 地区、合計 105ha 指定されています。
- ・自然公園以外にも、保全すべき地域として、「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」に基づき、自然環境保全地域が 2 か所、合計 184ha、緑地環境保全地域が 4 か所、合計 21ha それぞれ指定されています。
- ・平成 27 年には、高千穂郷・椎葉山地域が世界農業遺産に認定されました。
- ・平成 24 年には綾地域が、平成 29 年には祖母・傾・大崩地域が生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）に登録されました。

表 13 宮崎県内の自然公園等指定状況

	箇所数	名称	面積(ha)
国立公園	1	霧島錦江湾	13,006
国定公園	4	日南海岸（陸域）	3,503
		〃（海域）	56
		祖母傾	11,760
		日豊海岸（陸域）	4,224
		〃（海域）	49
		九州中央山地	12,481
国定公園面積計			32,073
県立自然公園	6	祖母傾	26,970
		尾鈴	13,301
		西都原杉安峡	745
		母智丘関之尾	560
		わにつか	4,701
		矢岳高原	668
県立自然公園面積計			46,945
総計			92,024

○里地里山・田園地域の保全

- ・本県の里地里山・田園地域には、アカウキクサ、オニバス、アカササゲ、キキョウ、サシバ、メダカ、タガメ、オオムラサキ、シオマネキなど、絶滅が危惧される生物が多く生息・生育しています。
- ・農山漁村の里地里山に代表される自然環境は、自然を農地や里山林、牧草地、藻場などとして、人が適正に管理することで、多様な生態系を維持する場になっていましたが、人口減少や高齢化の進行により、耕作放棄地等が増え、これらの地域の保全が厳しくなっています。

表 14 生物多様性の確保に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
自然公園面積	ha	92,024	92,024	92,024	92,024	92,024
自然環境保全地域面積	ha	184	184	184	184	184
緑地環境保全地域面積	ha	21	21	21	21	21
重要生息地（累計）	箇所	10	10	10	11	11
シカ推定生息数	頭	136,000 [H26]	128,000 [H27]	119,000 [H28]	112,000 [H29]	101,000 [H30]

## 課題

- 「自然の恵み（生態系サービス）」は再生可能な資源であり、自然の再生能力を超えない範囲で次世代まで持続的に利用していくためには、多様な生態系とそれを取り巻く環境を保全していく必要があります。
- 私たちの生活を自然災害から守るためには、森林、河川等の生態系を保全する必要があります。
- 希少野生動植物種については減少傾向が続いている種もみられるため、実効性のある保護対策が求められています。
- 外来種の侵入・増加により、生態系や在来種への影響が懸念されており、外来種を防除し、又は広げないための適切な対策が求められています。
- 生態系や農林水産業などに影響を及ぼしている特定の野生鳥獣について、個体数調整などの対策が求められています。
- 自然公園や自然環境保全地域などの保護地域における生物多様性確保のための取組が必要です。
- 里地里山・田園地域では、開発を抑制するとともに、適切な管理を行う必要があります。

## （２）施策の方向

### ①野生生物の適切な保護管理

- 宮崎県版レッドリスト及びレッドデータブックを定期的に改訂し、宮崎県の野生動植物の現状把握と保護を行います。
- 「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」に基づき指定している指定希少野生動植物について、必要に応じて追加指定等を行い、保護を進めるとともに、その重要性を周知します。
- 県内の希少野生動植物の生息状況等について継続的に調査を行い、今後の自然保護対策のための基礎資料を収集し、各主体間で情報を共有します。
- 指定希少野生動植物の生息地や重要生息地等における監視・指導、保護の重要性についての啓発、生息等の状況調査などを行う野生動植物保護監視員を委嘱し、野生動植物を保護します。
- 外来生物法による特定外来生物を含む外来種については、外来種のリストを作成し、県内に生息する生物の防除対策等を県民へ周知します。
- 外来種については、「(国内に) 入れない」、「(飼育しているものを) 捨てない」、「(他の地域に)

「広げない」の3原則を改めて周知します。

- アライグマについては、「宮崎県アライグマ防除実施計画」に基づき、効果的かつ継続的な防除体制の確保を推進します。
- 農林水産業又は生態系に被害を及ぼす外来鳥獣については、「第12次鳥獣保護事業計画」に沿って、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を促進し、被害を防止します（外来生物法により防除計画が定められている種を除く）。
- シカ、イノシシ、サル、カワウ等については、「鳥獣被害対策プロジェクト推進計画」に基づき、県庁関係各課、鳥獣被害対策支援センター等からなる「鳥獣被害対策特命チーム」により、被害防止対策、生息環境対策、捕獲対策及び利活用推進対策に取り組みます。
- シカ、イノシシ、サル以外の野生鳥獣についても、生物多様性の保全に支障があると認められた場合は、加害鳥獣の「特定鳥獣管理計画」を作成し、個体群管理を行います。
- 狩猟者の減少・高齢化が進んでいることから、狩猟者を確保するため、狩猟免許試験の複数回及び複数会場での実施など受験しやすい環境づくりに取り組みます。

## **②重要地域の保全**

- 自然公園の中でも特別保護地区など、特に重要な自然が残されている地域を中心に、引き続き保護と管理を行います。
- 自然環境保全地域や緑地環境保全地域の保全及び生物資源を保護するとともに、生物多様性に触れられる貴重な場として保護と管理を行います。
- 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）やジオパークなどの取組を支援し、生態系の保全に向けた県民意識の醸成や地域活動の推進を図ります。
- 野生動植物の保護のため重要と認めるものを重要生息地として指定し、保護・保全します。
- 農林水産業等の活動と鳥獣の適切な関係の構築が図られるよう、専門家、関係団体、地域の関係者などの合意を得ながら鳥獣保護区の指定を進めます。
- 鳥獣や鳥獣の生息地の保護を図り、生物の多様性を確保するために特に必要な地域については、伐採などに規制を設ける特別保護区として指定します。

## **③県土の区分に応じた生物多様性の保全**

- 「森林地域」、「里地里山・田園地域」、「河川域」、「沿岸域」、「都市地域」の特性に応じた生物多様性の保全を推進するとともに、持続可能な利用の促進に努めます。
- 草地の草刈りや野焼き、水田の維持、湿地・ため池の保全・管理、二次林の保全など、里地里山の保全と適切な管理に努めます。

## **④生物多様性の主流化の推進**

- 「みやざき自然との共生プラン（生物多様性みやざき戦略）」に基づき、生物多様性に配慮した商品・サービスの開発や提供、それらの購入や利用、生物多様性を保全する活動の実施や参加

など、「生物多様性に配慮した行動」について、広報や学習機会の提供、人材育成などあらゆる取組によって普及啓発を図り、生物多様性の主流化を推進します。

### (3) 各主体に求められる役割

#### 県民・団体

- 生物多様性の価値の認識
- 外来種問題を正しく認識し、ペット（外来種等）の野外への放出、外来魚の違法放流、国内の他地域から持ち込んだ野生動植物の放出を行わないなど、地域に固有の野生動植物の保護
- 地域が一体となった、野生鳥獣被害防止対策の実施
- 自然公園等における規制を遵守するとともに、希少な野生動植物の採取、持ち帰りや違法な売買を行わないなど、野生動植物の保護
- 重要生息地等における地域の保護活動への積極的な参加

#### 事業者

- 事業実施の際における野生動植物の生息・生育環境への配慮
- 野生動植物の違法売買の排除
- 地域で取り組む野生動植物の保全活動への積極的な協力

#### 市町村

- 住民、団体、事業者と連携し、必要に応じて野生動植物の生息・生育状況等の調査を実施
- 外来種の防除、外来種問題についての広報・啓発
- アライグマ防除体制の整備
- 効果的な野生鳥獣被害防止対策の推進
- 被害状況に応じた有害鳥獣捕獲の実施
- 公共事業実施時における野生動植物の生息・生育環境の保全
- 状況や必要に応じた生物多様性地域戦略の策定

### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	現況値 (R1 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
自然公園面積	ha	92,024	92,024	92,024
自然環境保全地域面積	ha	184	184	184
緑地環境保全地域面積	ha	21	21	21
重要生息地（累計）	箇所	11	14	14
シカ推定生息数	頭	101,000 [H30]	65,000	47,000

## 4-2 多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくり



### (1) 現状と課題

#### 現 状

##### ○宮崎県の森林

- ・本県の県土の76%、59万haが森林で占められており、そのうち約7割が民有林（私有林、市町村有林、県有林など）です。民有林のうち57%、23万haが人工林で、うち21万haがスギやヒノキ等の針葉樹であり、残り2万haがクヌギ、コナラ等の広葉樹です。
- ・人工林については、林業採算性の悪化や森林所有者の高齢化等から、伐採後の適切な更新や、間伐などの手入れが十分行われない森林が発生しており、水源涵養<sup>かん</sup>や土砂流出防止などの公益的機能や野生動植物の生息・生育環境としての質の低下などが懸念されています。

##### ○健全で多様な森林づくり

- ・県民参加の森林づくりを推進する森林ボランティア等による森林づくり活動への支援や、みどり豊かな住みよい郷土づくりを目指した県民緑化推進運動を進めています。
- ・森林ボランティア参加団体数は増加しており、広葉樹の植栽、海岸松林の整備等、多様な森林づくりが進められています。
- ・宮崎県森林環境税を活用し、広葉樹の植栽や伐採後の速やかな再造林への支援などを実施しています。

#### 「水と緑の森林づくり」県民ボランティアの集い



##### ○適切な森林管理の推進

- ・森林の持つ多面的機能を発揮するため、間伐等による森林整備など適切な森林管理を行っており、令和元年度の本県の間伐面積は2,606haとなっています。

○資源循環型の森林づくりの推進

- ・本県では、諸塚村の森林（F S Cによる認証）、諸県県有林（S G E Cによる認証）等が環境に配慮した持続可能な森林として認証されています。合計約 51,000ha が認証されており、持続可能な林業が行われています。

表 15 多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりに係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
再造林面積	ha	2,023	2,179	2,124	1,958	2,134
間伐実施面積(再掲)	ha	5,198	4,550	3,209	3,223	2,606
森林ボランティア参加団体数(累計)	団体	177	184	188	202	206
企業による森林整備・保全協定面積(累計)	ha	342	346	352	370	378

**課 題**

- 本県の代表的な天然林である照葉樹林等の保全と復元を行うことが望まれます。
- 林内路網や高性能林業機械を生かし、間伐等の適正な森林管理を推進する必要があります。
- 森林の多面的機能を持続的に発揮するため、適切な森林整備等の推進が必要です。
- 持続可能な森林経営を推進するため、認証森林の拡大や認証製品の利用拡大、森林資源の循環利用が求められます。

**(2) 施策の方向**

**①健全で多様な森林づくり**

- 宮崎県森林環境税を活用し、森林ボランティア団体等による県民参加の森林づくりを推進するとともに、広葉樹の植栽や伐採後の速やかな再造林への支援等森林の公益的機能を重視した森林の整備・保全を推進します。
- 希少動植物が生息する原生的な森林生態系や水辺域等における森林の整備・保全を図るとともに、郷土樹種の植栽、天然更新の促進等により自然度の高い森林への誘導に努めるなど、健全で多様な森林づくりを推進します。
- 身近な自然とのふれあいの場であり、生活環境保全等の機能を有する里山林や海岸林等の身近な森林の整備・保全を推進します。
- みどり豊かな住みよい郷土づくりを目指し、街頭キャンペーンや緑の募金運動、緑化功労者の表彰など県民緑化推進運動を推進します。
- 企業が社会貢献活動の一環として行う森林保全活動である「企業の森づくり」を積極的に推進します。
- みやざき林業大学校において、林業・木材産業に精通した人材を幅広く、各段階で総合的に育成し、多様な担い手による森林づくりを推進します。

## **②適切な森林管理の推進**

- 国土の保全、地球温暖化の防止、水源涵養、生物多様性の保全、木材の供給等、多面的機能発揮のため、森林の機能に応じてゾーニング（区分）を行い、適切な管理を推進します。
- 施業の受委託の促進など、森林の適正な管理を推進するための取組を広めます。
- 森林の多面的機能発揮のための整備を通じて産出される木材について、製材・加工施設の効率化、木材製品の高品質化、安定供給体制づくり等により、県内の木材市場を活性化し、森林資源の循環利用を促進します。
- 水源涵養、二酸化炭素の吸収・固定、生物多様性の保全など、多面的機能を高度に発揮できる森林とするため、間伐などの森林整備を推進します。
- 森林の保全巡視により、森林病虫害や林野火災、山地災害等を早期に把握し、各種森林被害を最小限にとどめ、森林の多様な機能の保全に努めます。
- 水源の涵養、災害の防止など暮らしを守るために特に重要な役割を果たしている森林を保安林に指定し、立木の伐採方法等の制限により適切な施業を確保するとともに、土地の形質の変更や他用途への転用を制限し、森林の有する公益的機能の維持増進を図ります。
- 森林の有する公益的機能を確保するための林地開発許可制度により、森林の開発行為が災害防止や環境保全に配慮されたものとなるよう開発者に対する指導を行い、森林の機能の維持・保全を図ります。

## **③資源循環型の森林づくりの推進**

- F S C、S G E C等による認証森林の拡大を通じて、持続可能な森林経営を推進します。
- 認証森林から産出され、認証された製品の価値についての消費者への普及啓発により、認証製品の高付加価値化を推進します。
- 森林資源の循環利用（「伐って、使って、すぐ植える」）を推進するとともに、新たな森林管理システムの適切な運用を図るため、経営管理が行われていない森林の集約・集積化を図る市町村に対する支援の実施や「ひなたのチカラ林業経営者」による委託管理、市町村による公的管理を推進します。
- 木質バイオマス等の森林資源を有効に活用し、その収益を再造林につなげる循環型林業のシステム構築に努めます。
- 環境に配慮した伐採や主伐後の再造林を進めるため、市町村等と連携して「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン」の伐採事業者等への普及・定着を図ります。

### (3) 各主体に求められる役割

#### 県民・団体

- 県民や企業、NPO等の積極的な参加・協力による県民参加の森林づくりの実践
- 森林所有者等による植栽や間伐などの適切な森林施業の実施（再掲）
- 県産材の利用、認証森林に由来する認証製品の購入など、森林の多面的機能発揮のために役立つ消費の実践

#### 事業者

- 長伐期施業や複層林施業の導入、適地適木による更新、適切な間伐の実施など、森林の有する多面的機能の持続的発揮
- 森林の管理、伐採等の施業における環境の保全
- 開発事業における森林環境の保全
- 伐採後に再造林を行うなど、資源循環型林業の実施

#### 市町村

- 照葉樹林等天然林の保全と復元
- 適地適木による森林の更新や、適切な間伐の推進
- 長伐期施業や複層林施業への誘導、林内路網整備や高性能林業機械の普及促進による施業の低コスト化、後継者となる人材育成の推進
- 公共事業の実施における森林環境の保全
- 認証森林に由来する認証製品の購入及び普及啓発

### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	現況値 (R1 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
再造林面積	ha	2,134	2,200	2,200
間伐実施面積(再掲)	ha	2,606	6,000	6,000
森林ボランティア参加団体数(累計)	団体	206	230	250
企業による森林整備・保全協定面積 (累計)	ha	378	429	472

## 4-3 自然豊かな水辺の保全と創出



### (1) 現状と課題

#### 現 状

##### ○河川域

- ・宮崎の河川は、奥山の森林域から沿岸域までをつなぐ生態系ネットワークの軸となっており、そこから多くの支流や農業用水路などが伸び、多くの生態系を支えています。
- ・本県の河川には、オオヨドカワゴロモ、カワラハハコ、カワネズミ、ツバメチドリ、アユカケなどの絶滅が危惧される生物も生息・生育しています。
- ・本県では、五ヶ瀬川水系北川をはじめ、県内各地の河川改修において、河川が本来有している浄化機能を保全するため、自然との共生を目指した「多自然川づくり」を進め、地域住民の河川浄化意識の高揚を図り、自然豊かで魅力ある川づくりを推進しています。

##### ○沿岸域

- ・本県の沿岸域は、リアス式海岸と砂浜が発達しているため、様々な植生が見られるほか、天然記念物の植物群落やサンゴ群集が分布し、砂浜にはアカウミガメ等の希少な動物の産卵や繁殖の場となっているなど、生物多様性の保全について重要な地域となっています。
- ・県内の一部の海岸では浸食が見られるため、宮崎海岸において抜本的な工法による浸食の防止や砂浜の回復に向けた対策を実施しています。

県指定天然記念物「アカウミガメ及びその産卵地」



##### ○水域の生物の保全

- ・河川域、沿岸域については、護岸改修による環境変化や水質汚濁等による生態系等への影響や、海浜の後退によるアカウミガメなどの繁殖への影響が懸念されるほか、県南部では、オニヒトデ等の食害によるサンゴ群集の劣化等が報告されており、他地域への被害拡大のおそれがあります。

### ○ため池の状況

- ・本県のため池には、オニバス、ミズスギナ、トリゲモ、シナミズニラ、クサガメ、ベッコウトンボなどの絶滅が危惧される生物をはじめ、多くの動植物が生息・生育しています。
- ・近年、ため池の水質汚濁、管理不足、改修等により、減少している動植物種も数多く見られます。

表 16 自然豊かな水辺の保全と創出に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
自然環境の保全・創出に取り組む河川割合	%	100	100	100	100	100

### 課題

- 河川の整備に際しては、河川に生息・生育する生物への配慮が求められます。
- 沿岸域における浸食の防止と砂浜の再生が求められます。
- ため池には絶滅が危惧される生物をはじめ、多くの動植物が生息・生育しているため、これを保全するとともに、自然環境に配慮した整備・管理を行う必要があります。

## (2) 施策の方向

### ①自然環境に配慮した河川づくりの推進

- 河川の整備に際しては、河川が有する自然の復元力を活用し、河川の自然の営みと治水対策の調和を図る多自然川づくりを進めるとともに、そこに生息・生育している生物に十分配慮します。
- 堰など河川横断構造物を設置又は改修する場合は、生物の移動に配慮した河川づくりに努めます。
- 河川整備に際しては、濁水防止を行うなど水質保全に努めます。
- 河川に生息・生育する生物は河川に特有な自然環境に依存していることを考慮し、各河川に特徴的な自然環境の保全・再生に努めます。
- 県民の河川等の水辺空間に対する理解や関心を高めるために、河川愛護月間等の機会を中心に、啓発活動や美化活動を行うなど、河川愛護意識の醸成及び河川の美化の推進を図ります。

### ②自然環境に配慮した海岸づくりの推進

- 人工的な護岸整備が行われていない自然海岸や海浜の保全を図るとともに、残された自然環境の保全に努めます。
- 海岸の整備に際しては、そこに生息・生育しているアカウミガメなどの生物に十分配慮します。
- 海岸浸食防止と砂浜の回復のため、問題の抜本的な解決のための工法検討とともに、山地から

海岸までの一貫した総合的土砂管理の取組に努めます。

○海岸整備に際しては、濁水防止を行うなど水質保全に努めます。

### **③水域の生物の保全**

○種苗放流については、生態系や遺伝的多様性に配慮します。

○内水面における水産資源調査を行うとともに、科学的なデータに基づいた資源回復手法の検討を行政、学識者、漁業団体等から構成する内水面関係者で行い、連携して増殖活動に取り組みます。

○在来種の生息に悪影響を及ぼす外来魚やカワウ等による被害状況等の把握及び効果的な駆除について、関係団体を支援します。

○「宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針」に基づき、科学的知見等を踏まえた客観的な沿岸資源の状況の評価やモニタリングを継続・反復して実施することにより、資源の状態を定期的に把握します。

○藻場の持続的利用のため、「宮崎県沿岸における藻場造成及び管理に関する指針」を定め、藻場の回復と維持を行います。

○海中景観や海洋生態系が健全に維持される上で、サンゴ群集の保全が必要な地域について、関係者や市町村と連携し、保全を行います。

○日南海岸国定公園海域公園地区周辺については、日南海岸サンゴ群集保全協議会により、オニヒトデなどのサンゴ食害生物の駆除とサンゴ生息状況の調査を行います。

○水辺空間が果たす役割について県民の理解を深めるとともに、水辺空間を快適に利用できるよう県民、団体、施設管理者、行政等が一体となって、維持管理活動や景観保全活動に取り組みます。

### **④ため池・ダム貯水池の保全と適切な管理**

○環境との調和に配慮した、ため池の保全と再生に努めます。

○ため池の整備に際しては、そこに生息・生育している生物に十分配慮します。

○堤防の草刈りや堆積した土砂の除去など、適切な管理を推進します。

○ため池・ダム貯水池などの水質と流域環境の保全に努めます。

○オオクチバス、ブルーギル、ウシガエル、オオカナダモなどの外来種の防除と生息・生育域の拡大防止に努めます。

○農業用水路やため池などが有する多面的機能や歴史的価値などの魅力について、県民等の理解を深めながら、施設管理者や農業者、地域住民等が一体となった維持管理活動や景観保全活動を推進します。

### (3) 各主体に求められる役割

#### 県民・団体

- 水辺の重要性に関心を持ち、その維持管理活動や保全活動への積極的な参加
- 河川、海域、ため池等への外来種の放流をしないなど、水辺に生息・生育する生物への配慮

#### 事業者

- 開発事業実施時の水辺環境の保全
- 地域の河川や海岸などの維持管理活動や保全活動への積極的な参加

#### 市町村

- 公共事業実施時の河川、海岸、ため池の自然環境の保全
- 県民・事業者の水辺環境への関心を高めるとともに、県民、団体、事業者、行政等が連携した水辺の整備体制の構築
- 住民による河川、ため池等の管理に対する支援

### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	現況値 (R1 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
自然環境の保全・創出に取り組む河川割合	%	100	100	100

## 4-4 自然とのふれあいや配慮



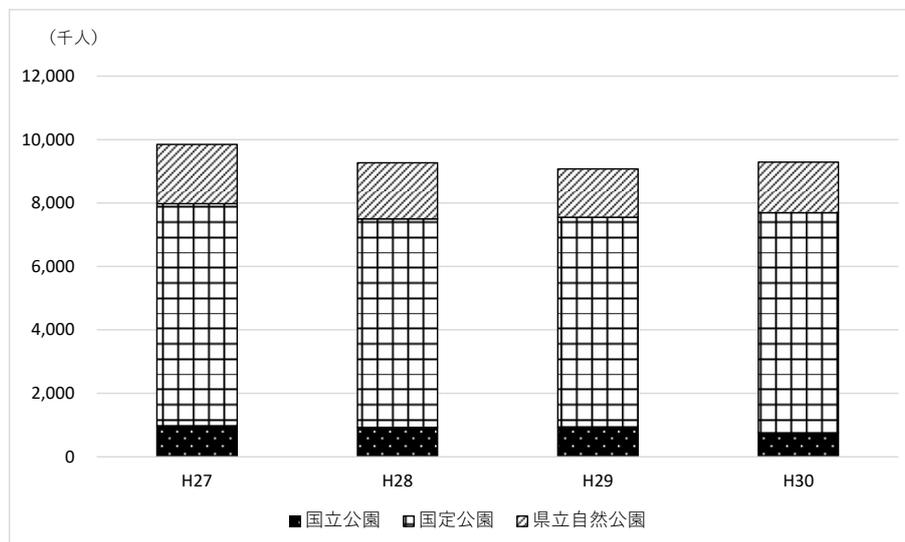
### (1) 現状と課題

#### 現 状

##### ○自然とのふれあいの場や機会

- ・自然の風景地の保護ばかりではなく、そこに生息する野生生物の保護やそれらの生育環境の保全など、生物多様性の保全の観点から、自然公園等は重要な役割を果たしています。
- ・県内には、自然とのふれあいの場として自然公園のほか、「明治百年記念の森」、「宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森」、「宮崎自然休養林」等があり、多くの県民に利用されています。
- ・エコツーリズム推進法の制定を契機に、県内でも、ガイド付きのトレッキングや森林でのふれあい体験キャンプ、ボランティアレンジャーによる生物の観察会などのエコツーリズムが盛んになっています。
- ・Withコロナ時代の新たな働き方として企業でのテレワークの取組が進展し、自然豊かな場所で働くワーケーションへのニーズが高まっています。また、国では国立・国定公園や温泉地などでのワーケーションを積極的に推進しています。

図 35 自然公園利用者数の推移



##### ○自然環境教育・学習

- ・本県では、ボランティアレンジャーやエコツーリズムのガイド等により、自然解説活動が行われています。
- ・学校や地域が取り組む森林環境教育（子供たちが森林の中で遊び、学ぶ自然体験活動）を支援しています。

○自然とのふれあいの場の整備における自然環境への配慮

- ・近年、自然とのふれあいの場の施設整備にあたっては、木材などの自然素材の活用など、自然環境への配慮がなされるようになりました。
- ・登山やロングトレイルの普及に伴い、転落や遭難などの事故につながらないよう登山道の整備や標識の設置などを進めています。

○自然とのふれあいの場や機会における自然環境への配慮

- ・人々が自然とふれあう活動において、ソウシチョウ、オオクチバス（ブラックバス）等の外来種の人為的な移動、希少な植物の自生地からの持ち帰り等、自然保護上問題のある行為がみられることがあります。

表 17 自然とのふれあいや配慮に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
自然公園利用者数	千人	9,387 [H26]	9,846 [H27]	9,264 [H28]	9,076 [H29]	9,289 [H30]
ひなもり台県民ふれあいの森利用者数	人	86,826	83,877	70,189	84,036	86,126

## 課 題

- 今後も、自然公園等をはじめとした、本県固有の優れた自然景観や貴重な動植物に人々がふれあう場を確保し、その価値の認識と保全の重要性への理解を深めていく必要があります。
- 自然とのふれあいにおいて重要な登山道を快適なものとし、登山による自然環境への影響を低減するため、登山道の浸食の抑制・防止や案内看板等の再整備が望まれます。
- 各地域の自然や文化の魅力を発信することにより、住民自身がその価値に気づき、環境保全につながるエコツーリズムを推進することが望まれます。
- 自然とのふれあいの場の整備に際しては、自然環境への配慮が求められます。
- 自然とのふれあいの場における活動での自然環境への配慮が求められます。

## (2) 施策の方向

### ①自然とのふれあいの場や機会の確保

- 自然公園等の適切な管理により、優れた自然環境の保全と自然とのふれあいの場の確保を図ります。
- 自然とのふれあいの場の更新やバリアフリー化を推進します。
- 九州自然歩道、遊歩道等の維持・管理に努めます。
- エコツーリズム、グリーン・ツーリズム、農泊等を推進します。これらの実践者間の情報交換の促進、実践者の育成、広域的な連携の取組支援を行います。

- 県民や宮崎県への訪問者が、自然とのふれあいなどのために河川や海岸に安全に近づけるように必要な措置を講じるよう努めます。
- 自然公園等において、県民が参加できる自然観察会や自然体験型の環境教育プログラムなどを実施し、自然とのふれあいの場を提供します。
- 内水面漁業団体が行う釣り教室や種苗放流体験等の取組を支援します。
- 「ひなもり台県民ふれあいの森」の県産材を活用したキャビンにおいて、森林空間を活用したワーケーションへの対応や県民等への保健休養環境の充実を図ります。

## **②自然環境教育・学習の充実**

- 自然解説活動の充実に努めます。
- 自然公園指導員等を通して、自然公園等の利用者に対する植物の保護や自然保護思想の普及活動等を実施します。
- 「川南遊学の森」等の森林環境教育の拠点施設において、施設の充実や子ども達をはじめとする幅広い世代を対象とした、森林環境教育を実施します。
- 自然に関する豊富な知識と熱意を有する者を自然保護推進員として委嘱し、自然環境の保全と適切な利用について県民への指導・啓発を行うとともに、自然保護推進員の研修会を開催するなど資質向上を図ります。

## **③自然とのふれあいの場の整備における自然環境への配慮**

- 必要に応じて自然公園計画の見直しを行い、自然公園の適切な保全と利用の調和を図ります。
- 浸食された登山道の補修を推進するとともに、登山道の開設・補修に際しては、できるだけ浸食が起これにくい工法を用いるよう努めます。
- 自然とのふれあいの場の整備に際しては、設置場所の工夫、地形改変の最小化、バイオトイレ導入など設備の工夫に努めます。
- 公園利用者が自然の中でより快適に過ごせるよう公衆トイレ、案内板などの自然公園施設や自然歩道の整備、改修を計画的に進めます。

## **④自然とのふれあい活動における自然環境への配慮**

- 自然公園、自然環境保全地域等において、自然公園指導員や野生動植物保護監視員などにより、規制の遵守状況の監視、立入者への助言・指導を行います。
- 釣り愛好者に対し、オオクチバスやブルーギル等外来種の放流をしないよう、啓発に努めます。
- 登山者などに対し、希少な植物を自生地から持ち帰らないよう、啓発に努めます。
- 自然公園利用者などに対し、シカなどの野生動物に給餌しないよう、啓発に努めます。
- 県民や団体による河川浄化・河川美化活動、海岸・港湾美化活動を支援することにより、快適な水辺を維持し、親水性確保に努めます。
- 親水性確保のための取組・事業実施に際しては、自然環境と安全確保に十分配慮します。
- 自然公園指導員や野生動植物保護監視員などと協力し、公園利用者のマナー向上に努めます。

### (3) 各主体に求められる役割

<b>県民・団体</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然とのふれあいの場における活動に際しての、自然環境への配慮</li> <li>○自然公園等の利用に際しての、規制の遵守</li> <li>○自然環境教育・学習を通じての、自然に関する理解の向上</li> </ul>	
<b>事業者</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然とのふれあいや農林漁業を実体験するエコツーリズム、グリーン・ツーリズム、農泊の機会や場の提供</li> <li>○働き方改革による、職員のワーケーションの推進</li> <li>○開発事業に際しての、森林・緑地や干潟の保全、県民が自然とふれあう場の確保</li> <li>○自然とのふれあいの場の整備に際しての、自然環境への配慮</li> </ul>	
<b>市町村</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然とのふれあいを促進する施設の整備や人材の育成</li> <li>○身近な里地里山などの緑地や藻場干潟の保全、市民や団体、事業者と一体となった保全・維持管理の体制づくり</li> <li>○学校や地域の活動における自然環境教育の充実</li> <li>○自然とのふれあいの場の整備に際しての、自然環境への配慮</li> </ul>	

### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	現況値 (R1 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
自然公園利用者数	千人	9,289 [H30]	9,300	9,300
ひなもり台県民ふれあいの森利用者数	人	86,126	90,000	100,000

## 第5節 環境保全のために行動する人づくり

### 5-1 環境教育の推進



#### (1) 現状と課題

##### 現 状

###### ○学校等における環境教育

- ・県では、次世代を担う子どもの環境に対する知識や理解を段階的に深め、環境に配慮した地球にやさしい行動ができるよう、「こどもエコチャレンジ推進事業」を実施し、幼児期における環境教育を推進しています。
- ・各学校では、各教科や総合的な探求の時間等をはじめ教育活動全体を通して、環境に対する関心や環境問題についての理解を深め、よりよい環境を創造していく実践的な態度の育成を目指して環境教育に取り組んでいます。

###### ○家庭、地域、職場における環境教育

- ・地域における環境教育を支援するため、地域で開催される環境保全に関する学習会、講演会等に対して環境保全に関する専門的知識を有した「環境保全アドバイザー」を派遣しています。
- ・水環境に係る環境教育の一環として、小中学生や地域の子どもたちを対象に、市町村等と連携して、河川などの身近な水辺の自然の音、自然の風景、水の透明度、水のおいしさ、水のきれいさ及び水生生物を調査する「水辺環境調査」や、水辺環境調査に事前学習とまとめを加えた「水辺の学習」を実施しています。
- ・昭和55年から、地域の環境保全に関し、特に顕著な功績のあった個人や事業者を表彰しており、令和2年度までに388の個人・団体を表彰しています。

###### ○環境教育の情報提供

- ・6月の環境月間には「ノーマイカーデー」や「環境の日キャンペーン」など様々なイベントを開催し、環境保全の意識啓発を図っています。
- ・環境に関する施策や話題、県内の環境保全の取組などを紹介した環境情報誌「eco みやざき」を発行しています。
- ・環境保全イベントや環境に関する各種データなどの情報を発信するホームページ「みやざきの環境」を運営しています。

○環境教育指導者

- ・地域における環境教育を支援するため、平成5年度から環境保全に関する専門的知識を有した人材を「環境保全アドバイザー」として登録しています。

○環境教育拠点

- ・県では、県民の自然や生活環境問題に対する知識・情報の普及や、環境に関する教育・学習や活動を支援する拠点として「宮崎県環境情報センター」を設置しています。
- ・「宮崎県環境情報センター」は令和元年7月1日に地域ESD活動推進拠点(地域ESD拠点)として登録されました。

宮崎県環境情報センター



○森林環境教育

- ・森林の多面的な機能に対する理解を得るとともに、地球温暖化の緩和及び循環型社会の形成に資する社会を構築するために大変有効であることから、本県では森林を活用した体験型の学習である森林環境教育に取り組んでいます。

表 18 環境教育の推進に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
環境教育推進校指定校数	校	7	8	8	8	8
水生生物調査(水辺環境調査)参加団体数	団体	52	63	55	54	41
こどもエコチャレンジ施設認定数(累計)	施設	169	179	183	187	195
環境保全アドバイザー講座等受講者数	人	3,548	4,427	4,197	3,594	4,243
ホームページ「みやざきの環境」へのアクセス件数	件	264,121	266,597	293,930	291,670	183,521
環境情報センター利用者数	人	39,011	40,187	41,990	43,144	40,968
森林環境教育実践校(団体)数	校・団体	64	54	51	43	56
森林づくり団体公募活動支援数	団体	28	31	31	34	34

## 課 題

- ライフステージに応じた環境教育や県民の自主的な環境学習を推進する必要があります。
- 環境教育に役立つ情報を効果的に提供する工夫が求められます。
- 環境教育を指導する人材の養成・確保が必要です。
- 環境教育拠点の整備と機能充実を図る必要があります。
- 本県の地域特性を生かした森林環境教育を一層推進する必要があります。

## (2) 施策の方向

### ①家庭、学校、地域等における環境教育の推進

- 子どもから高齢者までが参加できる環境教育・学習の場づくりに努め、ライフステージに応じた環境保全意識を醸成するとともに、生涯学習としての環境教育を推進します。
- 次世代を担う子どもたちの環境に対する知識や理解を段階的に深めるため、幼児に対する環境教育や、総合的な探究の時間等を通じた児童・生徒に対する環境教育など、子どもたちの発達の段階に応じた環境教育を推進します。
- 学校において、各教科等における環境に関する内容の指導の充実を図ります。
- 学校において、自然とのふれあいを通じた様々な体験や環境教育関連施設の見学を実施するとともに、家庭や地域において、子どもたちが学校等で学んだ環境教育の取組を保護者や地域住民と一緒に実践できるよう、学校と家庭・地域が連携した体験参加型の環境教育を推進します。
- 環境教育推進校等のモデル校による先駆的な環境教育の推進を図るとともに、同様の取組を他校にも広げるため、優良な取組事例の公表を行います。
- 家庭での環境意識を高めるため、地球温暖化防止活動推進員の派遣を行い、助言や省エネ診断等を行います。
- 地域、団体、事業所等が行う環境に関する講演会や研修会等に対し、環境保全アドバイザーを派遣し、県民の環境に対する理解を深める等の支援を行います。
- 環境教育の推進に関する行動計画等の作成や公表を行う市町村を支援します。
- 持続可能な開発のための教育（E S D）の視点を取り入れ、環境・社会・経済との関わりを盛り込んだ環境教育を推進し、広い視野で環境について考えることのできる人づくりを目指します。
- 小中学生や地域の子どもたちを対象に、市町村等と連携して、河川などの身近な水辺の自然の音、自然の風景、水の透明度、水のおいしさ、水のきれいさ及び水生生物を調査する「水辺環境調査」や、水辺環境調査に事前学習とまとめを加えた「水辺の学習」を実施します。

### ②環境教育に関する情報の提供

- 県民一人ひとりの環境教育に役立つ情報の提供を行うため、各種環境啓発紙等の充実を図ります。
- 地域における環境保全意識を高めるため、環境保全活動を実践する各主体の活動事例を、ホー

ムページ「みやぎの環境」等に掲載するなど、関係団体や環境保全アドバイザー等の様々な主体による情報発信を促し、情報提供体制の充実を図ります。

- 環境保全活動に積極的に取り組む各主体間の交流研修会を実施することにより、相互の情報共有や人的交流を深めるとともに、各主体が一体となった協働取組を推進します。

### **③環境教育を担う人材の養成・確保**

- 教職員を対象とした環境教育の研修会を行うなど、環境教育に関する指導力向上を図ります。
- 希少野生動植物の保護監視活動を行っていただく方を野生動植物保護監視員として委嘱し、県内の希少野生動植物の保護及び県民に対しての普及・啓発活動を行います。
- 県民が自ら自然環境の保護と創出を推進するため、自然を守り育てるボランティア及び地域のリーダーとして自然保護推進員を委嘱し、研修会の開催や情報提供により活動を支援します。
- 地域における温暖化対策の推進を図るため、地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、自ら率先して温暖化防止に取り組むとともに、地域住民に対し温暖化に関する情報の提供・助言等を行います。
- 県に登録又は委嘱されている環境保全アドバイザーや推進員、学生等を対象とする研修会等を開催することにより、環境教育指導者の指導力向上を図るとともに、次世代を担う学生や指導者間の連携体制を構築します。

### **④環境教育拠点の整備、機能充実**

- 環境情報センターにおいて、県民の幅広い環境教育ニーズに応えられるような環境教育拠点機能の充実を図るとともに、より多くの県民に利用してもらうため、県政番組やホームページ等の情報媒体を用いて、環境情報センターの周知を図ります。
- 市町村施設や民間施設等と協力し、「体験の機会のある場」として整備する等、環境教育の拠点機能の充実を図ります。
- 「宮崎県次世代エネルギーパーク」を活用し、再生可能エネルギーをはじめとした次世代のエネルギーを実際に見て触れることで、エネルギーへの理解を深めるとともに、環境保全の意識の向上を図ります。

### **⑤森林環境教育の推進**

- 森林とのふれあいを通し、多くの県民が森林の大切さを理解し、県民参加の森林づくりを実践できるよう、「ひなもり台県民ふれあいの森」、「諸県県有林共に学ぶ森」など、森林環境教育の実践フィールドの整備を図ります。
- 森林での体験研修や木工教室の開催など、森林環境教育の一層の充実を図ります。
- 地域や学校が取り組む森林環境教育実践のための相談窓口を設置するとともに、自然体験活動等の指導者を派遣するなど子どもたちを対象とした森林環境教育の実践活動を支援します。

- 森林ボランティア団体が実施する森林環境教育や活動を支援します。
- みどりの少年団の活動支援や学校林の活用等を通じて、次代を担う心豊かな青少年の育成を図ります。
- 森林環境教育の実践活動や研修等を通じ、森林環境教育の指導者の養成を図ります。

### (3) 各主体に求められる役割

<b>県民・団体</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○講習会、講演会、自然観察会等への参加など、自発的・積極的な教育の推進</li> <li>○環境教育に関する、自らの知識や経験を生かした、様々な場や機会での発言や助言</li> <li>○各主体の相互理解に基づく、環境教育に関するネットワークづくり</li> </ul>
<b>事業者</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○従業員等に対する研修制度に環境問題を取り入れるなど、職場全体での環境教育の推進</li> <li>○事業者が有する環境保全技術の紹介や人材の派遣、環境教育の場として施設の公開など、地域の環境教育の推進</li> </ul>
<b>市町村</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○各主体が保有する環境教育に関する教材や教育機会、人材、施設等の情報収集を通じた、効率的な環境教育の推進</li> <li>○環境教育に関する教材や教育機会の提供、指導者の育成・派遣、拠点施設の整備など、各主体が自主的に取り組む環境教育の支援</li> <li>○環境に関する職員研修の実施による、職員一人ひとりの環境意識の向上</li> <li>○地域社会における環境教育の推進、各地域間のネットワーク化や地域での環境活動のサポート</li> </ul>

### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	現況値 (R1 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
環境教育推進校指定校数	校	8	14	14
水生生物調査(水辺環境調査)参加団体数	団体	41	60	60
こどもエコチャレンジ施設認定数(累計)	施設	195	231	261
環境保全アドバイザー講座等受講者数	人	4,243	4,500	4,800
ホームページ「みやぎきの環境」へのアクセス件数	件	183,521	340,000	380,000
環境情報センター利用者数	人	40,968	44,000	47,000
森林環境教育実践校(団体)数	校・団体	56	60	65
森林づくり団体公募活動支援数	団体	34	41	45

## 5-2 環境保全活動の推進



### (1) 現状と課題

#### 現状

○各主体の環境保全活動とパートナーシップ

- ・本県では、県民、団体、事業者、行政等様々な主体による環境保全活動が行われています。
- ・これまで、県民、団体、事業者、行政等の協働による環境保全活動を推進する組織である「環境みやざき推進協議会」が推進する県民総ぐるみの清掃活動「クリーンアップ宮崎」には、毎年10万人以上の県民が参加しています。
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づき、県及び市町村は、自らが行う事務及び事業によって排出される温室効果ガスの削減に関する計画（＝地方公共団体実行計画（事務事業編））を策定する義務があります。

「クリーンアップ宮崎」の様子



表 19 環境保全活動の推進に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
地方公共団体実行計画(事務事業編)を策定した市町村の割合(累計)	%	81.0	84.6	84.6	88.5	92.3
地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定した市町村の割合(累計)	%	15.4	15.4	15.4	15.4	15.4
環境みやざき推進協議会参加会員数(累計)	団体等	464	468	456	457	453

#### 課題

- 各主体が自発的に行う環境保全活動を一層推進する必要があります。
- 環境保全活動を行う各主体間のより一層強力なパートナーシップを形成する必要があります。

## **(2) 施策の方向**

### **①各主体が自発的に行う環境保全活動の支援**

- 河川浄化や森林ボランティア等の地域の実践活動への支援、行政との協働事業の実施、活動内容の県民への紹介など、地域や団体等が自発的に行う環境保全活動を支援します。
- エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムに関する情報提供や普及啓発など、事業者の自主的な環境保全活動を支援します。
- 地方公共団体実行計画の進捗管理やグリーン購入の徹底など、市町村における率先的な環境保全行動を支援します。
- 県自らも一事業者として「宮崎県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」や「宮崎県グリーン購入基本方針」に基づき、職員一人ひとりの環境保全の取組を推進します。
- 各主体が実施する環境保全活動において、顕著な功績のあった者に対し、その功績を表彰するとともに、取組内容を広く県民に紹介することにより、環境保全活動に対する県民の関心と理解を深めます。
- 森林づくり活動によって得られた二酸化炭素吸収量を認証し社会貢献活動として評価するなど、企業等の森林づくり活動への参加を促進します。
- 地域での環境美化活動等の環境保全活動やエコツーリズム等の地域活性化の取組、子どもたちが自然と触れあう場の提供など多様な主体が環境保全活動に参加できる機会を増やします。
- 内水面漁業団体が行う種苗放流、産卵床造成、石倉設置等の水産資源増殖活動を支援します。

### **②多様な主体が相互に協力して行う協働取組の推進**

- 各主体がお互いを理解し、協働して環境保全活動に取り組むことを支援するため、環境保全に取り組む多様な各主体が一同に集うイベントを開催するなど、異なる地域や立場の人々が交流、情報交換する機会の創出を図ります。
- 各主体が協働して、地球温暖化対策を中心とした環境保全活動に取り組む環境みやざき推進協議会への支援を行い、会員の拡大や取組内容の一層の充実を図ります。
- 森林づくりに関する情報提供や企業の森の誘致活動に取り組む「みやざき森づくり委員会」の活動等を通じて、企業や団体、森林所有者等が連携した森林づくりを推進します。

### (3) 各主体に求められる役割

#### 県民・団体

- 日常生活における環境に配慮した取組の実践
- 県民、団体、行政等が実施する地域の環境保全活動への積極的な参加
- 各主体間の連携に積極的に関わり、複数の団体間のコーディネーター役を努めるなど、協働による環境保全活動の促進

#### 事業者

- エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの導入など、事業活動における環境配慮の自主的な取組の推進
- 環境みやざき推進協議会に入会するなど、県民、団体、行政等が実施する地域の環境保全活動への積極的な参加・協力

#### 市町村

- 環境に関する情報や活動の場の提供など、住民、団体、事業者における自主的・積極的な環境保全の実践活動の促進
- 各主体が連携し、一体となって環境保全の実践活動に取り組むための体制づくり

### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	現況値 (R1 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
地方公共団体実行計画(事務事業編)を策定した市町村の割合(累計)	%	92.3	100	100
地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定した市町村の割合(累計)	%	15.4	30.0	50.0
環境みやざき推進協議会参加会員数(累計)	団体等	453	500	600

## 第6節 環境と調和した地域・社会づくり

### 6-1 環境にやさしい地域・産業づくり



#### (1) 現状と課題

##### 現 状

##### ○農山漁村の有する多面的機能

- ・農山漁村地域は、美しい景観や自然環境、伝統文化など、豊かな地域資源を有するとともに、水源の涵養や国土保全、食料の供給など多面的かつ公益的機能を併せ持っています。
- ・一方、農山漁村地域においては、過疎化や高齢化等の進行により、地域内の活力低下が進みつつあり、農山漁村地域の持つ多面的機能の低下が懸念されています。

##### ○水循環

- ・大淀川や五ヶ瀬川などの代表的な河川を中心に豊かな水量が保たれるとともに、河川や流域の水質も良好な状態が維持されるなど、おおむね健全な水循環が保たれています。

##### ○環境保全型の農林水産業

- ・本県では、持続可能な農林水産業の発展という視点から、持続的農業や資源管理型漁業等の推進に努めています。
- ・農業においては、「環境保全」「労働安全」「食品衛生」等についてリスク評価に基づき改善を行うGAP（農業生産工程管理）の取組を推進しており、認証経営体数は、年々増加しています。
- ・林業においては、適正な森林整備・保全や、再生可能な森林資源の有効活用による森林の循環利用システムの確立に向けた取組を推進しています。
- ・水産業においては、養殖場等の漁場環境の保全や廃棄魚の肥料化、海底清掃や藻場干潟の保全が進められています。
- ・環境と調和する農林水産業の振興は、地域経済を活性化させるとともに、農地や森林、漁場等の保全・管理により国土保全などの公益的機能の維持・向上に貢献することから、その発展と環境への配慮の促進が期待されています。

##### ○本県の地域特性を生かした体験・交流型観光

- ・本県では、優れた自然環境や歴史的・文化的資源、豊かな自然の恵みが育む農林水産業など、本県の地域特性を生かした体験・交流型観光の普及促進に取り組んでおり、都市部の人や海外旅行者の需要の増加と重なり、農林漁業体験民宿数は年々増加傾向にあります。

## ○環境ビジネス

- ・我が国においてもE S G投資残高が平成28年から令和元年の3年間で約6倍に増加するなど、E S G金融が世界の潮流となる中、環境に配慮する企業が評価され、事業者はこれまで以上に環境を重視するようになっていきます。
- ・環境と経済を一体的に捉え、環境保全を通じて経済に利益をもたらし、経済活動を通じて環境保全に寄与するというような、環境と経済をともに向上させる環境ビジネスへの期待が高まっています。

表20 環境にやさしい地域・産業づくりに係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
農林漁業体験民宿数（累計）	軒	157	168	171	185	192

## 課題

- 地域住民の人口減少により農林水産業及び農山漁村の有する多面的機能の維持・保全と機能発揮が危惧されています。
- 健全な水循環の次世代への継承が求められています。
- 環境への負荷を低減し、環境と調和した農林水産業が求められています。
- 本県の地域特性を生かした体験・交流型観光の展開が求められています。
- 環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現のため、環境ビジネスの育成・振興が求められています。
- 太陽光・風力・水力などの地域エネルギー、バイオマス資源、豊かな自然環境や観光資源などの地域資源を活用した産業を地域が主体となって進めることが求められています。

## (2) 施策の方向

### ①魅力ある農山漁村等づくり

- 農村における農地や農道、生活排水処理施設等の整備など、環境との調和に配慮した整備を推進します。
- 農地・農業用施設の適切な管理や農村景観の良好な保全・形成を図る地域の共同活動を推進します。
- 農山漁村の豊富な資源をバイオマス発電や小水力発電等の再生可能エネルギーとして活用し、農林漁業経営の改善や地域への利益還元を進め、農山漁村の活性化を図ります。
- 自然環境の保全や生物多様性への配慮、親水性の確保などを考慮した多自然川づくりの整備を推進します。
- 漁村における生活環境の向上を図るため、緑地広場等の環境施設の整備を推進します。
- 森林や農地、農山村地域が有する水源涵養や土砂流出防止、生物の多様性の確保など、国土保

全に貢献する公益的機能についての県民の理解を深めるため、情報発信や普及啓発を推進します。

- 国土保全機能の維持向上を図るため、森林の適切な保全・管理とともに、国土保全上重要な農山村地域の公共資産の維持・管理や農林業の支援、里地里山や棚田などの保全を推進します。
- 藻場干潟等の持つ水質浄化や多様な生物の育成機能の維持向上を図るため、漁業者等による藻場干潟等の保全活動への支援を推進します。
- 養殖漁場の環境保全を図るため、沖合域での養殖を推進します。
- 津波や高潮、塩害等の防止や自然景観の保全のため、松くい虫被害の予防、被害木の駆除など海岸保安林の整備・保全を推進します。

## **②健全な水循環の確保**

- 水源地域の水源涵養機能を維持するため、市町村及び森林所有者等との連携協力により水源地域の保全を推進します。
- 節水や水の合理的利用に関する普及啓発や公共施設における雨水・再生水の利用など、適切な水利用の促進を図ります。

## **③環境とともに歩む循環型農林水産業の推進**

- 土づくり・適正施肥、適正かん水を基本として、化学合成農薬のみに頼らず、天敵等の生物農薬や防除資材等を活用し、有機農業をはじめとした持続的農業を推進します。
- 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（家畜排せつ物法）に基づく家畜排せつ物の適正な処理・管理と、良質な堆肥化を推進するとともに、堆肥の流通体制の整備、耕種部門における利用の拡大を図るなど、耕種農家と畜産農家との耕畜連携による良質な土づくりを推進します。
- 農業用水利施設等を活用した小水力発電を推進します。
- 農業用廃プラスチックの回収及びリサイクルを推進します。
- 農薬及び肥料の適正使用に関する情報提供や普及啓発、新たな環境負荷の低減技術の開発など、農業生産に伴う環境負荷の低減を図ります。
- 計画的な伐採と再生林を実施して、主伐林齢の多様化によりバランスのとれた齢級構成に誘導し、「伐って、使って、すぐ植える」といった資源循環型林業を確立します。
- 環境に配慮した持続的な森林経営が行われていることを認証する森林認証の取得を促進します。
- 森林GIS（森林地理情報システム）を活用して、森林の適正管理に向けた森林資源の正確な情報把握に努めます。
- 森林施業の集約化等による効率的な林業経営を推進するとともに、森林所有者による適切な森林施業等が困難な森林については、施業や経営の受委託を促進します。
- 森林所有者自らが経営管理できない森林については、森林経営管理制度に基づく市町村やひなたのチカラ林業経営者による適切な森林管理を推進します。

- 適切かつ効率的な森林施業が行われるよう、自然条件を考慮した作業システムに基づく計画的な林道や作業路の整備に努めます。
- 林業生産活動で発生する木質バイオマスの活用を推進します。
- みやざき林業大学校における研修の実施や林業に関する資格等の取得支援を行うとともに、林業普及指導員による技術指導の充実を図るなど、林業従事者の育成と技能向上を推進します。
- 「緑の雇用」事業等において林業に必要な資格取得や技術習得を行った「研修修了者」や造林保育作業に従事する新規就業者の定着促進のための支援を行います。
- 水産系廃棄物の回収及びリサイクルを推進します。
- 環境への負荷の少ない養殖技術の開発や藻場干潟の保全、漁民の森の造成や水辺林の保全など、漁場環境の整備・保全を推進します。

#### **④本県の地域特性を生かした体験・交流型観光の推進**

- 自然豊かな景勝地や歴史的・文化的資源など地域資源を整備・保全するとともに、それら資源を損なうことなく活用しながら、都市部と農山漁村部の人との交流を生み出す体験・交流型観光のエコツーリズム、グリーン・ツーリズム、農泊等を推進し、交流人口の拡大を図ります。
- 農山漁村の魅力ある地域資源や生活環境などの文化を教育分野で活用する教育旅行の活用拡大を推進します。

#### **⑤環境ビジネスの創出・育成**

- 再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの推進、資源のリサイクル、環境教育の推進、環境情報の提供など、環境への負荷低減に貢献する環境ビジネスの創出・育成等に係る支援を図ります。
- 環境産業又はエネルギー産業に関する事業を行う中小企業等に対し、融資を行います。
- 県内の排出事業者や産業廃棄物処理業者が、資源の循環的利用を目的として産業廃棄物のリサイクル施設を設置する経費の一部を支援します。（再掲）
- 生活環境の保全を目的として、産業廃棄物の適正処理、再生利用、資源循環等の事業を行う一般社団法人宮崎県産業資源循環協会と連携し、循環型社会の形成に取り組みます。（再掲）
- 産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの促進を図るため、産学官の共同研究グループが行う環境リサイクル関連分野の新商品・新技術開発を支援します。
- 県試験研究機関や大学等が連携し、県内中小企業による環境負荷の低減に資する研究開発等への取組に対して、技術的な支援を行います。
- セミナー等を通じた情報提供や地域と連携した再生可能エネルギー等の活用に向けた取組に対する支援を行うことにより、再生可能エネルギー関連産業の振興を図ります。
- 水素関係技術に関する情報収集や県内関係者の情報共有を行うため、外部講師を招いたセミナー・研究会を開催し、県内企業の水素関連産業への参入促進を図ります。

### (3) 各主体に求められる役割

<b>県民・団体</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域で生産される食材や資材を積極的に利用するなど地産地消の実践</li> <li>○健全な水循環の確保を図るため、節水や水の合理的利用など、水資源の適切な利用</li> <li>○自然環境とのふれあいや農林漁業を体験するエコツーリズム、グリーン・ツーリズム、農泊、教育旅行などへの積極的な参加</li> <li>○森林所有者等による植栽や間伐などの適切な森林施業の実施（再掲）</li> </ul>
<b>事業者</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○農薬や化学肥料の適正使用や低減、農業用施設（特に燃料用タンクや配管等）の適切な管理・点検など、環境に配慮した農業の実践</li> <li>○適地適木による更新や適切な間伐の実施など、森林の有する多面的機能の長期的・循環的な維持・保全に努めるとともに、木質バイオマスの積極的な活用を図るなど、環境に配慮した林業の実践</li> <li>○健全な水循環の確保を図るため、工場・事業場における節水や雨水・再生水の利用など、水資源の有効利用</li> <li>○水産系廃棄物のリサイクルの推進など、環境に配慮した漁業の実践</li> <li>○自然環境とのふれあいや農林漁業を体験するエコツーリズム、グリーン・ツーリズム、農泊などの機会や場の提供</li> <li>○自ら排出する廃棄物の積極的な再資源化、リサイクル製品の開発、提供（再掲）</li> <li>○本県の地域特性を生かした新たな環境ビジネスの創出</li> </ul>
<b>市町村</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○農山漁村の環境整備に際しての、環境との調和に配慮した生活環境施設の整備や、周辺の自然景観と調和した農山漁村の景観の維持</li> <li>○森林や棚田などの農地や藻場干潟がもたらす公益的機能の維持・向上、県民の理解醸成</li> <li>○健全な水循環の確保を図るため、県民の理解醸成、公共施設における節水や雨水・再生水の利用など、水資源の有効利用</li> <li>○環境に配慮した農林水産業の実践的な取組に対する支援</li> <li>○本県の地域特性を生かした新たな環境ビジネスの創出に対する支援</li> </ul>

### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	現況値 (R1 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
GAP 認証取得経営体数(延べ数)	経営体	178	400	-
農林漁業体験民宿数（累計）	軒	192	210	232

※ GAP 認証取得経営体数については、「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画」における目標値の設定が R7 年度までであるため、上記において R12 年度の値は記載してしない。

## 6-2 快適な生活空間の創出



### (1) 現状と課題

#### 現 状

##### ○景観

- ・本県では、全国に先駆けて制定された沿道修景美化条例に基づき、花と緑にあふれた沿道の景観を新たに創造するなど、豊かな自然を生かした美しい県土づくりに取り組んできましたが、人口減少・少子高齢化による担い手不足から、地域の人々によって守られてきた景観が損なわれることが懸念されています。
- ・持続可能な地域づくりが求められる中、良好な景観の保全、創出又は活用による魅力ある地域づくりを推進するため、平成29年に「美しい宮崎づくり推進条例」を施行し、地域固有の景観を生かした愛着と誇りを持てる「美しい宮崎」の創造と継承に取り組んでいます。
- ・本県における都市公園等の整備状況は、約1,000か所2,030haであり、都市計画区域内の人口1人当たりの都市公園等面積は約21.0㎡です。これは、全国の1人当たりの都市公園等面積約10.6㎡（平成30年度末）を大幅に上回っています。

表 21 景観重要建造物及び景観重要樹木

景観重要建造物		(令和2年3月末現在)
景観行政団体名 ※	指定年月日	建造物の名称
宮崎市	平成20年12月1日	宮崎県庁本館
宮崎市	平成20年12月1日	宮崎県庁5号館
宮崎市	平成20年12月1日	商家「旧阪本家」
宮崎市	平成21年10月1日	河上家武家門
宮崎市	平成21年10月1日	安藤家武家門

景観重要樹木		(令和2年3月末現在)
景観行政団体名 ※	指定年月日	樹木の名称
宮崎市	平成21年10月1日	フェニックス（県庁本館前）
宮崎市	平成21年10月1日	フェニックス（県庁本館前）
延岡市	平成26年12月4日	センダン（三椏小学校跡地）

※景観行政団体：景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく地方公共団体。

##### ○文化財

- ・本県は「ひむかの国」として古くから歴史に登場し、歴史的にも文化的にも多数の優れた遺産が残されています。

- ・これらの遺産は、環境保全の観点からも、歴史的・文化的雰囲気など、快適な環境へのニーズの高まりに応えるためにも重要なものであるため、保存・活用に取り組んでいます。
- ・本県の天然記念物の数は、国指定の特別天然記念物が4件、天然記念物が47件（うち1件は名勝及び天然記念物）、県指定の天然記念物が22件、市町村指定の天然記念物が96件です。天然記念物は、文化財の中で特に環境の変化を受けやすい分野であり、近年懸念される問題として、アカウミガメの産卵地となっている砂浜海岸の浸食や、森林植生の変化によるニホンカモシカの生息数の激減があります。
- ・本県では、高千穂峡谷や尾鈴山の瀑布群、日南市鶴戸などが名勝として指定されています。

表 22 快適な生活空間の創出に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
市街地における幹線道路の無電柱化率 (累計)	%	3.1	3.1	3.1	3.1	3.9
都市公園面積 (都市計画区域人口1人当たり)	m <sup>2</sup> /人	21.6 [H26]	21.4 [H27]	21.9 [H28]	20.9 [H29]	21.0 [H30]

### 課題

- 快適な生活空間を創出するため、うるおいとやすらぎのある美しい景観の保全・創出に継続して取り組んでいく必要があります。
- ふるさとの財産である文化財の保存・活用等が求められています。

## (2) 施策の方向

### ①うるおいとやすらぎある美しい景観・環境づくり

- 宮崎県景観形成基本方針及び美しい宮崎づくり推進条例に基づき、美しい景観・環境づくりの大切さや必要性について、県民や市町村への啓発周知を図ります。
- 豊かな自然景観や美しい街並みなど景観資源を把握するとともに、自然と県民の暮らしが調和した景観の保全・創出を図ります。
- 都市環境の改善や災害時の避難地の確保、増大する多様なレクリエーション需要に対応するため、都市公園の均衡ある整備を図ります。
- 沿道の修景や屋外広告物の規制、無電柱化の推進、県民参加による街並みの整備など、市街地における美しい景観の創造を推進します。
- 巨樹・巨木や県木フェニックスの保全、農山漁村地域における里地・棚田の保全など、地域を特徴づける景観の保全・創出を推進します。
- 河川沿岸の自然環境の保全や県民参加による河川浄化活動の推進など、自然の営みがかたちづくった河川景観の保全・創造を推進します。
- 水辺空間とまち空間の融合が図られた、良好な空間形成を目指した「かわまちづくり」を推進します。
- 緑地保全地域や緑化地域、風致地区の指定等による緑地の保全、都市公園の整備や民有地の緑

化の促進など、市街地における緑の保全と緑化を推進します。

- 県民や事業者の自主的・積極的な緑化活動を支援するとともに、各主体の連携による緑化や維持管理活動を支援するなど、県民参加による都市緑化の推進を図ります。
- 優れた景観の保全や創出と緑化の推進について、各主体の連携のもと各種制度の活用を図ります。

## **②本県の自然と一体となった歴史的・文化的資源の保存・活用**

- 歴史的・文化的資源に関する情報発信、体験・学習や地域づくりへの活用など、県民の歴史的・文化的資源に関する普及啓発を推進します。
- 貴重な歴史的・文化的資源の調査・把握や、文化財の指定等による適切な保存・活用を推進します。

## **③環境と調和した生活空間づくり**

- 工場建設の際は、工場立地法等に基づき積極的な緑地の確保を図るよう、法の周知及び遵守を通じ、工場緑化を推進します。
- 環境にやさしい生活空間の保全や創出と緑化の推進について、各主体の連携のもと計画的・体系的な保全・創出が行われるよう、推進体制の構築や推進方策についての仕組みづくりを検討します。

### (3) 各主体に求められる役割

#### 県民・団体

- 住宅建築に際しての、周辺の自然景観や街並みとの調和、環境への配慮
- 住宅の敷地内での生垣や植栽への取組や、地域の緑化活動などへの積極的な参加
- 地域の歴史・文化的資源に関する学習活動や保全活動への参加

#### 事業者

- 施設の整備に際しての、周辺の自然景観や街並みとの調和、環境への配慮
- 事業所敷地内の緑化への取組や、地域の緑化活動などへの積極的な参加・協力
- 開発事業の実施に際しての、文化財の保護

#### 市町村

- 公共事業の実施に際し、周辺の自然景観や街並みとの調和、環境への配慮など、美しい景観づくりの実践
- 公共施設の敷地や河川における緑化、都市公園等の整備
- 歴史的・文化的資源の実態把握及び保護・継承

### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	現況値 (R1 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
市街地における幹線道路の無電柱化率 (累計)	%	3.9	5.5	6.2
都市公園面積 (都市計画区域人口1人当たり)	m <sup>2</sup> /人	21.0 [H30]	21.0	21.1